

官報

号外

令和四年四月十九日

○第二百八回 衆議院會議録 第二十一号

令和四年四月十九日(火曜日)

議事日程 第十六号

令和四年四月十九日

午後一時開議

第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案(中島克仁君外十六名提出)

第三 新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案(中島克仁君外十六名提出)

第四 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外十六名提出)

第五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案(中島克仁君外十六名提出)

令和四年四月十九日 衆議院會議録第二十一号

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案(中島克仁君外十六名提出)

日程第三 新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案(中島克仁君外十六名提出)

日程第四 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外十六名提出)

日程第五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

これも家庭庁設置法案(内閣提出)及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)並びに子ども基本法案(加藤勝信君外十名提出)、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外十一名提出)及び子ども育成基本法案(三木圭恵君外二名提出)の趣旨説明及び質疑

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

議員辞職の件

道路交通法の一部を改正する法律案

午後一時二分開議
○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長(細田博之君) 去る十五日、議員山本太郎君から、今般、一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました。御許可願います。

今般 一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました。御許可願います。

令和四年四月十五日

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員 山本 太郎

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔上野賢一郎君登壇〕

○上野賢一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定自動車運行に係る許可制度を創設するとともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を行うものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十三日本委員会に付託され、同日二之湯国家公安委員会委員長から趣旨の説明を聴取いたしました。

また、同日電動キックボードの試乗及び自動配送ロボットの展示の視察を行いました。次いで、十五日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案(中島克仁君外十六名提出)

日程第三 新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案(中島克仁君外十六名提出)

日程第四 新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外十六名提出)

日程第五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之) 日程第二、中島克仁君外十六名提出、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案、日程第三、中島克仁君外十六名提出、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案、日程第四、中島克仁君外十六名提出、新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案、日程第五、内閣提出、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長橋本岳君。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案及び同報告書
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔橋本岳君登壇〕

○橋本岳君 ただいま議題となりました各案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病の蔓延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを創設するとともに、医師等が電子処方箋を提供できる仕組みを創設しようとするものであります。

次に、中島克仁君外十六名提出の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、緊急時の医療提供体制の確保のための都道府県等と医療機関の協定の締結、医療機関の管理者に対する要請又は指示、都道府県知事に対する医療の提供に係る要請等について定めようとするものであります。

次に、中島克仁君外十六名提出の新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に係るハイリスク者等が必要な医療を確実に受けることがで

きるよう、新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度を導入するために必要な措置等を講じようとするものであります。

次に、中島克仁君外十六名提出の新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス等の治療に有用な医薬品について厚生労働大臣による指定制度を導入し、当該医薬品の買取り、増産要請等の確保の措置等を講じようとするものであります。

各案は、去る三月三十一日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌四月一日後藤厚生労働大臣及び提出者中島克仁君からそれぞれ趣旨の説明を聴取し、六日から質疑に入り、十二日には参考人から意見を聴取したほか、十五日には岸田内閣総理大臣に対する質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決を行った結果、議員提出の三法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之) 四案につき討論の通告があります。これを許します。谷田川元君。

〔谷田川元君登壇〕

○谷田川元君 立憲民主党の谷田川元でございます。(拍手)

討論に入る前に、一言申し上げます。先々週、日本政府が八億八千二百万回分のコ

ナワクチンを確保していることが明らかになりました。これに要した予算は約二兆四千億円で、全て予備費で賄われています。日本の人口は一億二千万人で、全ての国民が四回接種したとしても、四億八千万回です。どうして四億回分余計に確保したのか。それに対して納得できる説明がされておりません。

米国を始めとする世界各国ではワクチン単価が公になっているにもかかわらず、日本が購入した各メーカーのワクチン単価を聞いても、秘密保持契約があるから言えないの一点張り。

また、アストラゼネカ製ワクチン四千万回分のキャンセルも明らかとなりました。製薬メーカーとのキャンセル料の取決めはどうなっているのかと質問しても、やはり秘密保持契約があるから言えないと繰り返す。

こんなことが全てまかり通つたら、都合の悪い情報は全て秘密保持契約にしてしまおうとの悪知恵が最初から働いてしまふことが危惧されます。そう思われないようにするためにも、政府はできるだけ情報開示に努めるべきです。そのことを強く要望し、討論に入ります。

私は、立憲民主党・無所属を代表し、ただいま議題となりました、政府提出、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案、立憲民主党・無所属提出三法案について、賛成の立場で討論を行います。

一時は収束に向かうかと思われた全国のコロナ新規感染者数が再び増加傾向を見せております。全国の新規感染者数の増加傾向に伴い、療養者数も増え続けております。第六波の死者数は、これまでの最大であった第四波の約五千五百人のほぼ二倍である約一万五百人を超える状況です。

そして、何より深刻なのは、患者が自宅療養中に、医療にかかることができないままお亡くなりになる、いわゆる自宅放置死が後を絶たないことです。高齢者施設における死亡者も続出し、関係者も疲弊しておられます。

立憲民主党・無所属が提出したオミクロン・感染症対策支援法案、コロナかかりつけ医法案及び日本版EUA、緊急使用許可すね、特定医薬品特措法案は、患者の命を守り、自宅放置死を根絶するため、有用な医薬品を迅速に実用化することを目的としています。そして、高齢者や基礎疾患を有する方などのハイリスク者を中心に、事前に登録したコロナかかりつけ医が迅速的確な医療提供を実施し、都道府県と医療機関との協定締結により病床を確保して、自宅療養者等の容体急変時には確実に入院を可能とする法案となっています。

いつでも誰でも医療にかかれる、世界に冠たる制度であったはずの医療制度が、コロナ禍により、その脆弱さを露呈しました。国民の命を守るための医療制度に問題があるならば、その命を守るために、国民本位の医療制度につくり変えるのが政治家の使命です。

三法案の内容は、コロナ自宅放置死された方々の無念の思い、行き場のない憤りを抱えながらも失った命を無駄にさせないという自宅放置死遺族会の皆様の思いのこもった内容でもあります。さらに、コロナかかりつけ医制度をきっかけに、将来の我が国の医療基盤再構築に進むものであります。

我々は、数百人とも言われる自宅放置死に対し、何ら打つ手もなく立ち往生する政府・与党の姿勢では、また同じことを繰り返すことになる何度度も指摘しました。そして、その解決策を法案

の形で提示いたしました。

仮に法案が成立しなくとも、高齢者や基礎疾患を有する方等の重症化リスクの高い方と、健康観察、診療医療機関等のコロナ医療に対応する医療機関を事前登録等により結びつけ、いざ感染した場合や濃厚接触者となった場合に備えることは運用でも可能であります。後藤厚生労働大臣も、委員会答弁で、あらかじめしっかりと結びつけていくことの重要性については認識をしながら、そうした対応を全体像の見直しという中で進めているということにおいては、考え方において、そこは違うものではないと述べられました。国民の命を守るために、もう一歩踏み込んで対応していただけると確信いたしております。

そして、我々は、今回のコロナの教訓を生かして、プライマリケアを評価する仕組みを整え、時代に合わなくなった医療制度を抜本的に見直し、社会保障制度の改革の本丸である日本版家庭医制度創設に全力を挙げて取り組む所存であります。

なお、政府提出法案には、薬事承認手続の枠組みの下、製薬企業の申請が前提となるという問題や、通常よりも少ない臨床試験結果による安全性の確認という課題があります。しかし、有用な医薬品等の迅速な実用化が重要な課題となっている現状に鑑みると、一歩でも二歩でも対策を進めることが必要であると考え、政府提出法案にも賛成することといたします。

以上で討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(細田博之君) これより採決に入ります。

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法案外三案 ことも家庭庁設置法案外一案についての野田国務大臣の趣旨説明

まず、日程第二、中島克仁君外十六名提出、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、中島克仁君外十六名提出、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案及び日程第四、中島克仁君外十六名提出、新型コロナウイルス感染症等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも否決でありました。この際、両案の原案について採決いたします。

両案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立少数。よって、両案とも否決されました。

次に、日程第五、内閣提出、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ことも家庭庁設置法案(内閣提出)及びことも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備

に關する法律案(内閣提出)並びにことも基本法案(加藤勝信君外十名提出)、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外十一名提出)及び子ども育成基本法案(三木圭恵君外二名提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、ことも家庭庁設置法案及びことも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案並びに加藤勝信君外十名提出、ことも基本法案、城井崇君外十一名提出、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に關する法律案及び三木圭恵君外二名提出、子ども育成基本法案について、順次趣旨の説明を求めます。国務大臣野田聖子君。

(「国務大臣野田聖子君登壇」)
○国務大臣(野田聖子君) この度政府から提出をしたことも家庭庁設置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、子供政策を我が国社会の真ん中に据え、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、子供の最善の利益を第一に考え、常に子供の視点に立った政策を推進することも家庭庁を設置しようとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、こども家庭庁の設置、任務、所掌事務について定めるものであります。

こども家庭庁は、こども家庭庁長官を長として、内閣府の外局として設置され、子供が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子供及び子供のある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子供の健全な成長及び子供のある家庭における子育てに対する支援並びに子供の権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務としております。

その任務を達成するため、内閣府や厚生労働省で所管している子ども・子育て支援給付に関することや子供の保育、虐待の防止に関することなど、子供の福祉や保健、子育て支援等に関する事務を移管するとともに、小学校就学前の子供の健全な成長のための環境の確保及び小学校就学前の子供のある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、地域における子供の適切な遊び及び生活の場の確保、子供の安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、いじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備、子供の権利利益の擁護等をつかさどるほか、子供が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項や結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整をつかさどることとしております。

また、こども家庭庁長官は、所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができるとしております。

第二に、こども家庭庁に置かれる機関について定めるものであります。

こども家庭庁に、こども家庭審議会等を置くほか、特別の機関として、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議を置くこととしております。

この法律は、令和五年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

次に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、子供政策について、こども家庭庁の下で二元的に推進し、子供及び子供のある家庭に対する支援を効果的に図ることができるようにするため、子供の福祉の増進や保健の向上、子育てに対する支援等を行う法律を移管する等関係法律について所要の整備を行うものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、児童福祉法その他の関係法律について、内閣総理大臣及びこども家庭庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものであります。

第二に、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものであります。

第三に、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(細田博之) 提出者木原稔君。

(木原稔君登壇)

○木原稔君 ただいま議題となりましたこども基本法案につきまして、提出者を代表しまして、その趣旨を御説明申し上げます。

子供に関する施策については、これまで、待機児童対策や幼児教育、保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできましたが、残念ながら、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておりません。

また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど子供を取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。このような危機的な状況を踏まえると、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。

このため、政府においては、子供政策の司令塔としてこども家庭庁を設置する法案を提出されておりますが、このような組織法と相まって、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁、地方自治体において進められてきた子供に関する様々な取組を講ずるに当たった共通の基盤となるものとして、子供施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要であると考え、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう社会を目指すことを明示し、それに向けて子供施策を

総合的に推進することを目的としております。

第二に、こども家庭庁設置法案と同様に、心身の発達過程にある者を子供と定義してあります。また、子供施策を子供に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策と定義してあります。

第三に、子供施策の基本理念として、一号から四号においては、児童の権利に関する条約のいわゆる四原則である、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重及び児童の最善の利益に相当する内容を規定しております。五号では子供の養育について、六号では子育てについての基本理念をそれぞれ定めてあります。

第四に、年次報告及びこども大綱の規定を設けてあります。なお、この法律によつて、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律における国会報告や大綱等を束ねることにより、関係する施策に横串を通すとともに、行政の事務負担の軽減を図ることとしてあります。

第五に、関係会議として、こども政策推進会議を設けることとしてあります。この会議につきましても、先ほど申し上げました三つの法律における会議等を統合することとしてあります。

第六に、国の責務等を規定し、また、基本的施策として、子供施策に対する子供等の意見の反映、支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備、関係者相互の有機的な連携の確保、子供施策の充実及び財政上の措置等を規定してあります。

最後に、この法律は、こども家庭庁設置法案の施行に合わせ、令和五年四月一日から施行することとしてあります。また、検討事項として、子供施策が基本理念ののちとして実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ

適切に評価する仕組みの整備を含め、基本理念にのっとり子供施策の一層の推進のために必要な方策について検討する旨を定めております。

以上が、この法律案の趣旨であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之) 提出者城井崇君。

(城井崇君登壇)

○城井崇君 立憲民主党の城井崇です。

ただいま議題となりました子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案、通称子ども総合基本法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、この法律案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律案は、子供の最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子供の成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子供施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策基本計画等の策定、子供施策の基本となる事項、子どもの権利擁護委員会及び都道府県等における合議制の機関等並びに子ども省の設置についての法制上の措置等に関する事項について定めることにより、子供施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、子供施策とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策その他の分野における子供に関する施策をいい、当該施策の性質

上、子供のほか若者を対象とすることが適當である場合にあっては、若者に関する施策も含むものとしております。

第二に、基本理念として、子供施策の推進は、全ての子供の最善の利益が図られ、その人権を保障すること等を旨として行われなければならないことや、子供の意見表明権など、いわゆる子どもの権利条約、児童の権利に関する条約の四つの原則を余すところなく盛り込んでおります。

第三に、国、地方公共団体及び国民の責務等を規定することとしております。

第四に、政府は、基本理念にのっとり、子ども施策基本計画を定め、また、都道府県は、子ども施策基本計画を勘案して、都道府県子ども施策基本計画を定めることとしております。

第五に、子供施策の基本となる事項として、子供施策のための予算の確保、すなわち家族関係社会支出を倍増してGDP比三%以上とすること、子供の意見の反映、子供施策の実施状況に関する評価等について定めるほか、子供の生活を経済的に安定させるための施策として、児童手当を高校卒業相当年齢までの全ての子供について支給すること、子供の貧困率の低下についての具体的な数値目標の設定などを盛り込んでおります。また、希望する者が安心して子供を産み育てることができ

る社会の実現のための施策として、妊娠、出産、育児及び子供の成長に関する切れ目のない支援等を、子供の生存と安全を保障するための施策として、虐待の防止等を、教育を受ける権利等を保障するための施策として、小学校就学前の子供に対する教育及び保育の充実等を、特別の支援を必要とする子供に関する施策として、ヤングケアラーの負担の軽減、修学及び就業のいずれもしていない子供等の支援、特別の支援を必要とする子

供が学び、成長するための支援及び環境の整備等を定めることとしております。

第六に、内閣府の外局として、子どもの権利擁護委員会、いわゆる子供コミッションを設置し、その任務、所掌事務、組織等について定めるとともに、同委員会による関係行政機関の長等に対する資料提出その他の協力の要求、子供の権利侵害が疑われる場合の調査等及び関係行政機関の長等に対する勧告について定めることとしております。また、都道府県等に、子供の権利侵害に関する救済の申立てを受けてその解決を図ること等を所掌事務とする合議制の機関を置くこととしております。

第七に、政府は、子供施策の総合的な推進を図るため、文部科学省の初等中等教育、幼児教育を含めた事務を一元的につかさどる子ども省の設置について、必要な法制上の措置等を講ずることとしております。

第八に、子どもの権利擁護委員会の委員等の秘密保持義務違反並びに同委員会の調査に対する虚偽報告及び検査忌避等に対して所要の罰則を設けることとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之) 提出者三木圭恵君。

(三木圭恵君登壇)

○三木圭恵君 日本維新の会の三木圭恵です。

ただいま議題となりました子ども育成基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法案は、子供が抱えている多種多様な問題に適切かつ臨機応変に対応するために、これまで分野ごとに分かれていた各省庁の取組を一体化し、教育と福祉が一緒になって、力を合わせ、子供を育む環境を整備し、もって、いじめ、虐待、貧困など諸課題の解決を進めるとともに、全ての子供たちの幸福な未来を保障するため、また、子供の保護者が安心して子供を育てることができるようのものであります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、次代の社会を担う子供の育成への支援は日本社会の未来への投資であるとの認識の下、子供の教育、福祉等に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、子供の教育、福祉等に係る施策を一体のものとして実施することにより子供の育成を支援する社会を実現するため、子供の育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。

第二に、子供の育成に関する施策の実施に当たつての基本理念として、子供の育成に関する施策は、教育を基軸として、これと子供の福祉に係る施策とを適切に組み合わせて一体的に行われなければならないこと等を定めております。

第三に、国の責務、年次報告、子供の育成に関する基本的な計画等について定めるとともに、子供の育成に関する重要事項の審議や施策の実施の推進を行う機関として、内閣府に、子ども育成会議を置くこととしております。

第四に、子供の教育と福祉に係る施策とを適切に組み合わせる一体的に行うべき子供の育成に関する施策等に係る事務をつかさどる行政組織である、教育子ども福祉省の設置に関する基本方針を定めております。

なお、この法律案は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。
以上が、この法律案の趣旨であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

子ども家庭庁設置法案(内閣提出)及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)並びに子ども基本法案(加藤勝信君外十名提出)、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外十一名提出)及び子ども育成基本法案(三木圭恵君外二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。伊東良孝君。

(伊東良孝君登壇)

○伊東良孝君 自由民主党の伊東良孝でございます。

ただいま議題となりました、内閣提出の子ども家庭庁設置法案及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案と議員立法の子ども基本法案について、会派を代表して質問いたします。(拍手)

今日、こうして我が国の子供の幸せを目指して法案の審議が始まりました。

しかし、二か月前から始まりましたロシアによるウクライナ侵略はとどまることを知らず、無辜の一般市民や子供も巻き込み、日々戦況が拡大し、犠牲者も増え続けております。水や食料、医療品などの必要物資が届かない中で、子供を含む

多くの命が危機に瀕しております。

改めて最大限の怒りと声でロシアを非難し、西側諸国の結束とウクライナへの更なる支援と支持を表明するものであります。

また、ウクライナ避難民の日本への受入れにつきましても、日本政府や心ある自治体や企業の理解と協力が必要です。皆さん、どうか御支援をよろしくお願いいたします。

子供に関する政策は、これまで、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、様々な取組が着実に前に進められてきたものの、昨年の出生数は八十四・三万人と過去最少になり、令和二年度の児童虐待の相談対応件数は過去最多となるなど、子供を取り巻く状況は深刻になっております。さらに、コロナ禍が子供や若者、家庭に負の影響を与えています。

子供政策を強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、一人一人の子供のウェルビーイングを高め、社会の持続的発展を確保できるか、今がまさに分岐点であります。

岸田政権において、野田聖子大臣が初の子ども政策担当大臣に任命されました。野田大臣がおっしゃっているように、子供を社会の真ん中に据えて、国家戦略として子供政策を推進していく必要があります。

そこで、総理にお伺いいたします。

子供政策を推進していくに当たつての基本的な総理の考え方を聞かせたいと思います。

子ども家庭庁は、子供政策全般について、各省庁より一段高い立場から、総合調整を行う権限を持つことが重要であります。子ども家庭庁は内閣府の外局に設置することとなりますが、どういった行政組織と位置づけるかは、その行政組織の持

つ権限に大きく関わると考えます。

なぜ、子供省のような省ではなく、内閣府の外局である子ども家庭庁とするのでありましか。野田大臣にお伺いをいたします。

現在、例えば、児童虐待、貧困、いじめ、不登校、高校中退、非行といった困難の種類や、制度ごとの縦割りによって生ずる弊害や、教育、福祉、保健、医療、雇用といった各関連分野あるいはまた関係府省庁の縦割りによって生ずる弊害、児童福祉法や要保護児童対策地域協議会の対象年齢が十八歳未満であるなど支援対象年齢を区切っていることで支援が途切れがちになる年齢の壁の弊害などが指摘をされております。

子ども家庭庁ができることで、今後、どのような取組が充実強化されるのか、野田大臣にお伺いいたします。

子供の声に耳を傾けることは、子供を大切にする第一歩です。子供の最善の利益を実現するに際しては、子供の意見が年齢や発達程度に応じて積極的にかつ適切に子供政策に反映されるようにすべきであります。子ども家庭庁は、子供の意見の反映についてどのように対応するお考えでありますか。野田大臣にお伺いをいたします。

各種の研究で明らかにされているように、小学校就学前の子供の成長を支援することは極めて重要であります。

幼稚園、保育所、認定子ども園のどの施設に通っているか、共通の教育、保育を受けることができ、子供の健やかな成長が支えられるようにしなければなりません。また、いずれの施設にも通っていない子供、いわゆる未就園の子供の育ちもしっかりと保障していく必要があります。

未就園児も含めた就学前の全ての子供の健やかな成長のため、また、幼稚園、保育所、認定こ

も園のいずれに通っていても同じ教育、保育を受けられるようにするため、子ども家庭庁はどのように取り組み、また、取組を主導していくのでありましか。野田大臣にお伺いをいたします。

教育はこれまでどおり文部科学省が所掌することになりますが、学校は、子供が長い時間を過ごす場所であり、子供に関わる政策の重要な部分であります。子ども家庭庁が政策を進めていくに当たって、教育行政との緊密な連携を確保する必要がありますが、どのように連携を図るおつもりでしょうか。野田大臣にお伺いします。

与党では、子供政策全体の基本理念を示すものとして子ども基本法案を取りまとめ、今国会に提出してまいります。与党が提出した子ども基本法の意義についてどのようにお考えか、提出者にお伺いをいたします。

子ども家庭庁は、子どももなかなか社会を目指すための新たな司令塔ということですが、子ども家庭庁が単なる既存の府省の寄せ集めでは、新しい役所をつくる意味はありません。子ども家庭庁が果たすべき役割については、どのようにお考えか、岸田総理の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

両大臣並びに提案者の明快な御答弁をお願い申し上げます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 伊東良孝議員の御質問にお答えいたします。

子供政策を推進していくに当たつての基本的な考え方についてお尋ねがありました。

これからの子供政策の推進に当たっては、子供の視点に立つて、社会が保護すべきところは保護しつつ、子供の意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、子供の最善の利益を第一に

考えて自立を支援するとともに、家庭における子育てニーズに応じて柔軟に支えていくことが重要であると考えます。

このため、こども家庭庁を創設し、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会を実現してまいります。

こども家庭庁が果たすべき役割についてお尋ねがありました。

こども家庭庁は、強い司令塔機能を持って、全ての子供に対して必要な支援や教育等が抜け落ちることがないよう、子供や子育て世代の視点に立った子供政策を総合的かつ包括的に推進することができ体制を実現していくものです。

こども家庭庁が主導し、強い司令塔機能を発揮することで、縦割り行政の中で進まなかった、子供を性犯罪から守るため、性犯罪歴等についての証明を求める日本版DBSの導入に向けた検討や、幼稚園、保育所、認定こども園の教育、保育内容の共通化、子供を総合的に支援するこども家庭センターの全国的な展開などを進めていきたいと考えております。

こども家庭庁の下、子供政策を我が国社会の真ん中に据え、子供をめぐる様々な課題に、一元的に、中長期的な視点を持って進めてまいります。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇)

○国務大臣野田聖子君) こども家庭庁を省ではなく内閣府の外局である庁とする理由についてお尋ねがありました。

子供や若者に関する施策は、文部科学省だけではなく、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省など様々な省庁が関わっています。

このため、政府を挙げて政策を強力に推進するためには、自ら事務を実施するだけではなく、子供の視点に立ち、各省庁より一段高い立場から、総理のイニシアチブの下、政府部内の総合調整を行う権限がなければなりません。

国家行政組織法に基づき設置される省は、法令上の固有な権限としては、自ら所管する事務を行うことができるにすぎません。

政府部内の総合調整を自ら実施する事務と併せて恒常的な事務として実施することができ、これは、内閣総理大臣の直属の機関だけです。このため、こども家庭庁は内閣府の外局として置くこととしています。

次に、こども家庭庁設置後における子供政策の充実、取組強化についてお尋ねがありました。

こども家庭庁は、これまで各府省において別々に担われていた子供政策に関する総合調整権限を一元化し、子供や子育て当事者、現場の視点に立った強い司令塔機能を発揮することとしています。

また、就学前の全ての子供の育ちや子供の居場所づくり等についても、自ら事務を実施し、関係省庁と連携しながら政府全体における取組を主導することとしており、これまで省庁間、制度間のばざまに陥っていた課題や新規の政策課題も含め、子供や子育て当事者に対する支援を一元的に担ってまいります。

さらに、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は子供によつて様々であることから、こども家庭庁の対象とする子供は、特定の年齢で区切らず、心身の発達のある者としています。

このように、制度、この縦割りや年齢の壁を排し、子供政策を更に充実強化してまいります。

次に、子供の意見の反映についてお尋ねがありました。

昨年末に閣議決定した基本方針において、今後の子供政策の基本理念として、子供の意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子供政策に反映されるよう取り組むことを掲げています。

こども家庭庁においては、子供や若者にとつて身近なSNSを活用した意見聴取など、子供や若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりについても検討していくこととしており、こども家庭庁の創設を待たずに、令和四年度において、子供の意見の政策への反映に関する調査研究を行うこととしています。

子供の声に耳を傾けることは、子供を大切にする第一歩であります。こうした基本姿勢の下、こども家庭庁において、子供や若者から意見を聞く様々な取組を行い、子供政策の企画立案、総合調整を行ってまいりたいと考えています。

次に、小学校就学前の子供に関する取組についてお尋ねがありました。

乳幼児期の教育及び保育は、子供の健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。このため、幼稚園、保育所、認定こども園に通う子供はもとより、いずれの施設にも通っていない未就園児も含め、小学校就学前の全ての子供の成長を支えることが必要です。

こども家庭庁においては、子供の育ちを支える際に留意すべき事項等を就学前の子供の育ちに係る基本的な指針として閣議決定し、政府内の取組を主導し、認可外施設を含む全ての施設や保護者を周知、普及を図るとともに、未就園児の実態把握を進め、市町村等と連携し、子育て支援サービスや幼稚園、保育所などへの就園につながるプツ

シュ型の支援などを進めてまいります。

また、幼稚園、保育所といった施設類型を問わず、共通の教育、保育を受けることが可能となるよう、学校教育法及び児童福祉法に、文部科学省と相互に協議を行って、幼稚園における教育内容、保育所における保育内容を定める旨の規定を新たに設けることとしております。これにより、幼稚園、保育所、認定こども園の教育、保育内容の基準の整合性が制度的に担保され、教育、保育の質の一元化が図られると考えています。

これらを通じて、小学校就学前の全ての子供の健やかな成長が保障されるよう取り組んでまいります。

次に、教育行政との連携についてのお尋ねがありました。

こども家庭庁は、子供政策を我が国社会の真ん中に据えたこどもまんなか社会の実現に向けて、子供政策の司令塔機能を一本化し、各省庁より一段高い立場から、子供政策について一元的に総合調整を行うとともに、子供の権利利益の擁護や児童福祉等に関する事務を自らの任務として実施することとしております。

また、教育など文部科学省が担う学びに係る行政と、児童福祉など育ちに係る行政は、相互に近接する側面があるものの、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、必要な場面ですつかりと調整し、密接に連携することにより、政府全体としての施策の充実、質の向上を図ってまいりたいと考えています。

政府案では、こども家庭庁は、総合調整機能の発揮、就学前の全ての子供の育ちの保障、いじめ、不登校等についての個別法に基づく関与等を通じて、児童福祉など、子供の育ちの観点から、教育行政を担う文部科学省との緊密な連携を図つ

てまいります。(拍手)

(木原稔君登壇)

○木原稔君 伊東良孝議員からは、こども基本法案の意義について御質問をいただきました。

子供に関する施策は、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法に基づくものなど、多種多様なものが既にあり、これまでも政府を挙げて取り組まれてきたところではありますが、各施策については必ずしも統一が取れていたとはいえない面もございました。

また、昨今、児童虐待や不登校、いじめ、子供の自殺など、子供をめぐる様々な事件や問題が深刻化している状況にもあります。

このような状況を踏まえ、子供のことを第一に考える観点からは、子供に関する施策に横串を通す基本法の制定が喫緊の課題であると言えます。

本法案は、目的規定で、目指す社会像を掲げております。それは、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会であり、また、全ての子供が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるとある社会であります。

このような社会を目指して、本法案により、これまで以上に総合的かつ一体的に子供施策が推進されることが期待されます。

以上が、本法案の意義でございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 森山浩行君。

(森山浩行君登壇)

○森山浩行君 立憲民主党の森山浩行です。(拍手)

冒頭、細田議長に一言申し上げます。

議長は、衆議院選挙区における一票の格差を是正するための十増十減案について重ねて否定的な見解を示したことにつき、議院運営委員会に、持論は持論としてあるが気をつけるとお伝えになりましたが、自民党の伊吹元議長は、これを受け、議長が議会が決めた法律を公然と批判したら国会の権威は丸潰れだと苦言を呈したと報じられました。

議長におかれましては、事態を真摯に受け止めて、御自身で真意を説明されとともに、一層中立な議会運営に当たられるよう、強く求めます。

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました政府提出のこども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに立憲民主党提出の子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案について質問いたします。

子供たちの笑顔と未来のために。

次の世代に胸を張ってこの国を、世界を譲り渡すこと。そのために世界平和を構築することは人類共通の目標であり、現在のロシアのウクライナ侵略については、一刻も早く平和を取り戻すために、国際社会と歩調を合わせ、日本ができるあらゆる手段を講じること、まずは、そのための努力を惜しまぬことをお訴えいたします。

その上で、子供らがどんな家庭や環境で生まれ育っても、御飯を食べ、病気のときは医療を受け、勉強もできて、自分の思う道を切り開いていける、そんな社会をつくり、親ガチャや子育て罰といった言葉で表される切実で深刻な状況を変えるため、私自身、九九年の堺市議会初当選以来二十三年余り、政治活動が続けてまいりました。そ

の思いを胸に、質問に入ります。

今回の法案は、昨年の四月に菅前総理がこども庁の創設に向け検討の指示を出したことがスタートでした。私たち立憲民主党は、旧民主党時代から、チルドレンファーストの理念を掲げ、子供、子育て政策を一元的に立案、遂行する子ども省の創設を訴えてきており、ようやく私たちの考えが浸透してきたことを歓迎いたしますけれども、理念や実効性において、まだまだ懸念があります。

例えば、少子化に対して、子育て環境を整えるより、産めよ増やせよと号令をかける、あるいは、様々な家庭事情のある中で、三歳までは母親が自宅で面倒を見るべきという三歳児神話を押しつけることなどがあつてはなりません。

昨年十二月に閣議決定をされました基本方針から使われているこどもまんなか社会とは、具体的にどんな社会で、立憲民主党の掲げるチルドレンファーストと同じものなのか、そして、どのように実現を目指すのか、岸田総理にお伺いをいたします。

検討当初のこども庁という名称が、最終的にはこども家庭庁として提案されました。また、設置法案の中には家庭という言葉が四十七回出てきます。第三条には、「子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ」と書かれています。子育てにおいて家庭はもろろ大切なものですが、家庭だけで抱え切れない課題も数多くあります。また、核家族や一人親家庭などを始め多様な家庭環境があり、さらに、増え続ける家庭内での児童虐待といった状況も考えなければなりません。

立憲民主党は、あらゆる状況に置かれている子供たちを社会全体で支援すべきとの考え方で、わがわが家庭を追加した理由を野田大臣にお伺いいたします。

こども家庭庁の平仮名で書くこどもという概念には困難を抱える十八歳、十九歳も含まれるため、この四月一日からの成人年齢の十八歳への引下げにより事実上解禁された十八歳の高校生のAVが急増しており、子供を性暴力や性犯罪から守るためにもこども家庭庁の審議をする四月から逆に被害が増えることは看過できません。

ついでに、全年代、特に高校三年生を含む十八歳、十九歳のAV出演被害者を、今後、今よりも減らすと約束をいただけませんか。このままAV出演被害者が増えた場合、岸田総理、どのように責任を取られますか。

まずは、未成年者取消権と同等以上の効果、つまり、撮影後でも被害者が申立てをすれば、無条件に契約を解除できるだけではなく、同時にAVの販売中止、回収、削除ができるという立法措置が必要と考えますが、総理の見解をお伺いします。

また、撮影後、契約の解除が可能な期間については、未成年取消権の時効が最短で五年間であったことから、五年間にすべきと考えますが、総理の見解をお伺いします。

この問題に対応するため、立憲民主党や与党プロジェクトチームが議員立法を作成し、与野党で協議を行っております。AV出演被害を防ぐためには一日も早く今の国会で超党派で議員立法を成立させるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、これを機に、今年をAV出演被害根絶元年とすべきと考えますが、岸田総理の御見解をお伺いします。

縦割り行政を打破するための新組織には、内閣府、文科省、厚労省の一部が移管されますが、今回、幼稚園や学校教育など文科省所管の子供政策は移管されません。この理由と、こども家庭庁と

文部科学省は今後どのように連携していくのか、岸田総理にお伺いします。また、省ではなく内閣府の外局である庁にした合理的な理由と併せて明確にお答えください。

また、当初は、幼稚園、保育所、認定こども園をこども家庭庁が一体的に所管する案も検討されていたものの、文部科学省の反発により、幼稚園は文部科学省所管のままになったとも言われています。このような事実はあったのか、岸田総理、御答弁ください。

さらに、法治国家である日本では法律で政府の行動を縛ることが大前提ですが、先日の経済安全保障法案も、カジノを誘致するIR整備法、デジタル庁設置法など、これまでの自公政権と同じく、法律に具体を書き込まず、政府の裁量が大きいまま提案されています。大き過ぎる政府の裁量権を抑制することについての政府の姿勢を岸田総理にお伺いいたします。

今回の法案についても、基本方針にある子供政策に関連する大綱の策定や、就学前の子供の育ちに係る基本的な指針、子供の居場所づくりに関する指針については法律に示されていますが、それはなぜでしょうか。野田大臣より理由を教えてください。

立憲民主党の提出者に伺います。

子ども総合基本法案で設置が明記された子ども省と、政府が提案しているこども家庭庁の異なる点は何でしょうか。文部科学省所管の初等中等教育まで移管させるべきと考える理由と併せて御答弁ください。

現在、日本には、子供をめぐる問題で客観的な第三者として立つ機関がありません。いじめや自殺など大きな問題があったときに、文科省や教育委員会の下に第三者委員会が設置されること

があるだけで、その第三者性や透明性に課題があります。

与党内では反対の声も多いとの話も聞かえますが、自民党総裁選の公開討論会で、岸田総理から、いじめ問題について検証を行う第三者委員会の公正性、独立性を高めていく必要性を感じた旨の発言がありました。

子供コミッションの設置に向けた御所見を総理に伺います。

また、こども家庭審議会では子供の権利擁護機能が想定をされていますが、教育委員会、社会福祉法人、学校法人等に対する調査権限は十分に発揮できますか。野田大臣にお伺いをいたします。

立憲民主党案に明記された子供コミッションを設置する意義、政府からの独立性担保の方法、そして子ども省との連携、役割の違いについて、提出者にお伺いをいたします。

さらに、立憲民主党案では、子供の意見を聞く機会と子供が自ら意見を述べる機会が子供の意見表明権として明記されていますが、子供の意見表明支援の仕組みづくりについてどのようにお考えか、総理の見解をお伺いします。

立憲民主党は、低過ぎる日本の子供、子育て予算について、昨年の衆議院選挙公約においても、子供、子育て予算の倍増を訴えてきました。

岸田総理も、昨年の総裁選公開討論会において、子供に関する予算、家族関係支出を思い切つて倍増すべきと語り、予算委員会でも、城井崇議員の質問に対し、子供政策に関する予算は将来的にはしっかりと倍増を目指すと言っています。

予算確保の方法と具体的な施策の進め方、現在の日本の子供、子育て予算に対する政府の認識及び予算の倍増について、岸田総理より答弁をお願いいたします。

立憲案では、三％以上と財政上の措置を具体的に明記しています。それだけ子供に確実な投資が必要だという意思の表れだと思いますが、具体的な予算措置の内容とその必要性についてお答えください。

政府・与党が昨年児童手当法を変えたことで、今年の十月から約六十一万人の子供たちが児童手当の特例給付である月額五千円を受け取ることができなくなりました。

今回、所得制限で支給の対象外となる世帯は、ゼロ歳から二歳の幼児教育の無償化、高校の無償化、昨年の子育て世帯への十万円給付など、子育てに関する国のあらゆる支援から外れている世帯であり、本当に子供を真ん中に据えた社会を目指すのであれば、せめて児童手当の特例給付を復活するとともに、改めて児童手当は所得制限をなくし、さらには高校卒業まで延長すべきではないでしょうか。岸田総理のお考えをお伺いします。

さらに、長引くコロナ禍の影響により、子育て世帯の生活は厳しさを増すばかりです。一人親の貧困率は、G7で最も高くなっています。苦しい生活環境の子育て世帯を支えるためには、児童扶養手当は一万円加算し、さらに二人親低所得世帯にも月一万円を支給することで、低所得世帯を支えるべきと考えますが、いかがですか。

野田大臣に伺います。

一九八九年に国連総会で十八歳未満の子供の基本的人権を保障するための子どもの権利条約が採択され、日本も一九九四年に批准をしています。近年、いじめや不登校、自殺、虐待、貧困、ヤングケアラーなど子供の問題が深刻化する中、日本では、子供の権利保障という観点がまだまだ浸透していません。

また、令和二年度、自殺した児童や生徒は初め

て四百人を超え、小中学生の不登校は十九万人以上と、いずれも過去最多となりました。ユニセフの調査によると、日本の子供の精神的幸福度はワーストツーです。政府として、この現状の受け止めと、今後どのような対策を進めるべきと考えているか、お伺いをいたします。

今回も、本来であれば、こども家庭庁の設置と同時に、子供政策の内容を定めた子供基本法案が政府から提案されてしかるべきです。政府が国会に提出をされなかった理由を教えてください。

立憲民主党は、チルドレンファーストを子供、子育て政策の基本に据え、政策立案を進めてきました。私たちは、子供の最善の利益を図ることを理念の中心として掲げ、一人一人の子供を大切に

する社会を実現することをお誓い申し上げます。子供たちの笑顔と未来のために。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 森山浩行議員の御質問にお答えいたします。

こどもまんなか社会についてお尋ねがありました。

こどもまんなか社会とは、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことであり、御党の考えとも基本的には同じ方向にあると考えております。

これからの子供政策の推進に当たっては、子供の視点に立つて、社会が保護すべきところは保護しつつ、子供の意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、子供の最善の利益を第一に考えて自立を支援するとともに、家庭における子育てニーズに応じて柔軟に支えていくことが重要であると考えます。

このため、こども家庭庁を創設し、司令塔機能を發揮して、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会を実現してまいります。

ＡＶ出演被害への対応についてお尋ねがありました。

議員御指摘の問題意識は、私自身も共有いたします。新たに成人となる十八歳、十九歳の方々が未成年取消しの保護対象でなくなるということにつけ入り、性的搾取をするような行いは決して許してはなりません。

この観点から、三月三十一日に「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージを決定し、こうした対策を政府内に徹底するよう指示いたしました。性的搾取をするような行いは見逃さない、許さない、この姿勢でしっかりと関係法令の施行に努め、被害の防止、被害に遭った方の救済を図ってまいります。

また、与党において、ＡＶ出演被害防止に関するＰＴが立ち上げられ、立法措置の基本的考え方が公表されたと承知しております。このように、現在、各党の皆様の間での御議論の動きがあると承知しており、契約解除可能期間など御指摘のような点も含め、御議論の内容や状況をよく見守るとともに、早期に結論が得られることを期待いたします。

文部科学省所管の政策、こども家庭庁と文部科学省の連携、省ではなく庁とした理由等についてお尋ねがありました。

文部科学省所管の教育など学びに関する行政については、児童福祉など育ちに係る行政と相互に関連する側面があるものの、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、相互にしっかりと調整し、密接に連携する方が、政府全体としての施

策の充実、質の向上になると考えております。

幼稚園の所管についても幅広く検討を行い、就学前の子供にとって一番大切なことは、施設類型を問わず、しっかりとした教育、保育がなされることであると考え、今般の政府案としたところであります。

その上で、こども家庭庁は、子供政策について、総合調整機能を發揮しつつ、就学前の全ての子供の育ちの保障、いじめ、不登校等についての個別法に基づく関与等を通じて、文部科学省との緊密な連携を図ってまいります。

また、政府を挙げて政策を強力に推進するためには、各省庁より一段高い立場から、総理大臣のイニシアチブの下、政府部内の総合調整を行う権限が重要であり、それを恒常的に実施できるのは総理大臣直属の機関だけであることから、こども家庭庁は内閣府の外局である庁と位置づけることといたしました。

また、こども家庭庁設置法案においては、こども家庭庁の具体的な権限の範囲を所掌事務として列挙しているなど、必要十分な規定になっていると考えております。

いわゆる子供コミッションについてお尋ねがありました。

いわゆる子供コミッションについては、与野党において様々な議論や提案がなされていると承知しており、その議論を注視してまいります。

政府としては、昨年十二月に閣議決定した基本方針に基づき、子供の権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設することとしております。

このこども家庭庁が、子供の視点に立つて、こども家庭審議会等有識者等の意見も聞くことにより、公平性、透明性を確保しつつ、その権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよ

う、各省庁より一段高い立場から、子供政策にしっかりと取り組んでまいります。

子供の意見表明支援の仕組みづくりについてお尋ねがありました。

昨年末に閣議決定した基本方針では、今後の子供政策の基本理念として、子供の意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子供政策に反映されるように取り組むことを掲げています。

子供の声に耳を傾けることは、子供を大切にする第一歩であり、こども家庭庁では、子供や若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など、子供や若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりについて検討していくこととしております。

政府としては、こども家庭庁の発足を待つことなく、令和四年度から、必要な調査研究を行うなど、子供や若者の意見の政策への反映に関する様々な取組を行い、子供政策をしっかりと進めてまいります。

子供政策に関する予算についてお尋ねがありました。

子供政策に関する予算については、これまで子供政策に関する予算については、これまで、安定財源を確保しつつ、様々な子育て、教育支援を充実させてきたところです。引き続き、こども家庭庁が司令塔となつて、子供の視点に立つて真に必要な子供政策を考え、政策の充実にとしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

その際、財源については、国民各層の理解を得つつ、社会全体でどのように負担していくのかという観点から幅広く検討していくことが重要であり、今後、こども家庭庁の下、子供政策に関する予算を体系的に取りまとめ、その上で、将来的に予算の増増を目指してまいりたいと考えております。

児童手当については、従来から、多子世帯や子供の年齢に応じた拡充、重点化が必要との指摘があり、昨年の改正法の検討規定に沿って、子供政策全体の中で検討を行っていくべき事項であると考えております。

また、コロナ禍で厳しい状況にある子育て世帯には、子供一人当たり十萬円の給付金の支給を含め重層的な支援を実施してきたところであり、さらに、足下の物価高騰等に直面し困窮する方々の生活を守るための支援にも取り組んでまいります。なお、児童扶養手当については、これまで累次の改善等を実施してきたところですが、更なる拡充については、安定財源と併せて、その必要性を含め、慎重な検討が必要であると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。（拍手）

（国務大臣野田聖子登壇）

○国務大臣（野田聖子君） こども家庭庁の名称に家庭を追加した理由についてお尋ねがありました。

新たな行政組織の名称については、これまでの議論を踏まえ、昨年十二月に閣議決定したこども政策の新たな推進体制に関する基本方針において、こども家庭庁としました。

児童の権利に関する条約の前文の考え方においても、子供は、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきとされています。

こども家庭庁という名称は、子供の健やかな成長にとって、家庭における子育てを社会全体でしっかりと支えることが子供の幸せにつながるという趣旨であります。

次に、子供政策に関する大綱や就学前の子供の

育ちに係る基本的な指針、子供の居場所づくりに関する指針についてのお尋ねがありました。

子供政策に関する大綱として、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱の作成などについては、それぞれ、こども家庭庁設置法第四條第一項第十九号、同項第二十号、同項第二十二号に規定しています。

これらの大綱については、昨年末に閣議決定した基本方針において、一体的に作成、推進することとしています。

また、就学前の子供の育ちに係る基本的な指針、子供の居場所づくりに関する指針については、それぞれ、こども家庭庁設置法案第四條第一項第一号、同項第五号に基づき作成、推進され、これらの指針により、関係する政府内の取組を主導し、これを強力に推進することとしています。

次に、こども家庭審議会では子供の権利擁護機能が想定されているが、教育委員会、社会福祉法人、学校法人等に対する調査権限は十分に発揮できるのかについてお尋ねがありました。

こども家庭審議会は、いわゆる国家行政組織法第八條に当たる機関として、内閣府設置法第五十四條に基づき設置され、内閣総理大臣、関係大臣又はこども家庭庁長官の諮問に応じて、法律に定められた重要事項に関して調査審議し、意見を述べるとともに、児童福祉法等によりその権限に属された事項を処理することとされています。

このため、子供が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項などについて、必要に応じ、教育委員会、社会福祉法人、学校法人等に関する政策についても調査審議等を行うことはありますが、教育委員会なども含め、個別

の法人等の活動を調査する機関ではありません。次に、子供の権利保障についてお尋ねがありました。

ユニセフの調査において、我が国の子供の精神的幸福度が三十八か国中三十七位であることは承知しております。令和二年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいことに、令和二年は約八百人もの十九歳以下の子供が自殺するなど、子供を取り巻く状況は深刻です。さらに、コロナ禍が子供や若者、家庭に負の影響を与えていると認識しています。

昨年末に閣議決定した基本方針においては、今後の子供政策の基本理念として、全ての子供が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるようにすることが重要であること、このため、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、相互に協力しながら、一体的に取り組んでいくことを掲げています。

こども家庭庁において、こどもまんなかの考え方の下で、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししてまいります。

次に、子供基本法についてお尋ねがありました。

子供基本法については、与野党において検討の動きもあつたことなどから、その動きを注視しつつ、政府としては、昨年末に閣議決定した基本方

針において、子供の視点に立った政策立案など、今後の子供政策の基本理念を取りまとめることもに、子供政策の新たな司令塔となるこども家庭庁設置法案を提出したところです。

今国会において、与野党からそれぞれ基本法案が提出されていると承知しており、子供政策の一層の充実に向けた御審議を行っていただきたいと考えております。(拍手)

(城井崇君登壇)

○城井崇君 森山浩行議員から、子ども省とこども家庭庁の相違点、文部科学省所管の初等中等教育まで移管させるべきと考える理由についてお尋ねがありました。

今般、立憲民主党が提案している子ども省と政府提案のこども家庭庁の違いは、大きく二つあります。

一つ目は、こども家庭庁が内閣府の外局として設置されるのに対して、子ども省は、各省と横に並ぶ立場の省としたということです。その上で、各省庁から一段高い立場で、子供施策の企画立案、総合調整を行う機能も有するとしております。

二つ目は、文部科学省所管のうち、幼児教育と初等中等教育に関する事務を子ども省に移管するとしたことです。子供施策の中心となる教育行政は、子供政策を一元的に担う子ども省こそが担当すべきであり、子ども省において、おおむね十八歳までの教育に係る施策を一元的に行うことが重要であるとの考えによるものです。

こうすることで、例えば、幼稚園と保育所、こども園それぞれの積み重ねとよさを生かしながらの役所としての所管の一本化、あるいは、いじめ、不登校といった学校現場を中心に発生する様々な問題に対して国として一元的に取り組むこ

とが可能になります。その結果、責任の所在が不明確であるといった、所管の違いによって生ずる問題を可能な限り排除することができ、対象の子供に対して、より綿密で効果的な施策を切れ目なく提供できるようになると考えます。(拍手)

(岡本あき子君登壇)

○岡本あき子君 初めに、子供に関する法律について、政府そして与野党でそれぞれ法案を出し合い、本気で子供の議論ができるこの度の機会に感謝を申し上げます。

さて、森山浩行議員から、基本案で対GDP比が三％以上となるよう子供、子育て予算を確保することとしていること、そして、想定している具体的な予算措置について、その内容と必要性についてお尋ねがありました。

立憲民主党案の提出者としては、子供の育ちや子育てを支援するためには、まさに未来への投資である子供、子育てに関する予算全体を大胆に増やしていくことは重要かつ必要不可欠です。

現在、我が国の子育て支援を中心とする家族関係社会支出の対GDP比は、二〇一九年度で約一・七％であり、OECD諸国と比べて依然として低水準にあります。これを欧州諸国並みに引き上げるため、三％という具体的な数値目標を設定し、先ほど総理は将来的に倍増とおっしゃいましたが、言葉だけではなく、未来に投資するために子供に関する予算を確実に増やしていく、その確保を約束することを法律上明確化しました。

この目標の下で、具体的にどのように子供、子育て施策を実施するかについてですが、まさに子供たち自身の声を反映させた取組を実施します。まず、児童手当について、親の所得制限をなくし、高校卒業相当年齢までの全ての子供に拡大します。また、児童扶養手当を児童一人当たり月一

万円加算し、二人親低所得世帯も月一万円の加算の支給対象とします。

ほかに、大学、高等専門学校、専門課程を置く専修学校等の授業料等の負担の軽減を図るための措置、大学等の学生又は生徒に対する学資の支給の拡充、所得連動返還型無利息奨学金制度の拡充等による修学の支援を行います。

加えて、義務教育諸学校における学校給食を無償化する措置を講じます。

これらの施策以外にも、立憲民主党案では、子供の貧困率を十年間で半減させることを目標に、子供の貧困対策に取り組むこと等の様々な具体的施策を講ずることとしており、これらの具体的施策を通じ、社会全体で子供の成長を支援し、未来に投資するチルドレンファーストの社会を実現することとしています。

以上です。(拍手)

○議長(細田博之) 堀場幸子君。

(堀場幸子君登壇)

○堀場幸子君 日本維新の会、堀場幸子です。

会派を代表して、こども家庭庁設置法案並びにこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、総理並びに関係大臣に、日本維新の会提出の子ども育成基本法案について、提出者に質問をいたします。(拍手)

岸田総理は、新しい資本主義、分配と格差の問題にも正面から向き合い、次の成長につなげる、成長と分配の両面から経済を動かし、好循環を生み出し、持続可能な経済をつくると高らかに宣言されました。しかし、その実像はいまだベールに包まれております。もしかしたらベールの向こう側には何もないかもしれないという一抹の不安を抱くのは、私だけではないと思います。

こども家庭庁設置法案外二案の趣旨説明に対する堀場幸子君の質疑

誰もが変わらなければならないと分かっている転換期にある今の日本。私たちが生きるこの時代は、前例踏襲や小手先だけの改革では、もう変わることはできません。だからこそ、日本大改革が必要だと考えております。

子供政策も同じです。コロナ禍を経験し、様々な不安を感じている子供たちが増えています。今こそ、必要な支援の手が届く仕組みづくりが求められています。

総理にお伺いいたします。子供たちに明るい未来を保障しなければ、国の成長も未来もありません。総理は新しい資本主義の中で子供の問題をどのように位置づけていますか。明確にお答えください。

新しい資本主義とともに総理が目玉政策に掲げたのが、このこども家庭庁の設立です。

これまでの子供に関する国の施策は、教育、福祉、保健、医療など多岐にわたる様々な分野に対し、文部科学省、厚生労働省、内閣府を始めとする多くの行政機関がそれぞれに取り組んでまいりました。その結果、管轄の行政機関ごとの連携がうまくいかず、いわゆる縦割り行政の弊害が子供を中心とした一体的な取組を阻害していると大きな問題となっております。

今回、岸田政権は、その縦割り行政の弊害を克服し、こどももまんなか社会を実現する法案を提出するとして、国民から大きな期待を寄せられていました。しかし、実際に出された法案は、この期待を全く裏切るものだったと言わざるを得ません。

政府提案のこども家庭庁は、内閣府の子供関連担当部局に厚生労働省の子ども家庭局をくっつけ、それを内閣府の外局にするという、ただそれだけの組織改編にすぎません。どういうわけか、

子供にとって大切な、教育という分野が切り離されているのです。今まで子供に関する様々な問題は文部科学省と厚生労働省との縦割り行政のせいでは起きてきたにもかかわらず、今回の政府提出法案では、文部科学省の行政組織には全く手がつけられていません。

総理にお伺いいたします。

なぜ、文部科学省の行政に手をつけず、組織を見直さなかったのですか。政府案では、文部科学省と厚生労働省の間の壁が残されたままになり、総理が主張してきた縦割り弊害の解消も実現できないのではありませんか。なぜ、両省の壁を取り払うような抜本的な改革を行わなかったのですか。明確な答弁を求めます。

また、総理のおっしゃる縦割りの弊害とはどのようなものですか。具体的に教えてください。

次に、文部科学大臣にお伺いします。

こども家庭庁の創設によって、文部科学省の施策は何がどのように変化するのでしょうか。具体的にお示しください。

また、こども家庭庁ができることによって、縦割り行政の弊害がなくなるとお考えでしょうか。今まで連携ができなかったから問題が発生していたにもかかわらず、今回の政府提出法案においては教育と福祉の一体化の方向へ進んでいない理由を教えてください。

縦割り行政の弊害の最も顕著な例は、幼児期の施策が文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育園に分かれてしまっていることです。

これを一体のものとする、いわゆる幼保一元化の議論が長らく行われてきました。幼稚園、保育園それぞれの長所を生かし、保護者の就労形態にかかわらず、保育と教育をひとしく受けることができるのが幼保一元化です。待機児童解消の効果

が期待され、保護者の二一ズも高まっております。そして、何より、子供たちにとって、就学前の不安を取り除く一助になると考えております。

これに対し、政府・与党が出した答えは、内閣府所管の認定こども園を新たに作るというものでした。これは、結果的に、一つにしようとして三つに分かれたというおかしい事態となりました。

また、切れ目のない支援のためには、幼保と小学校の連携が重要です。その小学校が文部科学省所管であることは言うまでもありません。

こんなにも複雑な状況の中で、一体どうやってこどももまんなか社会をつくるのでしょうか。幼保一元化を阻んでいるのは、大人の事情ではないですか。

縦割りの弊害をなくすというならば、義務教育年齢の引下げに係る議論と併せて、これまで縦割り行政の弊害の象徴の一つと目されてきた幼保一元化に真っ先に着手するべきではありませんか。総理の御所見をお聞かせください。

総理は、こども家庭庁は司令塔機能を一体化するものであり、各府省の総合調整を行うものだと説明し、そのために、新たに特命担当大臣を置き、その大臣に関係行政機関の長に対する資料請求権や勧告権を持たせることとしています。

しかし、総合調整の対象となる子供政策に係る行政分野は特に広範多岐にわたり、しかも、それぞれの分野はいずれも高い専門性が求められ、かつ各現場固有の事情も抱えております。

行政分野を縦割りにしている壁、中でも文部科学省が権限を持つ教育行政と子供に関する福祉行政の間の壁を残したままに、新たに置かれる特命大臣に資料請求権や勧告権を持たせ、こども家庭庁を司令塔機能として立たせたところで、司令塔

こども政策担当大臣にお聞きします。

司令塔や総合調整の機能として、関係行政機関の長に対する勧告権や必要な資料の提出、説明を求めることができる権限を強調していますが、各分野の現場は高度な専門性と深い知識と経験の蓄積の上に成り立っていると思います。特命担当大臣による資料請求や勧告は現場の負担を増やし、上意下達の仕組みは現場との乖離を生む可能性もあります。大臣は、この点についていかがお考えですか。

いじめ問題についてお尋ねします。

北海道旭川市で中学二年の女子生徒が凍死した状態で発見された事件について、事実関係を調査してきた第三者委員会が、先月二十七日、亡くなった生徒へのいじめの事実があったと認定し、御遺族に報告しました。報告を受けた御遺族は、いじめがあったと訴え続け、認められるまで三年かかった、娘が生きている間であればよかったと思うと話されています。

寒さと絶望の中、凍えながら亡くなったお子様
の無念と御家族の悲しみを思うと、一人の大人と
して、政治家として、この責任を痛感せずにはい
られません。

改めて、御冥福をお祈りするとともに、二度と

このような悲劇を繰り返さないと心に誓うところ
でございます。

この問題で重要な点は、御家族が我が子のいじめ被害を早くから何度も学校や教育委員会へ訴えてきたにもかかわらず、真摯な対応が取られることなく、救えるはずの命が救えなかったという点です。

深刻ないじめは子供の命と未来を奪う、本当に重要な問題です。総理のいじめ根絶に向けての決意をお聞かせください。

また、文部科学大臣にお尋ねいたします。

この旭川の事案について、なぜ、学校は最初からいじめの被害の事実を認めようとしなかったのですか。また、なぜ、認定まで三年もの月日を要したのですか。そして、その間にいじめを受けていた子供の命、命だけは救えたのではないですか。この最悪の結果をもたらした根本的な原因についての見解を求めます。

さらに、今後、こども家庭庁がいじめ重大事案に係る情報共有と対策の一体的検討を文部科学省とともに行うとのことですが、学校内のいじめの訴えを学校側がなかなか認めようとしないう、これまで何度となく繰り返されてきたこの問題を、こども家庭庁が設置されたからといって解決できるようになるとお考えですか。むしろ、更に状況を複雑にするおそれはないですか。

また、SNSやオンラインゲーム、塾、スポーツクラブ等の学校外のいじめについては、こども家庭庁の設置に併せ、どのように発見し、どのように対応されていくのですか。具体案をお示しください。併せてこども政策担当大臣にも答弁を求めます。

子供の生活の中で、学校はとても重要です。学校で過ごす時間は長く、生活、学習、そして様々

な人間関係の中で、子供の異変を発見することができます。

私は、短い期間でしたが、小学校や中学校の現場で子供たちや先生方と多くの時間を過ごしてきました。

教員の働き方改革が語られておりますが、根本的な解決はいまだできていません。教員の業務をよく見てみると、教育的な業務と福祉的な業務が混在しております。生活指導や生徒指導と言われる教育と福祉の支援の線引きは難しく、福祉行政の支援が必要とまでは言えないけれども一定の支援が必要な場合、多くは教員がその業務を担っております。また、個に合わせた教育や保護者の生活の不安定さからくる新たな課題もあります。

今の学校には、福祉的なニーズが高まっているにもかかわらず、その人材が余りにもいません。福祉的な業務を担うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置は限定的です。

足りません。これまで厚生労働省が担ってきた福祉の視点から子供や家庭を見守る専門家が学校内に必要とされているにもかかわらず、学校という聖域に入り込むのができないのが現状です。

私は、学校という現場に、教育の専門家である教員と福祉の専門家がチームとなって子供たちの学びと育ちを構築していく仕組みが必要だと考えています。言い換えれば、文部科学省の学校行政の中に厚生労働省の福祉行政を取り込むということで。いじめ問題や虐待、健康や心身の障害や特性、小さな変化を早期に発見し、適切な対応を効果的に実施することができます。そして、その仕組みこそが教員の働き方改革だと確信しております。

こどももまんなか社会に必要なのは、その周りにいる大人たちの温かなまなざしと、いつでも握り

返せる支援の手です。子供たちが手を伸ばしたとき、しっかりと握り返してあげられる、手が伸ばせない子供にはゆっくり肩をたたいてあげる、これこそが求められる改革だと思います。

そのためには、子供たちのすぐそばにある学校を中心に、教育行政と福祉行政の壁を取り払い、一つの組織としていく改革が必要なのではないでしょうか。そして、登校が難しい子供たちには別の環境を整備する、そのときも教育と福祉を同時に提供することができることを前提とするというシステムです。総理の御見解をお示しください。

人こそ国の宝であり、教育こそ国の要です。子供たちへの投資は未来への投資であり、惜しむべきものでもありません。

予算委員会にて、日本維新の会、三木圭恵議員の質問に対し、総理は、是非、将来的に子供の予算倍増を目指していきたいと御答弁されました。総理に改めてお尋ねいたします。

予算倍増のお約束はいつまでにどうやって果たすのか、財源も含めてお聞かせください。日本中の子供たちに向けて、明かな答弁を求めます。

次に、日本維新の会提出の子ども育成基本法について質問します。

これまで本質疑を通して指摘してきたとおり、政府案では、縦割り行政の弊害打破、とりわけ教育と福祉の一体的推進は到底実現できるとは思えません。それどころか、現場に無用な混乱を招き、関係行政機関や教育現場にかえって新たな負担を強いかねない事態を招くことになるのではないかと危惧されています。

日本維新の会が提出する子ども育成基本法案は、単なる厚生労働省の子ども家庭局の引越し法案ではなく、真にこどもまんなか社会を実現するべく、教育と福祉の一体的促進に向けた抜本的

な組織改革と、そのための検討を求めるものです。

一度組織改編がされてしまうと、再度見直すことは並大抵のことではありません。拙速な議論により現場に混乱を招き、子供たち、保護者の皆さん、関係者の皆さんが困惑することのないよう、国として、国会として十分な議論を行い、その責任を全うする必要があると考えます。

こうした中、提出された、日本維新の会提出法案の一番の眼目はどこにあるとお考えでしょうか。

そして、この法案には、国、地方公共団体の責務のみならず、国民の責務も明記されていますが、国民の努力義務を求めるのはなぜですか。また、教育、福祉関係者を始めた国民の多くが期待している幼保一元化は、この法案との関係でどのように位置づけられているのでしょうか。併せて明快な説明をお願いいたします。

私は、全ての子供たちに、君たちの未来は明るいよと胸を張って言える社会を実現したいと思いい、政治を目指し、今、ここに立っています。

○議長(細田博之君) 申合せの時間が過ぎましたから、簡潔に願います。

○堀場幸子君(続) 子供たちにとって明るい未来とはどのような社会なのか、何を指すべきなのか、大人たちが真剣に議論していくことが今の時代に求められると思います。

真摯に真つすぐに子供たちのために邁進していくことをお誓い申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 堀場幸子議員の御質問にお答えいたします。

新しい資本主義と子供の関係についてお尋ねがありました。

新しい資本主義を支える基盤となるのは、子供たちを含め全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会であると考えています。

新型コロナウイルスの中で、少子化は更に深刻化し、また、児童虐待、いじめ、子供の貧困など、子供をめぐる課題は一段と複雑化しています。コロナ禍を克服し、新しい資本主義を実現していくため、子供政策、少子化対策を積極的に進めていくことは喫緊の課題であると認識をしています。

こうした様々な課題に子供の視点に立つて対応していくための司令塔としてこども家庭庁を創設し、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会を実現してまいります。

文科科学省と厚生労働省の間の縦割りの弊害等についてお尋ねがありました。

子供に関する施策は、文科科学省、厚生労働省の所管に関わるものだけではなく、例えば、人権擁護の関係では法務省、少年非行の関係では警察庁、通学路の安全確保の関係では国土交通省など、様々な省庁が関わっており、子供に関する施策の所管や組織全てを一元化することは合理的ではありません。

また、教育など学びに係る行政については、児童福祉など育ちに係る行政と相互に近接する側面があるものの、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、相互にしっかりと調整し、密接に連携する方が、政府全体としての施策の充実、質の向上になると考えています。

今後、こども家庭庁が主導し、政府全体の中で強い司令塔機能を発揮することで、縦割り行政の中で進まなかった、例えば、子供を性犯罪から守

るため、性犯罪歴等について証明を求める日本版DBSの導入に向けた検討、また、幼稚園、保育所、認定こども園の教育、保育内容の共通化、子供を総合的に支援することも家庭センターの全国的な展開などを政府一丸となって進めていきたいと考えております。

いわゆる幼保一元化等についてお尋ねがありました。

就学前の子供にとって一番大切なのは、施設類型を問わず、しっかりとした保育と教育がなされることであると考えています。

このため、政府案では、学校教育法及び児童福祉法において、幼稚園における教育内容、保育所における保育内容について両省庁が相互に協議を行い、教育、保育内容の基準を共同告示で定めることとしており、これにより、施設類型を問わず、共通の教育、保育を制度上担保し、質の一元化が図られると考えております。

なお、義務教育年齢の引下げについては、様々な観点から多角的かつ慎重な検討を必要とする問題であり、今回のこども家庭庁の設置と併せた検討は行っておりません。

いじめ根絶への決意についてお尋ねがありました。

いじめを背景に子供が亡くなる、未来が奪われてしまうという事態は大変痛ましく、決して起こしてはならないことです。そして、どの子供にも、どの学校にもいじめが起こり得るものであるという認識を、学校のみならず、社会全体で共有し、一つ一つの事案に真摯に対応していくことが重要であると考えています。

いじめの中には、家庭環境などを背景として、教育委員会や学校のみでは根本的な解決が難しいものもあり、こうした事案には、教育委員会や学

校はもとより、警察や児童相談所などの関係機関が、その強みを生かして、一体となつて対応することが重要であると考えております。

このため、いじめ問題についても、今後、こども家庭庁が司令塔機能を発揮し、関係省庁が協力、連携し、子供の視点に立ったいじめ防止対策が効果的に実施されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

教育行政と福祉行政の組織改革の必要性等についてお尋ねがありました。

全ての子供の健やかな成長を保障するために、教育など学びに係る行政と児童福祉など育ちに係る行政とが、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、相互にしっかりと調整し、緊密に連携することが極めて重要です。

子供政策の具体の実施を担う地方自治体においても、首長部局と教育委員会の連携が重要であり、行政の混乱を生じさせないよう留意しつつ、相互の連携等を強化していくことが重要です。

こうした観点から、子供政策に関する強い司令塔機能を有することも家庭庁を創設するとともに、地方自治体において、こども家庭センターの全国展開を進め、不登校など相談の内容等に応じ、子供が安心して暮らす居場所の確保など適切な支援につなぐまいります。

あわせて、学校現場等の教育に関するデータや福祉等に関するデータを連携させ、子供のニーズに応じてプッシュ型の支援を届ける取組を推進してまいります。

こうした取組により、全ての子供の健やかな成長を、学びと育ちの両面から、教育と福祉の連携により支援できる体制を構築してまいります。

子供政策を充実していくための予算についてお尋ねがありました。

子供政策に関する予算については、まずは、子供の視点に立つて真に必要な子供政策を考えるべきものであり、こども家庭庁が司令塔となつて政策の充実をしっかり取り組んでまいります。

その際、財源については、国民各層の理解を得つつ、社会全体でどのように負担をしていくのか、こうした観点から幅広く検討していくことが重要であり、今後、こども家庭庁の下、子供政策に関する予算を体系的に取りまとめ、その上で、将来的に予算の倍増を目指してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣末松信介君登壇〕

○国務大臣(末松信介君) 堀場議員にお答え申し上げます。

まず、こども家庭庁の創設による文部科学省の施策の変化と、教育と福祉の関係についてお尋ねがございました。

子供をめぐる課題は、児童虐待、いじめ、貧困、少子化等、複雑化し、多岐にわたっており、多くの省庁が関わっております。このため、各省庁より一段高い立場から子供政策を推進する司令塔機能が重要となります。

児童福祉など育ちに係る行政と教育など学びに係る行政につきましては、相互に近接する側面があるものの、それぞれの目的を追求する中で専門性を更に高めつつ、子供政策の司令塔となるこども家庭庁の下で、必要な場面ですっかり調整し、密接に連携する方が、政府全体としての施策の充実、質の向上に資すると考えてございます。

こども家庭庁の発足後は、例えば文部科学省とこども家庭庁が共同して幼稚園教育要領や保育所保育指針を策定するなど、どの施設に行っても質

の高い教育、保育が受けられるように、取組の充実を図ります。

また、いじめにつきましても、学校による教育的支援だけでなく、こども家庭庁を通じ、警察や児童相談所等との連携の強化を図ることで、いじめ対策が一層充実されることとなります。

さらには、総理からも御答弁ございましたが、人権擁護の観点からは法務省、少年非行の関係では警察庁、通学路の安全確保の観点では国土交通省など、子供施策についてはこのように多くの省庁が関わっているため、こども家庭庁の下、その内容に応じて所管省庁としっかり連携すること等によりまして、子供の健やかな成長を保障してまいりたいと存じます。

次に、旭川市の女子中学生が亡くなられた事案についてお尋ねがございました。

この大変痛ましい事案につきましては、現在、学校や教育委員会の対応を含め、旭川市が設置した第三者委員会による調査が進められております。

先般出された中間報告におきましては、六項目のいじめが認定されましたが、その原因や背景につきましても継続して調査を進めるとしております。詳しい分析は最終報告を待ちたいと思っております。いずれにせよ、貴い子供の命が失われてしまったことは痛恨の極みであります。

いじめの対応に当たっては、ささいな兆候であつても、いじめではないかとの疑いを持つて早い段階から積極的に認知するとともに、いじめの重大事態の対応に当たっては可能な限り速やかに対応することが重要です。

文部科学省では、重大事態調査の初期対応の改善や、いじめに対応する体制整備の更なる充実を図り、いじめ防止対策推進法などに基づく対応の

徹底に全力を挙げてまいります。(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇〕

○国務大臣(野田聖子君) こども家庭庁の総合調整及び文部科学省との関係についてお尋ねがありました。

政府提出法案においては、こども家庭庁を担当する内閣府特命担当大臣を必ず置くこととし、担当大臣が子供の成長に関わる基本的な政策全般について総合調整を行うことにしています。

総合調整に当たっては、関係省庁に必要な説明等を求めるとともに、子供や若者、現場の方々から直接意見を聞く様々な取組を通じて、実態把握や情報収集を行うこととしています。現場との乖離を生むとは考えておりません。

また、文部科学省との関係については、子供の権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁と教育の振興を任務とする文部科学省とが、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、密接に連携する方が、政府全体としての施策の充実、質の向上に資するものと考えています。政府提出法案においては、学校教育法等の個別作用法に、こども家庭庁の主任の大臣である内閣総理大臣の権限を新たに規定するとともに、総合調整の観点から、教育政策に関与することにしており、これらを通じて施策の充実、質の向上に取り組んでまいります。

次に、いじめ対策についてお尋ねがありました。

いじめ防止等の対策については、いじめ防止対策推進法等に基づき、主として学校や教育委員会、文部科学省による取組が進められている一方、こども家庭庁においても、子供の権利利益の擁護等を担う観点から、子供のいじめ防止等の対策を担うこととしています。

具体的には、いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を文部科学省が策定、変更する際に協議を受けるほか、自らも子供のいじめの防止等を受け、事案の把握、地方自治体における具体的な取組や相談体制などの体制づくり等を推進することとしています。

学校外の子どもの問題については、学校の把握や適切な対応が難しい場合もあります。こども家庭庁は、自らの所掌事務として、学校外の子どもの含めた学校内外の子どものいじめの防止に資する取組、体制構築を推進するとともに、必要に応じて、警察等の関係機関との連携も図ってまいりたいと考えております。(拍手)

〔三木圭恵君登壇〕

○三木圭恵君 日本維新の会が提出した法案の一番の眼目について御質問をいただきました。

日本維新の会は、ゼロ歳児からの子供に関わる行政について、教育を基軸として、福祉施策と適切に組み合わせることを確保すること、つまり、教育と福祉が互いに協力し合い、教育現場が問題を抱え込み、結果、いじめを隠蔽するというような最悪の結果を招くことを避けるため、日常的に教育現場に福祉の専門家を配置すること、また、担当部局を一元化することで教育と福祉の施策を融合し担っていくことが、次代の社会を担う子供の育成において最重要事項であると考えています。

日本維新の会が提出した子ども育成基本法案では、このような基本理念の下、子供の育ちを一貫してサポートする組織の創設に向けて、法案の第四章で、教育子ども福祉省の設置に関する基本方針について定めております。

すなわち、政府提案のこども家庭庁のような小規模な組織再編にとどまらず、文部科学省全体と

令和四年四月十九日 衆議院會議録第二十一号

こども家庭庁設置法案外二案の趣旨説明に対する堀場幸子君の質疑 こども家庭庁設置法案外一案の趣旨説明に対する中野洋昌君の質疑

だ表現しておりません。

こども家庭庁の機能を併せ持つものとして再編した組織である教育子ども福祉省をできるだけ早期に法制上の措置を講ずるものとしております。教育子ども福祉省の設置により、行政組織の事務の効率化と円滑化が図られるだけでなく、何よりも重視すべき、子供一人一人の学びと育ちをしつかりと保障していくことが可能になると考えております。

国民の努力義務についてお尋ねがございました。

法案の第一条にありますように、私たちは、次代の社会を担う子供の育成への支援は日本社会の未来への投資であるとの認識の下、子供の育成を支援する社会を実現することを目指しています。

このような子供の育成を支援する社会は、国や地方公共団体の施策だけで実現できるものではなく、家庭、学校、地域、職域そのほかの社会のあらゆる分野において、様々な立場にある国民の皆様が行う取組の果たす役割が大きいものです。

そこで、法案の第六条では、国民の努力として、「国民は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、子どもの育成に寄与するように努めなければならない。」と定めております。

幼保一元化のこの法案における位置づけについてお尋ねがございました。

就学前の幼児期における教育は、人格の形成において非常に重要な意義を有しております。子供たちが親の職業などに関わりなく、ひとしく質の高い学びの環境と育ちの環境を享受できるようにすることは長年にわたる重要な課題でありましたが、教育施設を出発点とする幼稚園と福祉施設を出発点とする保育所とを一元化する取組は、いま

このような縦割り行政の弊害を除去し、子供の教育、福祉等に係る施策を一体のものとして実施することは、目的規定にもうたわれておりますとおり、日本維新の会の法案の一丁目一番地であり、その筆頭が幼保一元化であります。教育子ども福祉省の下、幼保一元化が速やかに実現し、子供が小学校に入学するまでの期間において、より充実した学びと育ちの環境が確保されるものと考ええます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(海江田万里君) 中野洋昌君。

(中野洋昌君登壇)

○中野洋昌君 公明党の中野洋昌です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして質問いたします。(拍手)

公明党は、子育て、教育を国家戦略にと訴え、一貫して子供の幸せを最優先する社会の実現を目指し、幼児教育、保育の無償化を始めとした教育負担の軽減や妊娠、出産への支援の充実などを図ってまいりました。

現在、新型コロナウイルス禍の中で、想定以上のスピードで少子化が加速するとともに、様々な課題を抱えた子供と家庭をめぐる社会的孤立の深刻化が進んでいます。子供と家庭を社会全体で支えるための取組を今こそ強化していかなければなりません。

あわせて、子供政策の基本的な方向性として、児童の権利に関する条約のいわゆる四原則である、生命、生存、発達、権利、差別の禁止、子供の意見の尊重、子供の最善の利益が全ての子供に

保障され、全ての子供が豊かな社会生活を送るに当たった的確なスタートを切ることができる社会とすることを目指していく必要があります。

今般、私も公明党は、自由民主党とともに、こうした子供政策の基本理念を明記し、我が国で初めて子供の権利を包括的に規定した、こども基本法案を提出させていただいており、是非、皆様の御理解の下、成立させていただきたいと考えております。

今後の子供政策はこうした基本理念の下進めていく必要があると考えますが、今後の子供政策の基本姿勢について、岸田総理の御見解を伺います。

就学前までの時期の成長発達には著しく、就学前教育がその後の人生に大きな影響を与えることが指摘されております。

しかし、妊娠、出産から子育て期においては、母子保健、児童福祉、地域子育て支援などの施策が縦割りとなっており、支援を切れ目なく一体的に実施することが求められています。また、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設の類型にかかわらず、質の高い幼児教育、保育を受けることができる仕組みとしていくことが重要です。

就学前の子供の育ちと幼児教育、保育の質の向上についてこども家庭庁がどのような役割を果たすのか、野田大臣の答弁を求めます。

これまで、様々な課題を抱えた子供への支援を行う現場を回らせていただき、また、関係者の声も聞いてまいりました。

貧困、児童虐待、いじめ、不登校、自殺、障害、疾病などといった様々な課題を抱える子供と家庭については、ライフステージに応じて、就学期以降も切れ目なく支援していくことが求められています。

他方で、これは、学校だけあるいは福祉だけで対応することは難しく、特に、現場である地方自治体において、教育委員会と福祉部局とが必要な情報を共有し、連携を強化していくことが非常に重要です。

各自治体は既に様々な取組を行っており、首長部局中心に連携するケースもあれば、教育委員会中心の場合もあり、また、私の地元兵庫県尼崎市のように、子供や子育て家庭のために必要な情報を統合し、プッシュ型の支援を検討されている自治体もあります。

地方自治体における教育と福祉の連携の強化をこども家庭庁が具体的にどのように推進するのか、野田大臣の答弁を求めます。

困難な課題を抱えた子供への支援に当たっては、アウトリーチや伴走型の継続的な支援が必要となります。このため、それぞれの地域で活動しているNPOなどの民間団体との連携の強化が必要です。また、身近な地域において、子供や家庭が安心して過ごせ、様々な地域の関係者と自然につながりを持つことができる居場所があることも非常に重要な課題です。

地方自治体などの現場における民間団体との連携や、地域における子供の居場所づくりの推進を今後どのように進めていくのか、野田大臣の答弁を求めます。

こども家庭庁ができることで、今後の子供政策において、子供や子育て当事者の視点に立った政策立案がなされることが必要です。

私も公明党も、今回、こども基本法案の議論に当たり、直接子供の声を聞く取組を行い、今までの政策立案のプロセスにおいて、いかにこうした視点が欠けていたかを痛感したところであります。

す。

このため、私どもが提出させていただいたことも基本法案においては、国と地方自治体が子供政策を策定するに当たって、子供の意見を反映するために必要な措置を講じることを規定させていただいているところです。

子供の声を聞き、子供の視点に立った政策立案を具体的にどう進めていくのか、野田大臣の答弁を求めます。

子供政策は様々な関係省庁が関わっており、子ども家庭庁の設置が求められている大きな理由が、その司令塔機能の強化であります。

全ての子供の発達を保障するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、子供と家庭を総合的に支えていくための司令塔機能を担う新しい行政組織が子ども家庭庁であり、それを制度的には勧告権で担保しているものと理解をしています。

しかし、真に子供の視点に立ち、子供の利益を最善に考えた政策を実行するためには、様々な現場の情報の収集や調査、政策の分析を行えるだけの体制が必要です。この勧告権や司令塔機能を実効性のあるものにするためには、単に今ある組織を組み替えるだけでなく、充実した人員体制でその機能を強化していくことが不可欠であります。

子ども家庭庁の組織体制の強化と司令塔機能の発揮につきまして、総理の答弁を求めます。

最後に、財源の確保について質問をさせていただきます。

私どものことも基本法案においては、政府が子ども大綱を策定することとしており、この中で、当該子供政策の具体的な目標及びその達成の期間を定めることになっております。また、子ども大

綱の定める政策の実施に必要な財政上の措置を講ずる努力義務を政府に課すこととしております。

昨年政府が取りまとめたことも政策の推進に係る有識者会議の報告書では、少子高齢化の進行はまさに有事ともいえるべき危機的な状況とされており、これに対処していくためには、安定的な財源の確保と中長期的な子供政策の充実が必要不可欠であります。

今後の子供政策の充実とその財源確保につきまして、改めて総理の御決意をお伺いし、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 中野洋昌議員の御質問にお答えいたします。

今後の子供政策の基本姿勢についてお尋ねがありました。

これからの子供政策の推進に当たっては、子供の視点に立つて、社会が保護すべきところは保護しつつ、子供の意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、子供の最善の利益を第一に考えて自立を支援するとともに、家庭における子育てニーズに応じて柔軟に支えていくことが重要であると考えております。

このため、子ども家庭庁を創設し、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられることもまんなか社会を実現していくこととしており、こういった基本姿勢は、児童の権利に関する条約の四原則、そして子ども基本法案が掲げる基本理念と軌を一にするものであると認識をしております。

子ども家庭庁の組織体制の強化と司令塔機能の発揮についてお尋ねがありました。

子ども家庭庁の定員については、法律、事務の

移管に伴う内閣府や厚生労働省の内部部局の従前の定員約二百人を大幅に上回る三百人以上の体制を目指し、情報集約や調査の体制を含め、機能を十分に発揮するために必要な人員体制をしっかりと確保してまいります。

この体制の下、子ども家庭庁では、これまで各府省において別々に担われていた子供、子育て支援、少子化対策、児童虐待対策などの子供政策に関する総合調整権限を一元化し、子供の視点に立った強い司令塔機能を発揮することとしております。

子ども家庭庁の強力な司令塔機能の下、全ての子供に対して必要な支援や教育等が抜け落ちることがないよう、子供の視点に立った子供政策を総合的かつ包括的に推進してまいります。

今後の子供政策の充実とその財源確保についてお尋ねがありました。

子供政策については、子ども家庭庁が司令塔となつて、子供の視点に立つて真に必要な子供政策を考え、その充実につかりと取り組んでまいります。

その際、財源については、国民各層の理解を得つつ、社会全体でどのように負担していくのかという観点から幅広く検討していくことが重要であり、今後、子ども家庭庁の下、子供政策に関する予算を体系的に取りまとめ、その上で、将来的に予算の倍増を目指してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇〕

○国務大臣(野田聖子君) 小学校就学前の子供に関する役割についてお尋ねがありました。

乳幼児期の教育及び保育は、子供の健全な心身

の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。このため、幼稚園、保育所、認定子ども園に通う子供はもとより、いずれの施設にも通っていない未就園児も含め、小学校就学前の全ての子供の成長を支えることが必要です。

子ども家庭庁においては、子供の育ちを支える際に留意すべき事項等を就学前の子供の育ちに係る基本的な指針として閣議決定し、政府内の取組を主導し、認可外施設を含む全ての施設や保護者に周知、普及を図るとともに、未就園児の実態把握を進め、市町村等と連携し、子育て支援サービスや、幼稚園、保育所などへの就園につながるブッシュ型の支援などを進めてまいります。

また、幼稚園、保育所といった施設類型を問わず、共通の教育、保育を受けることが可能となるよう、学校教育法及び児童福祉法に、文部科学省と相互に協議を行って、幼稚園における教育内容、保育所における保育内容を定める旨の規定を新たに設けることとしております。これにより、幼稚園、保育所、認定子ども園の教育、保育内容の基準の整合性が制度的に担保され、教育、保育の質の一元化が図られると考えています。

これらを通じて、小学校就学前の全ての子供の健やかな成長が保障されるよう取り組んでまいります。

次に、地方自治体における教育と福祉の連携強化についてお尋ねがありました。

子供政策の具体的実施は、地方自治体が中心に担っています。その体制は自治体の判断となりますが、いずれにしても、子供政策に関連する部局同士が連携を図ることが重要と認識しています。

また、子ども家庭庁は、教育行政を担う文部科

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

子ども家庭庁設置法案外一案の趣旨説明に対する中野洋昌君の質疑 子ども家庭庁設置法案外一案の趣旨説明に対する浅野哲君の質疑

一八

学省との緊密な連携を図っていくこととしており、地方自治体においても、首長部局と教育委員会の連携が極めて重要であると考えています。

今後、例えば、教育や福祉等に関するデータを連携させ、真に支援が必要な子供、家庭を発見し、ニーズに応じてプッシュ型の支援を届ける取組を推進してまいります。

また、現在、地方自治体における関係部局の連携体制の事例を把握するための調査を実施しているところであり、今後、各自治体における取組を情報共有することを通じて、自治体における子どもまんなかの考え方に基づく体制の検討が進むよう取り組んでまいります。

次に、民間団体との連携や子供の居場所づくりについてお尋ねがありました。

民間団体との連携については、子供や若者、子育て家庭に対し地域で支援を行っているNPOを始めとする様々な民間団体とのネットワークを強化し、市民団体との積極的な対話、連携、協働を図っていくこととしています。

地方自治体などの現場においても、民間団体との連携を進めることは重要と考えており、さきに述べた地方自治体に対する調査においても、民間との連携や人材交流の状況を把握することとしています。今後、各地方自治体の取組状況に関する情報共有などに努めてまいります。

子供の居場所づくりについては、子ども家庭庁の創設を待たず、今年度、調査研究を行うことにしています。

今後、子ども家庭庁においては、調査研究の結果も踏まえ、子供の居場所づくりに関する指針を策定し、政府全体の取組を強力に推進するとともに、NPO等と連携し、児童館、放課後児童クラブ、子供食堂など、子供の視点に立った様々な居

場所づくりを進めてまいります。

次に、子供の視点に立った政策立案についてお尋ねがありました。

公明党におかれましては、子供の声を直接聞く機会を設け、党内の議論に生かしていらつしやると伺っており、大変すばらしい取組であると受け止めております。

政府においては、昨年末に閣議決定した基本方針において、今後の子供政策の基本理念として、子供の意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子供政策に反映されるように取り組むことを掲げています。

子ども家庭庁においては、子供や若者にとつて身近なSNSを活用した意見聴取など、子供や若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりについても検討していくこととしており、子ども家庭庁の創設を待たず、令和四年度において、子供の意見の政策への反映に関する調査研究を行うことにしています。

子供の声に耳を傾けることは、子供を大切にする第一歩であります。こうした基本姿勢の下、子ども家庭庁において、子供や若者から意見を聞く様々な取組を行い、子供政策の企画立案、総合調整を行ってまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。

私は、ただいま議題となりました子ども家庭庁設置法案などに対し質問をいたします。(拍手) まず、総理に伺います。

二〇二一年の出生数は八十四万二千八百九十七人、六年連続過去最少を記録しました。令和二年

の合計特殊出生率も一・三三と、五年連続低下をしております。平成元年に合計特殊出生率が一・五八を下回って以降、少子化対策が叫ばれ続けてきましたが、いまだに改善されない原因は何とお考えになりますでしょうか。

昨年十一月二十九日に提出された子ども政策の推進に係る有識者会議報告書の中では、今後の子供政策の基本理念等を定める「子ども基本法(仮称)」の制定について、政府に検討を求める内容でした。しかし、その約三週間後、政府は、基本法ではなく、子ども家庭庁を設置する方針を発表しています。

なぜ、政府として、基本法を整備せず、省庁再編で対応することにしたのでしょうか。政府としては、基本法を制定する必要はなしと判断したということでしょうか。お聞かせください。

ユニセフが昨年発表したレポートによれば、日本の子供の幸福度は三十八か国中二十位という結果でした。内訳を見ていくと、身体的健康は一位である一方で、精神的幸福度は三十七位、下から二番目でした。また、数学、読解力などの学力面では五位でありながら、すぐに友達ができると答えた子供の割合が低く、社会的スキルは三十七位という結果だったそうです。

本法案でも子供のウェルビーイングの向上をうたっておりますが、子供のウェルビーイングの定義を総理はどのように捉えておられますか。

また、この指標をどのように評価、測定するのか、加えて、子供のウェルビーイングの向上に向けた野田大臣の考えを伺います。

本法案の基本方針では、子供たちの視点に立った政策立案を行うとされており、具体的には、子供や若者から意見を聞くユース政策モニターの実施や、審議会委員などへの子供、若者の参画促

進、SNSを活用した意見聴取などが検討されています。一方で、児童虐待や不登校、ヤングケアラー問題などは、人前でなかなか言い出せない場合や子供自身に自覚がない場合など、問題が顕在化しづらいことも課題となっております。

子供たちから意見を聞く仕組みだけでなく、子供たちが抱える見えない課題を捉える取組が必要だと思いますが、政府の御認識を伺います。

様々な困難に直面する子供たちをサポートするスクールソーシャルワーカーに期待が集まっています。

スクールソーシャルワーカーの役割は、教育機関内外を問わず様々な機関と連携し、子供の福祉向上に取り組むことであり、所管省庁は、文部科学省よりも、省庁横断的に対応できる子ども家庭庁の方がよいのではないのでしょうか。子ども家庭庁に移管せず文部科学省に残す理由を文部科学大臣にお伺いいたします。

続いて、子供政策に関し国民民主党から何点か提案をさせていただきますので、総理を始め各大臣の御見解をお聞かせください。

まずは、子供政策に関する予算についてです。我が国の家族関係社会支出は対GDP比で一・六五％で、スウェーデンの三・四二％、英国の三・一九％などの欧州諸国と比較すると大きく見劣りする水準となっており、我が国の将来に関わる重大な問題だと認識をしております。

岸田総理も、今年一月二十五日の予算委員会の中で、「将来的には倍増、これはしっかり目指していきたい」と明言されております。

国民民主党は、年間五兆円の教育国債を発行し、我が国の教育基盤を根本的に強化していくことを三年前から提案しています。教育国債について、政府内でも教育国債の実現

に向けて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

続いて、所得制限の撤廃について伺います。

高等学校等就学支援金制度には所得制限があり、子供が複数いる不支給世帯などについては、実質的に進学可能な選択肢を狭めている現状があります。これはほんの一例で、児童手当や障害児福祉手当などについても所得制限があり、課題があります。

子供を育成する基本的な責任は保護者にありますが、子供は育ちの場を選ぶことはできません。子供の最善の利益を重視するのであれば、子供に関する社会手当や現物給付は子供自身に対する給付と位置づけ、世帯の所得によらず全ての子供を平等に取り扱うためにも所得制限の撤廃を検討すべきと考えますが、総理のお考えを伺います。

現在、消費税財源の一部が子供、子育て支援に充てられており、保育所や放課後児童クラブなどの充実が図られています。一方、障害児施策には消費税財源が充てられておらず、例えば、医療的ケア児向けの日中一時支援事業などは、自治体による支援のばらつきも大きく、支援の少ない自治体に住む御家庭には大きな負担となっています。

今後は、障害児施策にも消費税財源を充てるなど安定財源を確保し、地域格差の是正と支援内容の拡充を図るべきと考えますが、野田大臣の御見解をお伺いいたします。

出産費用の負担は重要な問題です。

現在の制度では出産育児一時金として四十二万円を受け取れますが、国民健康保険中央会によれば、出産費用の平均値はおよそ五十一万円となっています。さらに、コロナ禍によって医療現場では経費が増大し、近年は出産費用が更に高額になる傾向があります。

全ての子育て世帯がどこに住んでいても不安なく出産できるよう、出産育児一時金の引上げをすべきと思いますが、後藤大臣の御見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 浅野哲議員の御質問にお答えいたします。

少子化の原因についてお尋ねがありました。少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると認識をしています。

その中でも、子育てや教育に係る費用負担の重さや仕事と子育ての両立の難しさがその大きな課題として挙げられており、こうした観点から、保育の受皿整備や幼児教育、保育の無償化などの支援を充実させてきたところです。また、本年四月からは、不妊治療の保険適用を開始し、妊娠、出産への支援を強化したところです。

今後、こども家庭庁の下、子供政策を我が国社会の真ん中に据えていく中で、少子化の実態把握に努め、少子化対策を効果的に進めてまいります。

子供基本法についてお尋ねがありました。

子供基本法については、与野党において検討の動きがあつたことから、その動きを注視しつつ、政府としては、昨年末に閣議決定した基本方針において、今後の子供政策の基本理念を取りまとめるとともに、子供政策の新たな司令塔となるこども家庭庁を設置するための法案を提出することとしたしました。

与野党のそれぞれの基本法案について、政府提出のこども家庭庁設置に係る法案と一括で審議さ

れると承知をしており、子供政策の一層の充実に向け、充実した御審議を行っていただきたいと考えております。

子供のウェルビーイングの定義についてお尋ねがありました。

ウェルビーイングについては様々な定義がありますが、昨年末に閣議決定した基本方針では、全ての子供が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態であると捉えています。

教育国債についてお尋ねがありました。

自公政権において、これまでも、子育て世帯への支援について、安定財源を確保しつつ、保育の受皿整備、幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化など様々な支援を充実させてきたところで

子供政策に関する予算については、こども家庭庁が司令塔となつて、子供の視点に立つて真に必要な子供政策を考え、政策の充実につかりと取り組んでまいります。その際、財源については、国民各層の理解を得つつ、社会全体でどのように負担していくのかという観点から幅広く検討していくことが重要ですが、教育国債との御指摘については、安定財源の確保や財政の信認確保の観点から慎重に検討する必要があると考えております。

子供政策における所得制限の撤廃についてお尋ねがありました。

これまでも、保育の受皿整備、幼児教育、保育の無償化など、二一歩を踏まえ、優先順位をつけながら、安定財源を確保しつつ、様々な子供、子育て支援を充実させてきたところです。

その際、御指摘の高等学校等就学支援金を始めとする各制度において、所得制限を設けるかどうかは、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものであると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇〕

○国務大臣(野田聖子君) 子供のウェルビーイングの指標をどのように評価、測定するのか、加えて、子供のウェルビーイングの向上に向けた考えについてお尋ねがありました。

子供のウェルビーイングの評価、測定に当たつての観点は様々であり、その基準も必ずしも一義的に決まらないことから、一律に評価、測定することは困難であると考えています。

昨年末に閣議決定した基本方針では、今後の子供政策の基本理念として、全ての子供が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるようにすることが重要であることなどを掲げています。

今後、全ての子供の健やかな成長やウェルビーイングの向上という基本理念の下、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししてまいります。

次に、見えない課題を捉える取組についてお尋ねがありました。

ず、抜け落ちることのない支援を掲げています。こども家庭庁では、子供や若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりについて検討していくこととしていますが、様々な手法を組み合わせて、多様な声を聞くよう努めてまいります。

また、子供たちから意見を聞くだけでなく、子供たちの支援に直接関わる民間団体や自治体との連携強化などを通じて、潜在的な課題についてもしっかりと把握し、きめ細かく対応してまいります。

次に、障害児への支援の拡充についてお尋ねがありました。

障害のある子供への支援については、地域社会への参加、包容を推進することが重要であり、認定こども園等での受入れ、質の高い障害児通所支援の提供や、認定こども園等への移行支援の強化等を進めているところです。

こうした施策の充実を図っていくためには、安定的な財源の確保が必要であり、障害児への支援を含めた子供政策に関する予算全体について、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣末松信介君登壇)

○国務大臣(末松信介君) 浅野哲先生にお答え申し上げます。

スクールソーシャルワーカーの所管についてお尋ねがございました。

様々な課題を抱える児童生徒を早期に発見し、適切な支援につなげるためには、まず第一に、児童生徒と接する学級担任や養護教諭等が、日頃から児童生徒を丁寧に観察し、小さな予兆を捉え、相談につなげることが重要でございます。

その上で、福祉的な支援が必要な児童生徒につ

きましては、教職員と福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが緊密に連携を図り、チーム学校として組織的、計画的に対応する必要があります。

このような、学校が一体となった取組を推進する観点から、スクールソーシャルワーカーについては、学校教育を担う文部科学省が引き続き所管する必要があると考えております。

今後、教育委員会と福祉部局の密な連携を促しつつ、チーム学校が効果的に機能するように、教育相談体制の整備に努めてまいります(拍手)

(国務大臣後藤茂之君登壇)

○国務大臣(後藤茂之君) 浅野哲議員の御質問にお答えいたします。

出産育児一時金の引上げについてお尋ねがありました。

出産育児一時金の支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定めています。

出産育児一時金の支給額については、令和二年十二月の社会保障審議会医療保険部会の取りまとめにおいて、費用増加要因の調査等により出産費用を詳細に把握した上で検討を行うこととされました。また、令和三年の骨太の方針では、出産費用の実態を踏まえて増額に向けた検討に取り組むこととされました。

このため、現在、出産費用の実態把握に向けた調査研究を実施しており、この調査研究の結果も踏まえ、出産育児一時金の支給額の検討を行ってまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、政府提出のこども家庭庁設置法案及び与党提出のこども基本法案について質問します。(拍手)

子供が一番長い時間を過ごす学校で、学習内容の詰め込みを強化。強制的な力によって生徒を服従させることを推奨するような生徒指導の手引を出し、管理教育を推進。子どもの権利条約の批准時には、条約に反するような九四年文部省通知を

今、子供の貧困は約七人に一人、一人親世帯の半分が貧困状態です。二〇二〇年度では、虐待の相談件数は二十万件、不登校も二十万件、いじめの認知件数は五十一万件に上り、いずれも大幅に増加しています。十代の死因で自殺が最多を占めるのは、G7で日本だけです。

総理、子供の現状が深刻だという認識はありますか。

国連子どもの権利条約を批准してから約三十年、なぜここまで深刻なのか。政府はこれまで何をしてきたのですか。

子どもの権利委員会からも、日本の子供の社会支出がOECD平均より低いことや貧困率が高いことへの深い懸念が出されています。貧困を根絶するための適切な資源配分を求める勧告とともに、労働の規制緩和等が賃金削減、賃金格差をもたらしていると指摘されています。

また、教育については、高度に競争的な学校環境がいじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があるとの懸念とともに、その悪影響を回避するため学校及び教育制度を見直すよう勧告が出されています。

政府がこの勧告を放置してきたのはなぜですか。子供の権利を大きく侵害してきたという認識はありますか。

憲法は基本的人権を保障し、子どもの権利条約は、生命、生存及び発達に関する権利、子供の最善の利益、子供の意見の表明、尊重、差別の禁止の四原則を掲げています。それなのに、自民党政治が教育で行ってきたことは何か。

安倍政権下で、全国一斉学力テストの導入など、競争、管理教育を一層強化。さらに、教育基本法を改悪して、教育への国家介入、愛国心や競争、管理教育を押しつけてきました。

憲法と四原則を放置してきただけでなく、これに逆行してきたのが自民党政治ではありませんか。こうした政治が今の深刻な事態を招いたという反省はあるのですか。

これを改めるといふなら、子供の意見表明権を軽視し、理不尽な校則の温床となっている九四年文部省通知は直ちに撤回すべきではありませんか。

今こそ、憲法の基本的人権と子どもの権利条約を実現する政治への大転換が必要です。法案がそうなっているのか問いたい。

まずは、子供の権利に関わる問題です。政府は、こども家庭庁が、子供の権利を保障し、健やかな成長を社会全体で後押しする、こどもまんなか社会を目指す司令塔としています。

では、こども家庭庁設置法案に、子どもの権利条約という文言や四原則の規定がないのはなぜですか。

こども家庭庁は、子どもの権利条約に基づくものではないのですか。権利委員会の勧告は一元的な組織を求めています。なぜ、こども家庭庁には教育が含まれていないのですか。

子供の権利を保障するための独立した監視機関の設置ありません。これでは、新たな縦割りをもたらすだけで、子供の権利侵害を解決すること

にはならないではありませんか。

閣法と併せて出された与党提出のことも基本法案について質問します。

子供施策の基本理念に子どもの権利条約の四原則を盛り込むとしています。

それならば、なぜ、基本理念に子供の養育は家庭が基本と書き込むのですか。虐待や貧困など、家庭の中で苦しむ子供たちが少なくありません。この規定は、苦しむ子供や保護者を更に追い詰め、一層孤立させることになります。

子供を守り育てるのは社会の責任であることが憲法と子どもの権利条約の精神であり、強調されるべきは、国の責任で家庭への手厚い支援を行うことではありませんか。

こども基本法は、学校教育も包含するのですか。法案の目的に、幼児教育に関する規定はありませんが、初等から高等教育の規定がないのはなぜですか。また、こども大綱に教育が含まれていないのはなぜですか。

さらに、基本理念に、教育基本法の精神にのっとり教育とあります。この規定について、衆院法制局は、教育は教育基本法が基本であることを示すためと説明しています。子どもの権利条約と矛盾する改定教育基本法が基本ということとは、つまり、小学校、中学校、高校、大学の教育では四原則は保障されないということになりはしませんか。

次に、余りに少な過ぎる子供関係予算と子供の権利を支える人の問題です。

国際的に見て最低水準の子供に対する支出を抜本的に増やすことが必要です。

例えば、野党が求めてきた給食費の無償化、医療費の無償化を行うのですか。

また、貧困に苦しむ子供や家庭に対し、児童手

当や児童扶養手当の抜本拡充を行うべきではありませんか。

野党が求めてきた保育士や学童保育指導員の大規模な処遇改善を行うのですか。児童福祉の専門職員等の配置基準を改善するのですか。

非正規が増加をしている教職員は正規を基本とするのでしょうか。

予算と人の確保こそが、子供を支える活動をしている方たちの一番の願いです。これに添えず、組織を一本化するだけでは、問題の解決にはならないではありませんか。

以上、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 塩川鉄也議員の御質問にお答えいたします。

子供の実際の認識などについてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスの中で、少子化は更に深刻化し、また、児童虐待、いじめ、子供の貧困など、子供をめぐる課題は一段と複雑化していると認識をしております。

御指摘の勧告に関しては、貧困の状況にある子供について、児童扶養手当等の充実を始め、教育の無償化や相談支援など様々な施策を実施するとともに、教育については、学校の人的配置の充実など、多様化する子供たちに対応した個別最適な学びの実現と併せて、学校が全ての子供たちにとって安全、安心な居場所となるように取り組むなど、子供の健やかな成長等のために必要な取組を行ってまいりました。

今後、こども家庭庁の下、子供の視点に立つて、子供の権利利益の擁護を図り、子供の最善の利益を実現できるよう、政府一丸となって取り組んでまいります。

児童の権利に関する条約に関する通知など、教育の在り方についてお尋ねがありました。

平成十八年に改正した教育基本法において、例えば、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことなどを目標に定めたとおり、政府としては、子供たちが自分自身の力で主体的によりよい社会づくりに取り組むことができるよう、生徒指導や学習指導などの各政策に取り組んできたところです。こうしたことから、競争、管理教育を押しつけてきたという御指摘は当たらないと考えています。

また、御指摘の児童の権利に関する条約に關して当時の文部省が発出した通知は、年齢や成熟の度合いによつて相応に意見が考慮されるべき旨を示しているものと承知をしています。

校則の設定など学校の管理運営については、こうした考えを前提に、学校の責任と判断によつて行うものであり、今後とも、子供たちの意見も適切に考慮しつつ学校運営がなされるよう、文部科学省において適切に取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、今後は、こども家庭庁において、常に子供の視点に立つて、その最善の利益を第一に考え、各省庁より一段高い立場から、子供政策を推進してまいります。

子供の権利の保障などに関するお尋ねがありました。

政府法案においては、こども家庭庁の任務において、子供の年齢及び発達に程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するなど、児童の権利に関する条約やその四原則の趣旨を踏まえた内容としております。

子供政策については、様々な省庁が関わっており、全ての子供に関する施策の所管を一元化する

ことは合理的ではありません。教育など学びに係る行政については、児童福祉など育ちに係る行政と相互に関連する側面があるものの、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、相互にしっかりと調整し、密接に連携する方が、政府全体としての施策の充実、質の向上になると考えております。

子供の権利を保障するための独立した監視機関については、与野党において様々な議論や提案がなされていると承知しており、その議論を注視してまいります。こども家庭庁が、子供の視点に立つて、有識者の意見も踏まえつつ、子供の最善の利益を実現できるよう、各省庁より一段高い立場から、しっかりと取り組んでまいります。

子供政策に関する予算の確保と子供政策の充実等についてお尋ねがありました。

子供政策に関する予算については、これまで、安定財源を確保しつつ、様々な子育て、教育支援を充実してきたところですが、今後とも、こども家庭庁において、真に必要な子供政策を充実してまいります。

御指摘の学校給食費の無償化や子供の医療費については、各自自治体において、地域の事情に依りて御検討いただくことがふさわしいと考えております。

児童手当については、従来から、多子世帯や子供の年齢に応じた拡充、重点化が必要との指摘があり、昨年の改正法の検討規定に沿って、子供政策全体の中で検討を行っていくべき事項であると考えております。また、児童扶養手当については、これまで累次の改善等を実施してきたところですが、更なる拡充については、安定財源と併せて、その必要性を含め、慎重な検討が必要であると考えております。

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

こども家庭庁設置法案外二案の趣旨説明に対する塩川鉄也君の質疑 議長長の報告

二二

保育所や放課後児童クラブなどの現場で働く方々については、収入を三〇程度引き上げるための措置を本年二月から実施しているところだ。また、児童福祉の専門職員等の配置基準については、児童養護施設の職員配置基準の加算により支援体制を強化するなどの取組を実施しております。

教職員をどのような形態で任用するかは任命権者である教育委員会が判断するものですが、安定的に学校教育を実施していくためには、計画的な正規教員の任用が基本であると考えております。(拍手)

〔木原稔君登壇〕

○木原稔君 塩川議員にお答えいたします。

こども基本法案の基本理念と児童の権利に関する条約との関係について御質問をいただきました。

まず、まさしく、御指摘いただきました児童の権利に関する条約は、その前文において、家族が児童の成長及び福祉のための自然な環境であるとうたっていることをまず確認したいと思っております。こども基本法案においても、これと同様に、子供の養育は家庭を基本として行われるとの認識を明記しております。

そして、この条約では、前文を受けて、十八条一項において、父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有すると定め、二項においては、締約国は、これらの者に対して適当な援助を与えるものとされております。

こども基本法案においても、これと同様に、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子供の養育に関し十分な支援を行うと定めております。

なお、御指摘の虐待や貧困に苦しむ子供たちについても、条約の二十条一項では、家庭環境を奪われた児童等に対し、国が与える特別の保護を受ける権利を定めています。

法案の基本理念もまた、家庭での養育が困難な子供にはできる限り家庭と同様の養育環境を確保すると定めております。

以上のように、御指摘のこども基本法案三条五号についても、児童の権利に関する条約のつとめたものになっており、この理念の下で国の施策を推進されることになると考えております。

次に、こども基本法案に教育に関する事項が含まれるかについて御質問いただきました。

教育施策も、定義上、子供施策に該当しますが、教育施策は憲法と教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものであることから、学校教育の内容に踏み込んだ規定をこども基本法案において設けることはしませんでした。

これは、こども大綱の内容についても同様ですが、既存の子ども・若者育成支援推進大綱に記載のある教育支援策などについては、こども大綱の下でも推進されるものと考えております。

また、目的規定に生涯にわたる人格形成の基礎という文言があり、これは幼児期の教育について定めた教育基本法十一条と共通するものでありますが、この文言は、子供の時期の重要性を定めたものであり、幼児教育についてだけ特別の規定を置いたものではないとの理解であります。

終わります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) この際、提出者城井崇君から、森山浩行君の質疑に対する答弁を補足したいとの申出があります。これを許します。提出者城井崇君。

〔城井崇君登壇〕

○城井崇君 森山浩行議員からの質問に対し、子供コミッションを設置する意義、そして、子ども省との連携、役割の違いについてのお尋ねへの補充答弁を申し上げます。

立憲民主党案に明記した子どもの権利擁護委員会、いわゆる子供コミッションは、子供の権利の擁護について、政府が講じる施策により十分に子供の権利が擁護されないケースを想定し、政府から独立した立場から、子供の権利の擁護の状況を調査、チェックするとともに、必要に応じて政府に対して提言、勧告を行うことができる機関が必要であると考え、設置することとしたものです。

この子供コミッションは、その設立の意義を踏まえると、政府からの独立性を有し、特定の思想信条などに影響されないように、客観性、公正性、透明性が確保された組織でなくてはなりません。そのため、子供コミッションは、いわゆる三条委員会として内閣府に設置されるとともに、独立性等を担保する規定も設けています。

子ども省との連携については、子ども省がいわば政府の中で子供政策を一元的に担う省として子供施策を総合的に推進していくのに対し、子供コミッションは、政府から独立性を有する三条委員会として、いわば政府の外から子供の権利擁護、子供施策の実施状況等についての実態の調査及び情報収集等の事務を行うことで、子供の権利を擁護することが期待されます。

また、子供コミッションは、いじめなどの重大な子供の権利侵害事案の発生が疑われる場合には、透明性、中立性、第三者性を確保しながら、教育委員会や学校法人等を含め、その対象を限定することなく、強力な権限を行使して、独自に原因究明のための調査を行い得ることとされています。

す。この調査結果に基づき、同種事案の発生防止のための諸施策について勧告等を行うのも任務に含まれています。

以上でございます。(拍手)

○副議長(海江田万里君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田	文雄君
文部科学大臣	末松	信介君
厚生労働大臣	後藤	茂之君
国務大臣	二之湯	智君
国務大臣	野田	聖子君
出席内閣官房副長官及び副大臣		
内閣官房副長官	木原	誠二君
内閣府副大臣	赤池	誠章君

○議長長の報告

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る十五日、岡村参議院事務総長から岡田事

務総長宛て、参議院は裁判官訴追委員野村哲郎君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

赤澤 亮正君 盛山 正仁君

金子 俊平君 西田 昭二君

山田 賢司君 加藤 竜祥君

加藤 竜祥君 山田 賢司君

西田 昭二君 金子 俊平君

盛山 正仁君 赤澤 亮正君

法務委員

辞任

補欠

東 国幹君 加藤 竜祥君

尾崎 正直君 古川 直季君

加藤 竜祥君 東 国幹君

古川 直季君 尾崎 正直君

文部科学委員

辞任

補欠

勝目 康君 西野 太亮君

荒井 優君 道下 大樹君

吉田はるみ君 城井 崇君

西野 太亮君 勝目 康君

城井 崇君 吉田はるみ君

道下 大樹君 荒井 優君

厚生労働委員

辞任

補欠

加藤 勝信君 小森 卓郎君

川崎ひとと君 西野 太亮君

後藤田正純君 宮崎 政久君

長谷川淳二君 古川 直季君
堀内 昭子君 金子 俊平君
早稲田ゆき君 岡本あき子君
金子 俊平君 国光あやの君
西野 太亮君 平沼正二郎君
国光あやの君 武井 俊輔君
武井 俊輔君 堀内 昭子君
堀内 昭子君 加藤 勝信君
加藤 勝信君 川崎ひとと君
平沼正二郎君 長谷川淳二君
古川 直季君 後藤田正純君
宮崎 政久君 早稲田ゆき君
岡本あき子君

経済産業委員

辞任

補欠

上川 陽子君 吉川 起君
中野 英幸君 加藤 竜祥君
山本 左近君 山口 晋君
荒井 優君 本庄 知史君
加藤 竜祥君 平沼正二郎君
吉川 起君 堀内 昭子君
平沼正二郎君 中野 英幸君
堀内 昭子君 上川 陽子君
山口 晋君 山本 左近君
本庄 知史君 荒井 優君

環境委員

辞任

補欠

中島 克仁君 重徳 和彦君
重徳 和彦君 中島 克仁君
一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任

補欠

小倉 将信君 山口 晋君
小島 敏文君 八木 哲也君

棚橋 泰文君 土田 慎君
谷田川 元君 藤岡 隆雄君
吉田久美子君 河西 宏一君
山本 太郎君 大石あきこ君
山口 晋君 平沼正二郎君
土田 慎君 棚橋 泰文君
平沼正二郎君 小倉 将信君
八木 哲也君 小島 敏文君
藤岡 隆雄君 谷田川 元君
河西 宏一君 吉田久美子君
大石あきこ君 山本 太郎君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

伊藤信太郎君 土田 慎君
山田 賢司君 国定 勇人君
櫻井 周君 階 猛君
国定 勇人君 山田 賢司君
土田 慎君 伊藤信太郎君
階 猛君 櫻井 周君

(議案提出)

一、去る十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十六名提出)

一、去る十五日、参議院から受領した内閣提出案

は次のとおりである。

(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(内閣提出第三五号)

保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外十二名提出、衆法第二八号)

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

(議案送付) 環境委員会 付託

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

独立行政法人国立病院機構におけるいわゆる「名ばかり管理職」問題に関する質問主意書(近藤昭一君提出)

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊藤俊輔君提出副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員青柳陽一郎君提出原材料費等高騰下における価格転嫁対策に関する質問に対する答弁書

令和四年四月五日提出
質問 第三九号

副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する再質問主意書

提出者 伊藤 俊輔

副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する再質問主意書

副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関し、以下、質問する。

一 衆質二〇八第三十一号の質問主意書の答弁において、憲法第六十六条第二項に「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」と定められているが、この規定は、副大臣、大臣政務官、総理補佐官について定められたものではないとの答弁を得たが、副大臣、大臣政務官、総理補佐官は文民でなければならないと定めた法令はあるか、伺いたい。

二 副大臣、大臣政務官、総理補佐官は文民でなければならないと定めた法令がない場合、政府は副大臣、大臣政務官、総理補佐官は文民でなくとも任命できると考えるか、伺いたい。

内閣衆質二〇八第三九号
令和四年四月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員伊藤俊輔君提出副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員伊藤俊輔君提出副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する再質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官について「文民でなければならない」と規定した法令はないと承知している。

二について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、内閣

総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官の任命については、任命権者である内閣が、適材適所の考え方から行っているものである。

令和四年四月六日提出
質問 第四〇号

原材料費等高騰下における価格転嫁対策に関する質問主意書

提出者 青柳陽一郎

原材料費等高騰下における価格転嫁対策に関する質問主意書

原材料や原油価格等の高騰等により二〇二一年末から物価上昇の勢いが増している。原材料費高騰下における価格転嫁の状況は、日本商工会議所二〇二一年十一月の調査では八割超が転嫁できていないという。中小企業庁が同時期に実施した調査においても価格交渉できなかった企業や価格転嫁がまったくできなかった企業は、およそ三割に及んでいる。政府は、こうした状況において下請け企業が価格転嫁を行いやすくするためとして「パートナースhipによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」(以下、転嫁円滑化パッケージ)を取りまとめた。また経済団体等とも連携し、取引先企業との共存共栄を目指して適正価格で取引を行うことを表明する「パートナースhip構築宣言」を行った企業(以下、宣言企業)を拡大する取組みも展開している。転嫁円滑化パッケージやパートナースhip構築宣言など取引適正化に向けた取組みの状況や今後の方向性等について以下、質問する。

一 転嫁円滑化パッケージ、パートナースhip構築宣言の効果の検証

1 昨年二〇二一年十二月に取りまとめられた転嫁円滑化パッケージは毎年一月から三月ま

で「集中取組期間」と定め取組みを強力に進めることとしている。先月三月までの集中取組期間を経て、この間行った具体的施策についてはその施策ごとに取り組みの効果を検証し、更なる取組みの強化や追加の具体策を講じなければならないと考えるが、取組みの効果の検証や検証結果を踏まえた施策の展開について今後どのように進めていくのか政府の見解を問う。

2 パートナースhip構築宣言については転嫁円滑化パッケージにおいて、その実効性の強化がうたわれているものの、宣言企業は資本金三億円以上の企業でみると全体の二割にとどまっているという調査結果がある。今後、宣言企業の拡大に向けてどのような施策を講じていくか。

二 コロナ禍と物価高の二重苦で非常に厳しい状況にある中小企業にとって資源価格高騰は死活問題であり、政策資源の総動員は一刻の猶予も許されない状況にある。政府には、実効性を高めていくための具体的措置が求められる。そこで以下質問する。

1 欧州においては、電力やガスといったエネルギーにかかる付加価値税の税率引き下げや電力税の引き下げといった措置がとられている。日本においても、補助金申請における優遇措置のみならず全省庁横断的な取組みへと対策を強化し、税制の議論も避けることなく検討すべきと考えるが政府の見解を問う。

2 原油価格高騰対策としてのトリガー条項凍結解除によるガソリン税の一部引き下げ等の措置のみならず、電力やガス、水道、原材料など資源・エネルギー全般を対象に、消費税を減税することを検討すべきと考えるが政府

の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質二〇八第四〇号

令和四年四月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員青柳陽一郎君提出原材料費等高騰下における価格転嫁対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青柳陽一郎君提出原材料費等高騰下における価格転嫁対策に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「効果の検証」及び「施策の展開」を「今後どのように進めていくのか」については、「集中取組期間」以降の取組の実施状況も踏まえながら検討していく考えであり、これ以上の詳細については、当該検討を踏まえる必要があることから、お答えすることは困難である。

一の2について

お尋ねの「宣言企業の拡大」に向けた「施策」としては、これまで、経済団体、業界団体、全国の都道府県等を通じた周知を行うとともに、複数の補助金において「宣言企業」に対する加算措置を講じてきているところである。今後、引き続きこれらの取組を進めるとともに、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」（平成二十九年三月三十一日経済産業省策定）を改訂し「パートナーシップ構築宣言」が望ましい取組であることを示すなどの必要な施策を行っていく考えである。

二について

御指摘の「コロナ禍と物価高の二重苦で非常に厳しい状況にある中小企業」に対する支援策としては、関係府省庁が連携して、令和四年三月四日に開催された原油価格高騰等に関する関係閣僚会合において取りまとめた「原油価格高騰に対する緊急対策」に基づき関連する施策を実施しつつ、同年四月末を目途に取りまとめを予定している「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に必要な施策を盛り込むことを検討しているところである。

また、「税制の議論も避けることなく検討すべき」とのお尋ねについては、「税制の議論」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられており、全世代型社会保障制度を支える重要な財源であることから、お尋ねの「資源・エネルギー全般を対象に」するか否かにかかわらず、消費税率を引き下げることとは考えていない。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年四月十三日

参議院議長 山東 昭子

衆議院議長 細田 博之殿

道路交通法の一部を改正する法律

第一条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に改める。

第八条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に、「第百二十一条第一項第一号の二」を「第百二十一条第一項第二号」に改める。

第九条の付記を次のように改める。

（罰則）第百十九条第一項第二号、同条第三項

第十一條の付記中「第百二十一条第一項第二号」を「第百二十一条第一項第三号」に、「第百二十一条第一項第三号」を「第百二十一条第一項第四号」に改める。

第十五條の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第十七條の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号」を「第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号」に改める。

第十七條の二の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第十八條の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第十九條の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十條の付記及び第二十條の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十一條の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十二條の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十四條の付記を次のように改める。

（罰則）第百十七條の二第二項第四号、第百十七條の二の二第二項第八号口、第百十九條第一項第三号

第二十五條の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十五條の二の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十六條の付記中「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号ハ、第百十九條第一項第一号の四」を「第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第二項第八号ハ、第百十九條第一項第四号」に改める。

第二十六條の二の付記中「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号」を「第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十八條の付記中「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号ホ」を「第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第二項第八号ホ」に、「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。

第二十九條の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。

第三十條の付記を次のように改める。

（罰則）第百十九條第一項第五号、同条第三項
第三十一條の付記中「第百十九條第一項第二

号の二を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十三条の付記中「第百十九条第一項第二号、同条第二項」を「第百十九条第一項第五号、同条第三項」に改める。

第三十四条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第三十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第三十六条の付記及び第三十七条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十八条の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十九条第一項第五号、同条第三項

第三十八条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第四十二条の付記及び第四十三条の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十九条第一項第五号、同条第三項

第四十四条第二項第二号中「道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において一般旅客自動車運送事業用自動車」という。)又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」

という。)を「旅客の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ)」に、「同法」を「道路運送法」に改め、同条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二第二項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条の付記中「第百十九条の二第二項第一号」を「第百十九条の二第二項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第四十七条の付記中「第百十九条の二第二項第二号」を「第百十九条の二第二項第二号」に改める。

第四十八条の付記中「第百十九条の二第二項第一号」を「第百十九条の二第二項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十九条の三第一項中「一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車」を「旅客の運送の用に供する自動車」に改め、同条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二第二項第一号」に改める。

第四十九条の四の付記中「第百十九条の二第二項第一号」を「第百十九条の二第二項第一号」に改める。

第四十九条の五の付記及び第五十条の付記中「第百十九条第一項第三号」を「第百十九条第一項第七号」に改める。

第五十一条の四の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改

める。

第五十一条の五の付記中「第百十九条の三第一項第五号」を「第百十九条の三第二項第一号」に改める。

第五十一条の八第三項第二号口中「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二第二項」に改める。

第五十二条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十七号の二第六号、第百十七号の二の二第二十一号へ、第百二十条第一項第八号」を「第百十七号の二第二項第四号、第百十七号の二の二第二項第八号へ、第百二十条第一項第六号」に改める。

第五十三条の付記中「第百二十条第一項第八号、同条第二項」を「第百二十条第一項第六号、同条第三項」に改める。

第五十四条の付記を次のように改める。

(罰則) 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項 第二項については第百十七号の二第二項第四号、第百十七号の二の二第二項第八号、第百二十一条第一項第七号

第五十五条の付記中「第百二十条第一項第十号」を「第百二十条第二項第一号」に、「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第七号」に改める。

第五十七条の付記中「第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第百二十条第一項第十一号」を「第百十八条第二項第一号、第百十九条第二項第一号、第百二十条第二号」に、「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第二項第一号」に改める。

第五十八条の二の付記中「第百十九条第一項第三号の三」を「第百十九条第一項第八号」に改める。

第五十八条の三の付記中「第百十九条第一項第三号の四」を「第百十九条第一項第九号」に改める。

第五十八条の五の付記中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第二項第二号」に改める。

第六十条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第二項第一号」に改める。

第六十一条の付記中「第百十九条第一項第四号」を「第百十九条第一項第十号」に改める。

第六十二条の付記中「第百十九条第一項第五号」を「第百十九条第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第八号の二」を「第百二十条第一項第七号」に改める。

第六十三条の付記中「第百十九条第一項第六号」を「第百十九条第一項第十一号」に、「第百十九条第一項第七号」を「第百十九条第一項第十二号」に、「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第五十八条の二の付記中「第百十九条第一項第三号の三」を「第百十九条第一項第八号」に改める。

第五十八条の三の付記中「第百十九条第一項第三号の四」を「第百十九条第一項第九号」に改める。

第五十八条の五の付記中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第二項第二号」に改める。

第五十九条の付記中「第百二十条第一項第十号」を「第百二十条第二項第一号」に改める。

第六十条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第二項第一号」に改める。

第六十一条の付記中「第百十九条第一項第四号」を「第百十九条第一項第十号」に改める。

第六十二条の付記中「第百十九条第一項第五号」を「第百十九条第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第八号の二」を「第百二十条第一項第七号」に改める。

第六十三条の付記中「第百十九条第一項第六号」を「第百十九条第一項第十一号」に、「第百十九条第一項第七号」を「第百十九条第一項第十二号」に、「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第六十三条の二の付記中「第百二十一条第一項第九号の二」を「第百二十一条第二項第三号」に改める。

第六十三条の二の二の付記中「第百十九条第一項第七号の二」を「第百十九条第二項第三号」に改める。

第六十三条の三の付記及び第六十三号の四の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第六十三号の八の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改

める。

める。

第六十三条の九の付記中「第百二十条第一項第八号の二、同条第二項」を「第百二十条第一項第七号、同条第三項」に改める。

第六十三条の十の付記中「第百二十条第一項第八号の三」を「第百二十条第一項第八号」に、「第百二十条第一項第八号の四」を「第百二十条第一項第九号」に改める。

第六十四条の付記中「第百十七条の二の二第一号」を「第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十七条の二の二第二号」を「第百十七条の二の二第一項第二号」に改める。

第六十五条第四項中「第百十七条の二の二第二号」を「第百十七条の二の二第一項第六号」に改め、同条の付記中「第百十七条の二第一号、第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二第一項第一号、第百十七条の二の二第二号、第百十七条の二の二第四号」を「第百十七条の二第一項第二号、第百十七条の二の二第五号」を「第百十七条の二の二第一項第五号」に、「第百十七条の二の二第二項第五号」に改める。

第六十六条の付記を次のように改める。
(罰則) 第百十七条の二第一項第三号、第百十七条の二の二第一項第七号
第六十七条の付記中「第百十九条第一項第八号」を「第百十九条第一項第十三号」に改める。
第七十条の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号、第百十九条第一項第十四号、同条第三項
第七十一条第五号の五中「第百十八条第一項

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

第三号の二」を「第百十八条第一項第二号」に改め、同条の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に、「第百十九条第一項第九号の二」を「第百十九条第一項第十五号」に、「第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二」を「第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号」に改める。

第七十一条の二の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。
第七十一条の四の付記中「第百十九条の三第一項第六号」を「第百十九条の三第一項第五号」に改める。

第七十一条の四の二の付記中「第百十九条第一項第九号の三、同条第二項」を「第百十九条第一項第十六号、同条第三項」に改める。
第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項」を「第百二十一条第一項第九号、同条第三項」に改める。

第七十二条の付記中「第百十九条第一項第十号」を「第百十九条第一項第十七号」に、「第百二十一条第一項第十一号の二」を「第百二十一条第一項第十一号」に改める。
第七十三条の付記中「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第七十四条の三第一項中「及び」を「」に、「を除く。以下この」を「及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この」に改め、同条第七項中「与えなければ」を「与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければ」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
第七十四条の三の付記中「及び第六項」を「第六項及び第八項」に、「第百二十条第一項第十一号の三」を「第百十九条の二に」、「第百二十一条第一項第九号の二」を「第百二十条第二項第三号」に改める。
第七十五条の付記中「第百十七条の二の二第八号」を「第百十七条の二の二第二項第一号」に、「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」に、「第百十七条の二第四号、第百十七条の二の二第九号」を「第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号」に、「第百十七条の二第五号、第百十七条の二の二第十号」を「第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号」に、「第百十八条第一項第五号、第百十九条第一項第十一号」を「第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条の二第二項第三号」を「第百十九条の二第二項」に、「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第二項第五号」に、「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。
第七十五条の三の付記を次のように改める。
(罰則) 第百十九条第一項第十八号
第七十五条の四の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号」を「第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の二第二項第五号」に改める。

第一項第八号」に改める。

第七十五条の五の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第七十五条の七の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第七十五条の八の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号又、第百十九条の二第二項第二号」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第二項第八号又、第百十九条の二の二第一項第二号」に、「第百十九条第一項第三号」を「第百十九条第一項第七号」に改める。

第七十五条の八の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
第七十五条の十の付記を次のように改める。
(罰則) 第百十九条第一項第十九号、同条第三項

第七十五条の十一の付記中「第百二十条第一項第十二号の二」を「第百二十条第一項第十三号」に改める。

第七十六条の付記中「第百十八条第一項第六号」を「第百十八条第二項第五号」に、「第百十九条第一項第十二号の四」を「第百十九条第二項第六号」に、「第百二十条第一項第九号」を「第百二十条第一項第十号」に改める。

第七十七条の付記中「第百十九条第一項第十二号の四」を「第百十九条第二項第六号」に、「第百十九条第一項第十三号」を「第百十九条第二項第七号」に、「第百二十条第一項第十三号」を「第百二十条第二項第四号」に改める。

第七十八条の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第一百九条第一項第十号」を「第一百九条第二項第八号」に改める。 第八十五条の付記中「第一百八条第一項第七号」を「第一百八条第一項第三号」に改める。 第八十七条の付記中「第一百八条第一項第八号」を「第一百八条第一項第四号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。 第八十九条の付記中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第三号」に改める。 第九十条第二項第三号中「第一百七条の二第一号」を「第一百七条の二第一項第一号」に、「第六号」を「第四号」に改める。 第九十一条の付記及び第九十一条の二の付記中「第一百九条第一項第十五号」を「第一百九条第一項第二十号」に改める。 第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに五中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第三号」に改める。 第九十四条の付記中「第二百一十一条第一項第九号」を「第二百一十一条第一項第八号」に改める。 第九十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二百一十条第一項第九号」を「第二百一十条第一項第十号」に改める。 第九十七条の二第一項第五号中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第三号」に改める。 第九十九条の二第四項第二号ハ及び二中「第一百七条の二の二第二号」を「第一百七条の二の二第二項第九号」に改める。 第一百一条の付記、第一百一条の二の付記及び第一百一条の五の付記中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第三号」に改める。 第一百三條第二項第三号中「第一百七条の二第一項第八号」に改める。	一号」を「第一百七条の二第一項第一号」に、「第六号」を「第四号」に改める。 第一百三條の二第一項第二号中「第一百七条の二第一号」を「第一百七条の二第一項第一号」に、「第六号、第一百七条の二の二第一号」を「第四号、第一百七条の二の二第一項第一号」に、「第一百七条の四第一号の二又は第一百七十八条第一項第七号」を「第一百七条の四第二号又は第一百七十八条第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条の付記中「第二百一十一条第一項第九号」を「第二百一十一条第一項第八号」に改める。 第一百七条の付記中「第二百一十一条第一項第九号」を「第二百一十一条第一項第八号」に改める。 第一百七条の二中「第一百七条の二の二第一号」を「第一百七条の二の二第一項第一号」に改める。 第一百七条の三の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二百一十条第一項第九号」を「第二百一十条第一項第十号」に改める。 第一百七条の三の二の付記中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第三号」に改める。 第一百七条の四の付記中「第一百九条第一項第十五号」を「第一百九条第一項第二十号」に改める。 第一百七条の五第二項第三号中「第一百七条の二第一号」を「第一百七条の二第一項第一号」に、「第六号」を「第四号」に改め、同条の付記中「第二百一十一条第一項第九号」を「第二百一十一条第一項第八号」に改める。	第一百七条の十の付記中「第二百一十一条第一項第九号」を「第二百一十一条第一項第八号」に改める。 第一百九条の三の付記中「第一百九条の三第一項第七号」を「第一百九条の三第二項第二号」に、「第一百九条の三第一項第八号」を「第一百九条の三第二項第三号」に改める。 第一百七条の二第四号及び第五号を削り、同条第六号中「次条第十一号」を「次条第一項第八号」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔った状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。 二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。 第一百七条の二の二第四号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第七号中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同条に次の一項を加える。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反したとき。 二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第	一項第三号の規定に違反したとき(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二項第一号に該当する場合を除く。) 三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反したとき(前条第二項第二号に該当する場合を除く。) 第一百七条の三の二第二号中「第一百七条の二の二第三号」を「第一百七条の二の二第一項第三号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第三号中「第一百七条の二の二第三号」を「第一百七条の二の二第一項第三号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。 第一百七条の四中第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。 第一百八条第一項第二号及び第三号を削り、同項第三号の二中「第一百七条の四第一号の二」を「第一百七条の四第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 一 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。 二 第五十八条の五(過積載車両の運転の要求等の禁止)第二項の規定による警察署長
---	---	--	---

の命令に従わなかつたとき。

三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。

四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五 第七十六条(禁止行為)第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第百十九条第一項中第十五号を第二十号とし、第十二号の四から第十四号までを削り、第十二号の三を第十九号とし、第十二号の二を第十八号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十七号とし、第九号の三を第十六号とし、第九号の二を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号の二を削り、第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、第五号を削り、第四号を第十号とし、第三号の四を第九号とし、第三号の三を第八号とし、第三号の二を削り、第三号を第七号とし、第二号の二を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の四を第四号とし、第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条第二項中「前項第一号の二、第二号」を「第一項第二号、第五号」に、「第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三」を「第十四号、第十六号若しくは第十九号又は前項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一

項の規定に違反して積載をして車両を運転したとき(第百十八条第二項第一号に該当する場合を除く。)

二 第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転させ、又は運転したとき。

三 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規定に違反したとき。

四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に違反したとき(第百十八条第二項第四号に該当する場合を除く。)

五 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第二項又は第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。

六 第七十六条(禁止行為)第三項又は第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反したとき。

七 第七十七条(道路の使用の許可)第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

八 第八十一条(違法工作物等に対する措置)第一項、第八十一条の二(転落積載物等に対する措置)第一項又は第八十二条(沿道の工作物等の危険防止措置)第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

第百十九条の二第一項中「第一号及び第二号に掲げる行為にあつては」を削り、同項第三号を削り、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二を第百十九条の二の二とし、第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二 第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第六項若しくは第八項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、同条第二項中「前項第一号、第二号又は第三号」を「第一項第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の五(報告徴収等)第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二 第百九条の三(交通情報の提供)第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百九条の三(交通情報の提供)第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百二十条第一項第二号中「第百九条第一項第一号の四」を「第百九条第一項第四号」に改め、同項中第六号及び第七号を削り、第八号

を第六号とし、第八号の二を第七号とし、第八号の三を第八号とし、第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の四を第九号とし、第十一号を削り、第十一号の二を第十一号とし、第十一号の三及び第十三号を削り、第十二号の二を第十三号とし、同条第二項中「前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二」を「第一項第三号から第七号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条(乗車又は積載の方法)第一項若しくは第二項又は第五十九条(自動車の牽引制限)第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反したとき(第百十八条第二項第一号及び第百九条第二項第一号に該当する場合を除く。)

三 第七十四条の三(安全運転管理者等)第五項の規定に違反したとき。

四 第七十七条(道路の使用の許可)第七項の規定に違反したとき。

第百二十一条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二を第二号とし、第八号を削り、第九号を第八号とし、第九号の二を削り、第九号の三を第九号とし、同条第二項中「前項第九号の二」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

又は料料に処する。

一 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第二項又は第六十条(自動車以外の車両の牽引制限)の規定に基づく公安委員会の定めに従反したとき。

二 第五十八条(制限外許可証の交付等)第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三 第六十三条の二(運行記録計による記録等)の規定に違反したとき。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二項、第一百七十七条の二第二項、第一百八条第二項、第一百九条第二項、第一百九条の二、第一百九条の二の二第二項、第一百九条の三第二項、第二百二十条第二項又は第二百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

第二百二十五条第二項第二号中「第一百七十七条の二第三号」を「第一百七十七条の二第一項第三号」に、「第一百七十七条の二の二第三号」を「第一百七十七条の二の二第一項第三号」に改める。

第二百二十六条第四項中「第一百九条の二」を「第一百九条の二の二第一項若しくは第三項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

別表第二の上欄中「第二項の罪に当たる行為(」を「第三項の罪に当たる行為(」に改め、「(車両について第五十七条第一項の規定により、積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。)」を削り、「第一百八条第一項第三

号の二の罪に当たる行為」を「第一百八条第二項第一号の罪に当たる行為(車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。)」に、「第一百九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項」を「第一百九条第一項第二号から第六号まで、第十四号から第十六号まで、第十九号若しくは第二十号、第二項第一号から第三号まで又は第三項」に、「第一百九条の二」を「第一百九条の二の二第二項又は第三項」に、「第一百九条の三第一項又は第二項」を「第一百九条の三第一項又は第二項」に、「第八号まで、第九号」を「第六号まで、第十号」に、「第十号、第十一号、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項」を「若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項」に、「第二百二十一条第一項第一号の二、第五号から第八号まで若しくは第九号の二から第十号まで又は第二項」を「第二百二十一条第一項第一号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 歩行者の通行方法(第十条―第十五条)」を「第二章 歩行者等の通行方法(第十条―第十五条の二)」に改め、「遠隔操作型小型車の使用者の義務(第十五条の三―第十五条の六)」に、「運転者及び」を「車両等の運転者及び」

に、「第五章 道路の使用等」を「第四章の三 特定自動車運行の許可等(第七十五条の十二―第七十五条の二十九)」に改める。

第二条第一項第九号中「運転する」を「運転し、又は特定自動車運行を行う」に、「及び身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車」に、「小児用の車その他の」を「乳母車その他の歩きながら用いる」に改め、同項第十号中「軽車両」を「軽車両、移動用小型車」に、「車椅子」を「車、遠隔操作型小型車」に改め、同項第十一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車」に、「のもの」を「のもの(遠隔操作(車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること(当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。))をいう。以下同じ。))」に改め、同号イ中「含む」を「含む、小児用の車(小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。))を除く」に改め、同項第十一号の二中「車椅子」を「車、小児用の車」に、「もの」を「もの(原動機を用いるものにあつては、」に、「内閣府令」を「内閣府令」に、「含む」を「含む、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く」に改め、同項第十一号の三中「車椅子」を「車」に、「限る」を「限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く」に改め、同号を同項第十一号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

十一の五 遠隔操作型小型車 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

第二条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 移動用小型車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車(遠隔操作により通行させることができるものを除く。であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

第二条第一項第十七号中「自動車運行装置を使用する場合を含む」を「特定自動車運行を行う場合を除く」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 特定自動車運行 道路において、自動車運行装置(当該自動車運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動車運行装置の使用が当該自動車運行装置に係る使用条件(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。))を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。を当該自動車運行装置に係る使用条件で使用して当該自動車運行装置を備えている自動車を運行する

こと(当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。)をいう。

第二条第一項第十八号中「停止し」を「停止特定自動運行中の停止を除く。」をしに改め、同条第三項第一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車」に改め、「通行させている者」の下に「(遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作により通行させている者を除く。)」を加える。

第四条第一項中「歩行者」の下に「若しくは遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)(次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。)」を加え、同条の付記中「第二百一十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第五条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第六条第四項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百一十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第七条中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百一十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第八条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百一十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二百一十一条第一項第二号」を「第二百一十一条第三号」に改める。

第二章の章名及び第十条中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十一条の付記中「第二百一十一条第一項第三

号」を「第二百一十一条第四号」に、「第二百一十一条第一項第四号」を「第二百一十一条第一項第五号」に改める。

第十二条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に、「附近」を「付近」に改め、同条第二項中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十三条中「歩行者」を「歩行者等」に改める。第十三条の二中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十四条の次に次の三条を加える。
(歩行者と遠隔操作型小型車との関係)

第十四条の二 遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならない。

(遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務)

第十四条の三 遠隔操作型小型車(道路を通行しているものに限る。)の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に及び、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならない。

(移動用小型車等を通行させる者の義務)

第十四条の四 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならない。

(罰則 第二百一十一条第六号)

第十五条中「又は」を「若しくは」に、「歩行者」を「歩行者等又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道

路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者」に改め、同条の付記中「第二百一十一条第一項第五号」を「第二百一十一条第一項第七号」に改め、同条の次に次の一条及び一章を加える。

(遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置)

第十五条の二 警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務

(遠隔操作による通行の届出)

第十五条の三 遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のため

の装置、人員その他の体制

四 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五 非常停止装置の位置及び形状

六 遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号(次条において「届出番号等」という。)をその者に通知しなければならない。

(罰則 第一項については第百十九条の二の二第一号、第百二十三条)

(届出番号等の表示義務)

第十五条の四 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

(報告及び検査)

第十五条の五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査さ

せ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第一号、第百二十三条)

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第十五条の六 公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に關し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。)を指示することができる。

(罰則 第百十九条の二の二第二号、第百二十三条)

第十七条の二の付記、第十九条の付記、第二十一条の付記及び第二十五条の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。
第三十三条第三項中「行なう」を「行う」に改める。
第三十四条の付記及び第三十五条の二の付記

中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第四十一条の二第二項中「この条」の下に「及び第七十五条の二第二項」を加える。

第四十四条の付記及び第四十五条の付記中「第百十九条の二の二第二項第一号」を「第百十九条の二の四第一項第一号」に改める。

第四十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第四十七条の付記中「第百十九条の二の二第二項第二号」を「第百十九条の二の四第一項第二号」に改める。

第四十八条の付記、第四十九条の三の付記及び第四十九条の四の付記中「第百十九条の二の二第二項第一号」を「第百十九条の二の四第一項第一号」に改める。

第五十一条第一項中「第五十一条の四第一項」の下に「及び第七十五条の二第二項」を加える。

第五十一条の三の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四第一項第一号」に改める。

第五十一条の四の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第五十一条の六第二項中「次条の下に」及び第七十五条の十三第二項第一号を加える。

第五十一条の八第三項第二号中「含む」の下に「第七十五条の十四において同じ」を加え、同号口中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改める。

第五十一条の十二の付記及び第五十一条の十五の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十

七条の四第一項第一号」に改める。

第五十四条の付記及び第五十五条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第一項第九号」に改める。

第六十三条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第六十三条の三の付記及び第六十三条の四の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第六十三条の八の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第七号」に改める。

第六十三条の十一の見出しを「(自転車等の遵守事項)」に改め、同条中「を自転車に乗車させる」を「が自転車を運転する」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章の章名中「運転者」を「車両等の運転者」に改める。

第七十一条第二号中「車椅子」を「車」に改め、同条の付記中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に改める。

第七十一条の四の二第二項中「(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ)」を削る。

第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第十一号」に改める。

第七十二条第一項中「乗務員。以下次項」を

「乗務員。次項」に、「含む。以下次項」を含む。同項に改め、「講じた措置」の下に「第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故が発生日時等」という。」を加え、同条第二項中「もより」を「最寄り」に改め、同条の付記中「第百十七条の五第一号」を「第百十七条の五第一項第一号」に改める。

第七十五条の付記中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に、「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第一項第十号」に改める。

第七十五条の七の付記中「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第七十五条の八の付記中「第百十九条の二の二第一項第二号」を「第百十九条の二の四第一項第二号」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可)
第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者

の氏名並びにその役員の氏名及び住所 二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画(以下「特定自動運行計画」という。) イ 特定自動運行に使用する自動車(以下「特定自動運行用自動車」という。)の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項 ロ 特定自動運行に関する次に掲げる事項 (1) 特定自動運行の経路 (2) 特定自動運行を行う日及び時間帯 (3) 特定自動運行により運送される人又は物 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 ハ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先 ニ この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者(第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。)又は特定自動運行業務従事者(第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。)が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項 (1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法 (2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施	者の指定の方法 (3) 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制 (4) 第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法 (5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 3 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項(道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。)が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。 (罰則 第一項については第一百七十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三条(特定自動運行の許可基準等) 第七十五条の十三 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。 一 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車(特定自動運行を行うことができるものであること。 二 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。	あること。 三 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。 四 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。)が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 五 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。 2 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等 二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロ(1)に規定する経路をその区域に含む市町村(特別区を含む。)の長(欠格事由) 第七十五条の十四 公安委員会は、第七十五条の十二第二項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。	一 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当該現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)であるとき。 二 法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。 (許可の条件) 第七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。 2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。 (許可事項の変更) 第七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者(以下「特定自動運行実施者」という。)は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する。 3 特定自動運行実施者は、第一項ただし書に
---	---	--	--

規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。

(罰則) 第一項については第百十七条の二第二項第四号及び第五号、第百二十三条第三項及び第四項については第百十九条の二の三第二号、第百二十三条

(公示)

第七十五条の十七 公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定自動運行計画等の遵守)

第七十五条の十八 特定自動運行は、第七十五条の十二第二項の許可を受けた特定自動運行計画(第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。)及び第七十五条の十五第一項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。))の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。)に従わなければならない。

(罰則) 第百十七条の四第二項、第百二十三条

(特定自動運行を行う前の措置)

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者(以下「特定自動運行業務従事者」という。)に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

3 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

(特定自動運行中の遵守事項)

第七十五条の二十 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければ

ならない。

一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができ、装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二 第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならない。

(特定自動運行主任者の義務)

第七十五条の二十一 前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車が特定自動運行を行っているときは、同号に規定する装置の作動状態を監視していなければならない。この場合において、当該装置が正常に作動していないことを認めたときは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなければならない。

2 特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由

の有無を確認しなければならない。

(特定自動運行が終了した場合の措置)

第七十五条の二十二 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従って通行させるため必要な措置を講じなければならない。

一 第四条第二項後段に規定する警察官の現場における指示

二 第六条第一項の規定による警察官等の交通整理

三 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令

四 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指示

五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限

六 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令

2 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動車又は消防用車両の通行を妨げないようにするため必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に違法駐車と認められる場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第百七十七条第三項において同じ。)において特定自動運行用自動車(第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置(当該交通事故による人の死傷がないことが明らかな場合にあつては、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置)を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。)の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車(第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗車させられた特定自動運行主任者その他の乗務員(第五項において「特定自動運行主任者等」という。)は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者(特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

4 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

5 前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

6 第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは

「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者(第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。)」又は特定自動運行主任者等(第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。)」と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が第七十二条第一項前段とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

(罰則 第一項前段及び第三項前段については第百七十七条第三項、第百七十七条の五第二項、第百二十三条 第一項後段及び第三項後段については第百九十九条第二項第六号、第百二十三条 第二項については第百七十七条の五第二項、第百二十三条 第四項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条)

(特定自動運行の特則)

第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定(第四章第二節を除く。)の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六条第二項		運転者	特定自動運行主任者(第七十五条の十九第二項に規定する特定自動運行主任者をいう。以下同じ。)
第六条第三項		において、	において、特定自動運行主任者又は
第三十三条第三項		運転者は、故障その他の理由により踏切において運転することができなくなつた	特定自動運行主任者は、踏切において特定自動運行が終了した場合において、
		非常信号を行う等踏切に故障その他の理由により	運転し、又は運転させることができない
			鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の規定による鉄道事業者又は軌道法の規定による軌道経営者への通報(特定自動運行主任者が第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車に乗車している場合にあつては、非常信号)を行う等踏切に

第六十三条の二 第一項	運転者	特定自動車運行実施者(第七十五条の十六第二項に規定する特定自動車運行実施者をいう。以下同じ。)
	を運転させ、又は運転して	の特定自動車運行を行わせ、又は特定自動車運行を行つて
第六十三条の二 の第二項	運転者	特定自動車運行実施者
	を運転させ、又は運転して	の特定自動車運行を行わせ、又は特定自動車運行を行つて
第七十五条の三	運転者	特定自動車運行主任者
第七十五条の十一 第一項	運転者は、故障その他の理由により	特定自動車運行主任者は、
	当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
	自動車故障その他の理由により	自動車
第七十五条の十一 第二項	運転者は、故障その他の理由により	特定自動車運行主任者は、
	運転することができなくなつた	特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない

(報告及び検査等)
第七十五条の二十五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動車運行実施者に対し、その特定自動車運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動車運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るとき

は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第三号、第百二十三条)

(特定自動車運行実施者に対する指示)
第七十五条の二十六 公安委員会は、特定自動車運行実施者又はその特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動車運行実施者に対し、特定自動車運行に関し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動車運行を行わないことを含む)を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動車運行実施者による特定自動車運行が道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

(罰則 第一項については第百七十七条の二第二項第六号、第百二十三条)

(許可の取消し等)
第七十五条の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動車運行実施者に対し、特定自動車運行の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一 特定自動車運行実施者又はその特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定

定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

二 特定自動車運行計画が第七十五条の十三第三項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 特定自動車運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

3 公安委員会は、第一項の規定により特定自動車運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(許可の効力の仮停止)
第七十五条の二十八 次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動車運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動車運行の許可の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 特定自動車運行中の特定自動車運行用自動車に係る交通事故があつたとき。

二 特定自動車運行実施者又はその特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき。

2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処

令
第百十八条の三中「車両の運転者」を「者」に改める。

第百十九条第一項第一号中「車両等の運転者」を「者(当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限り。)」に改め、同項第二号中「に違反した車両等の運転者」を「の違反となるような行為をした者(当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限り。)」に改め、同項第十八号中「措置」の下に「(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第二項第三号中「記録等」の下に「第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」又は第二項を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第一項後段又は第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。

第百十九条の二の二を第百十九条の二の四とし、第百十九条の二の次に次の二条を加える。
第百十九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三(遠隔操作による通行の届出)第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行つたとき。

二 第十五条の六(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第百十九条の二の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の五(報告及び検査)第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第七十五条の十六(許可事項の変更)第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三 第七十五条の二十五(報告及び検査等)第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百二十条第一項第一号中「第二項」を「第二項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「車両等の運転者」を「者」に改め、同項第十号中「禁止」の下に「(第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第六項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同項第十三号中「第一項」の下に「(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第二項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

第百二十一条第一項第一号中「歩行者」を「者(第百十九条第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。)」に改め、同項第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第十四条の四(移動用小型車等を通行させる者の義務)の規定に違反した者

第百二十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条(信号機の信号等)に従う義務若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定の違反となるような行為をした者(当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して行われた場合に限る。)

第百二十一条第二項第三号中「記録等」の下に「第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」又は第二項を加え、同条第三項中「第一項第九号又は第十号」を「第一項第十一号又は第十二号」に改める。

第百二十三条中「関し」の下に「第百十七条第三項」を、「第百十七条の二の二第二項」の下

に「第百十七条の四第二項、第百十七条の五第二項」を加え、「第百十九条の二の二第二項」を「から第百十九条の二の三まで、第百十九条の二の四第二項」に改める。

第百二十六条第四項中「第百十九条の二の二第一項」を「第百十九条の二の四第一項」に改める。

別表第二の上欄中「第百十九条の二の二第一項」を「第百十九条の二の四第一項」に、「第百二十一条第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号」を「第百二十一条第一項第三号、第八号、第九号、第十一号若しくは第十二号」に改める。

第三条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「第百八条の三十二の三」を「第百八条の三十二の四」に改める。

第二条第一項第十号中「内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する」を削り、「あつて」の下に「次に掲げるもののうち」を加え、同号に次のように加える。

イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車(口に該当するものを除く。)

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの
第十条第三項中「歩行者等は」の下に「普通自転車通行指定部分」を加え、「がある」をいう。第十七条の二第二項において同じ。がある」に改める。

第十七条第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「二輪」を「特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号ロに該当するものをいう。以下同じ）、二輪」に改める。

第十七条の二の見出し中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一項中「軽車両は、前条第一項」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項」に、「軽車両の」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の」に改め、同条第二項中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）

第十七条の二 特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引してはいないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次条において「特例特定小型原動機付自転車」という。）は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを内閣府令で定める方法により表示していること。

二 前号の規定による表示をしている場合において、車体の構造上、歩道等における

歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができないものであること。
三 前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。
2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分を徐行しなければならず、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。）
（罰則 第二項については第二百二十一条第一項第八号）
第十八条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号イに該当するものをいう。以下同じ。）」に、「軽車両」を「特定小型原動機付自転車及び軽車両（以下「特定小型原動機付自転車等」という。）」に改める。
第二十五条第二項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。
第三十条中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一号中「まがりかど附近を（曲がり角付近）に、「頂上附近又は勾配」を「頂上付近又は勾配」に改める。
第三十四条第二項中「原動機付自転車」を「二

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

一般原動機付自転車」に改め、同条第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第四項及び第五項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
第三十五条第一項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改める。
第三十八条第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。
第六十四条中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）
第六十四条の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。
2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。
（罰則 第一項については第一百八条第一項第二号 第二項については第一百八条第一項第三号）
第六十七条第一項及び第二項中「第七十一条の四第三項から第六項まで」を「第七十一条の四第四項から第七項まで」に改め、同条第四項中「第六十四条第一項の下に、「第六十四条の二第一項」を加え、「第七十一条の四第三項から第六項まで」を「第七十一条の四第四項から第七項まで」に改める。
第七十一条第五号の五及び同条の付記中「第一百八条第一項第二号」を「第一百八条第一項第四号」に改める。

第七十一条の四第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第七項を繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。
3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
第七十一条の四の付記中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。
第六章の章名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
第八十四条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
第八十五条第一項の表及び第二項の表中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の付記中「第一百八条第一項第三号」を「第一百八条第一項第五号」に改める。
第八十七条の付記中「第一百八条第一項第四号」を「第一百八条第一項第六号」に改める。
第一百八条の二第二項第二号中「第一百八条第一項第三号」を「第一百八条第一項第五号」に改める。

第一百八条の二第二項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習
第一百八条の二第三項中「若しくは第十五号」を「第十五号若しくは第十六号」に改める。
第一百八条の三の五の見出しを「（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）」に改め、同条中「危険行為」を「自転車危険行為」に、「第一百八条の二第二項第十五号」を「第一百八条の二第

第七十一条の四第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第七項を繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。
3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
第七十一条の四の付記中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。
第六章の章名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
第八十四条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
第八十五条第一項の表及び第二項の表中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の付記中「第一百八条第一項第三号」を「第一百八条第一項第五号」に改める。
第八十七条の付記中「第一百八条第一項第四号」を「第一百八条第一項第六号」に改める。
第一百八条の二第二項第二号中「第一百八条第一項第三号」を「第一百八条第一項第五号」に改める。
第一百八条の二第二項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習
第一百八条の二第三項中「若しくは第十五号」を「第十五号若しくは第十六号」に改める。
第一百八条の三の五の見出しを「（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）」に改め、同条中「危険行為」を「自転車危険行為」に、「第一百八条の二第二項第十五号」を「第一百八条の二第

一項第十六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして

政令で定めるもの(次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。)を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習(次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)を受けるべき旨を命ずることができる。

第百八条の三の六の見出しを「特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告」に改め、同条中「又は」を「特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は」に、「危険行為」を「自転車危険行為」に改め、「国家公安委員会は」の下に「特定小型原動機付自転車運転者講習及び」を加える。

第百八条の二十六第一項第四号中「啓発活動」の下に「特定小型原動機付自転車又は」を加える。

第百八条の二十七の見出しを「(公安委員会による交通安全教育)」に改める。

第百八条の二十八第一項第一号及び第四項第

三号中「自動車等」を「自動車及び原動機付自転車」に改める。

第百八条の二十九第二項第四号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車又は自転車」に改める。

第六章の四中第百八条の三十二の三の次に次の一条を加える。

(特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育)

第百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

第百九条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第百十条の二第三項中「若しくは第六項」の下に「第十七条の二第一項」を加える。

第百十七条の二の二第二項第二号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第百十八条第一項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止)

第一項の規定に違反した者

三 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止)

第二項の規定に違反した者(当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該

特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。)

第百十九条第一項第二十号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第百十九条の三第一項第五号中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。

第百二十条第一項第十七号中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習」に改める。

第百二十一条第一項第八号中「軽車両の路側帯通行」を「特例特定小型原動機付自転車の歩道通行」第二項、第十七条の三(特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行)に改める。

第百二十五条第二項第一号中「係る車両等」の下に「(特定小型原動機付自転車を除く。)」を、「(除く。)」の下に「第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者」を加える。

別表第二の上欄中「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第一項第四号」に改める。

第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の六」に、「免許証の更新等」を「免許証等の更新等」に改める。

第八十七条第六項中「第九十条及び第九十二条の二」を「第九十条第一項及び第九十五条の六第一項」に改める。

第九十二条第二項中「引き換え」を「引換え」に改める。

第九十二条の二を削る。

第九十三条第一項第五号中「前条第一項の表の備考一のロ」に改める。

第九十三条の二中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。

(特定免許情報の記録等)

第九十五条の二 免許(仮免許を除く。以下この条において同じ。)を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の区分部分(同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。)に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

2 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。

一 免許情報記録(個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。)の番号

二 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

三 免許の種類

四 第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

五 第九十二条第三項の規定により免許証

(仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。)に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会

会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報(以下「特定免許情報」という。)をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一、免許の効力が停止されているとき。

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失つていないこと、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。

4 免許証及び免許情報記録個人番号カード

(その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。)を有する者は、いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納することができる。

5 第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に受けていない者が第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際においてもすることができ

る。

6 第九十二条第一項の規定による免許証の交

付を受けようとする際に第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることが

できる。この場合においては、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定により返納されたものとみなす。

7 免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免許証とみなす。

8 警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求めた場合において、前項の規定により免許証とみなされた免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、これに

応じなければならない。

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができる。

11 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所地を管

轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12 第一項及び前項の申請の手続並びに第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第八項については第二百十条第一項第十号)

(免許情報記録個人番号カードの特則)

第九十五条の三 免許情報記録個人番号カード

についての第九十二条第二項及び第九十三条

第二項の規定の適用については、第九十二条

第二項中「その異なる種類の免許に係る免許

証にその者が現に受けている免許に係る事項

を記載して、その者が現に有する免許証と引

換えに交付する」とあるのは「その者の免許情

報記録個人番号カード(第九十五条の二第四

項に規定する免許情報記録個人番号カードを

いう。以下同じ。)に記録された免許情報記録

(同条第二項第一号に規定する免許情報記録

をいう。)をその異なる種類の免許及びその者

が現に受けている免許に係るものに書き換え

る」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条

件」とあるのは「免許情報記録個人番号カード

の区分部分(第九十五条の二第一項に規定す

る区分部分をいう。)に当該条件(仮免許に係

るものを除く。)」と、「記載しなければ」とあ

るものは電磁的方法(次条に規定する電磁的方

法をいう。)により記録しなければ」とする。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードを

有する者の特則)

第九十五条の四 公安委員会は、免許証及び免

許情報記録個人番号カードを有する者につい

て、第九十二条第二項に規定する異なる種類

の免許を与えるときは、同条第一項の規定に

よる当該異なる種類の免許に係る免許証の交

付を行うとともに、前条の規定により読み替

えて適用する第九十二条第二項の規定による

免許情報記録の書換えを行うものとする。

2 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個

人番号カードを有する者について、第九十一

条又は第九十一条の二第二項の規定により、

免許(仮免許を除く。以下この項及び次条第

一項において同じ。)に条件を付し、又は免許

に付されている条件を変更したときは、第九

十三条第二項の規定による当該条件に係る事

項の記載を行うとともに、前条の規定により

読み替えて適用する第九十三条第二項の規定

による当該条件に係る事項の記録を行うもの

とする。

(免許情報記録個人番号カードのみを有する

者の特則)

第九十五条の五 免許を現に受けている者のう

ち当該免許について免許情報記録個人番号

カードのみを有するものに対し、第九十二条

第二項に規定する異なる種類の免許を与える

ときは、同条第一項の規定にかかわらず、第

九十五条の三の規定により読み替えて適用す

る第九十二条第二項の規定による免許情報記

録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許

を与えたものとする。

2 免許を現に受けている者のうち免許情報記

録個人番号カードのみを有するものについて

の第九十四条第一項及び第三項の規定の適用

については、同条第一項中「届け出て、免許

証に変更に係る事項の記載(前条の規定によ

る記録が行われる場合にあつては、同条の規

定に

従

つ

き

に

お

き

に

定による記録)を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

3 前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更にについての届出をすることを要しない。

一 国家公安委員会に対し、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第二百二十条の三第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書(その者の変更した後の本籍を証明するものに限る)の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者 本籍

二 国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百五十三号)第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報(その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る)の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じている者 住所、氏名及び生年月日

4 国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証

明書記録情報の提供を受けたとき 当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項 二 前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき 当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第九十五条の二第二項の規定により交付された免許証(第一百七十条の規定により読み替えて適用する第一百一条の四の二第三項に規定する書面(以下この項において「更新証明書」という。))の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。)及び第六十条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。)並びに免許情報記録(第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録(次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。)、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。)の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は特定免許情報 の記録を受けた者の区分	更新日等における 年齢		有効期間の末日	
	七十七歳未満	七十七歳	七十一歳以上	
優良運転者及び一般運転者	満了日等の後のその者の四回目の誕生日 から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日 から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日 から起算して一月を経過する日	
違反運転者等	満了日等の後のその者の三回目の誕生日 から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日 から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の三回目の誕生日 から起算して一月を経過する日	

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるところとする。

イ 更新日等 次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日

(1) 第一百一条第六項の規定により更新された免許証及び免許情報記録 当該更新された日

(2) 更新証明書の交付を受けた者のうち第一百一条第六項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第二項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 当該更新証明書の交付を受けた日

(3) 第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証及び免許情報記録並びに更新証明書の交付を受けた者のうち同項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第二項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 第一百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日

(4) 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証等の更新を受けることができなかった者(その免許がその結果第五十五条の規定により効力を失った日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しない者に限る。以下この表において「特別失効者」という。)又は第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年

を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第七十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。以下この表において「特別取消処分者」という。に對して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録 当該交付された免許証又は記録された免許情報記録に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日(当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日)の前日

(5) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

口 優良運転者 更新日等(特別失効者)に對して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証又は免許情報記録の有効期間の末日、特別取消処分者に對して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該取消しを受けた日。二において同じ。までに繼續して免許(仮免許を除く。二において同じ。)を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

ハ 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

二 違反運転者等 更新日等までに繼續して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

ホ 満了日等 次の(1)から(4)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該

- (1) から(4)までに定める日
- (1) イ(1)に掲げる免許証及び免許情報記録 更新前の免許証又は免許情報記録の有効期間が満了した日
- (2) イ(2)に掲げる免許証及び免許情報記録 その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日
- (3) イ(3)に掲げる免許証及び免許情報記録 第一百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日

(4) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 特別失効者に該当する者として当該効力を失つた免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一の口及び二の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、繼續していたものとみなす。

五 特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一の口及び二の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、繼續していたものとみなす。

六 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

2

次の各号に掲げる者に對して第九十五条の二第二項の規定により交付された免許証及び第九十六条の三第二項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録(免許付与時記録免許情報記録等を除く。)及び第九十六条の四第二項の規定により書き換えられた免許情報記録の有効期間は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 現に受けている免許(仮免許を除く。以下この項において同じ。)について免許証のみを有していた者 当該免許証の有効期間が満了する日

二 現に受けている免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者 当該免許情報記録個人番号カードに記録され

た免許情報記録の有効期間が満了する日

三 現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードを有していた者 当該免許証の有効期間が満了する日又は当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

四 現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有していなかつた者 その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日

3 前二項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

第九十七条の二第二項第三号及び第四号中「免許証の有効期間の更新」を「免許証等の更新」

に、「第百五条第一項」を「第百五条に改める。
第百条の二第五項中「第九十二条の二第四項」を「第九十五条の六第三項」に改める。

第六章第五節の節名を次のように改める。

第五節 免許証等の更新等

第百一条の見出しを「(免許証等の更新の申請及び定期検査)」に改め、同条第一項中「の有効期間の」を「又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の有効期間の」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「当該免許証」を「当該免許証等」に、「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第三項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「優良運転者」を「優良運転者又は一般運転者(第九十五条の六第一項の表の備考一の八に規定する一般運転者をいう。第百一条の二の二第一項において同じ。)(二に、「第十二条の二第一項の表の備考四」を「同表の備考四」に、「受けて優良運転者」を「受けなければ同表の備考一の二に規定する違反運転者等」に改め、同条第六項中「第百一条の二の二第三項に規定する書面の内容(同条第五項)」を「第百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果(同条第七項)」に、「書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行った場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る經由地公安委員会(同条第一項に規定する經由地公安委員会をい

う。)に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該經由地公安委員会に第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを行わせるものとする。

第百一条第七項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 免許証(仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

第百一条の二の見出しを「(更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査)」に改め、同条第一項、第四項及び第五項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

第百一条の二の二の見出しを「(免許証等の更新に係る申請先の特例)」に改め、同条第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、「優良運転者」の下に「又は一般運転者」を加え、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には」及び「この条及び次条におい

て」を削り、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「書面の送付」を「通知」に、「書面の内容」を「通知に係る適性検査の結果」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定による適性検査の結果を記載した書面」を削り、「とともに」を「(の内容(第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。))及び前項の規定による適性検査の結果を」に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による經由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申出をする場合を除き、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わなければならない。

3 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による經由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該經由地公安委員会において受けた旨を申し出ることができる。

第百一条の二の二に次の一項を加える。

8 第三項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

(同条第七項)に、「書面の内容及び当該を」通知された適性検査の結果及び同項の規定による「に」、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第百一条の四中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百一条の四の二 免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。)と引換えに更新された免許証を交付して行う。

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報記録の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

3 免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。

4 前項の規定による免許情報記録の書換えを經由地公安委員会において受けた者は、第九十五条の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該經由地公安委員会に返納することができる。

5 第二項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百三条の二第三項中「仮停止を受けた者」を「免許証を有する者が仮停止を受けたとき」に改

め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「及び免許証」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び免許証」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び前項」を「第三項」に、「提出を受けた免許証」を「免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び当該免許証。次項及び第七項において同じ。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

第百三条の二の付記中「第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百四条の三第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを削り、同条に付記として次のように加える。

(罰則 第二項については第百二十三条の二第一号)

第百四条の四第三項中「第百七条第一項第一号」を「第百六条の三第一項第一号」に、「受けたとき」を受け、又は第一項の申出をした者に係る第百六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行ったとき第一項の申出をした者が免許証(仮免許に係るものを除く。次条において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行ったとき」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とす

る。

第百五条第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「とき」を「とき(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかつたとき)」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一項を加える。

(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)

第百五条の二 第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者(同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。)及び前条の規定により免許が失効した者(当該免許が失効した日の前日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。)は、その者の住所を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書(当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分(第三項において「運転経歴区分」という。)により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。)の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3 第一項に規定する者は、その者の住所を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報(第百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により

効力を失つた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報をいう。以下この条及び次条において同じ。)をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

4 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百六条中「第九十四条第一項」の下に「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「同条第二項」を「第九十四条第二項」に改め、「再交付をし」の下に「第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし」を加え、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、「第百四条の四第六項」及び「において準用する場合を含む。」を削り、「交付し」の下に「同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし」を加える。

第百七条第一項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 免許証の有効期間が満了したとき(第二号に該当する場合を除く。)

第百七条第二項中「場合」を「場合(同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。)」に改め、同条第四項中「第百三条の二第四項若しくは第五項」を「第

百三条の二第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

第百七条に次の一項を加える。

6 第三項において準用する第九十五条の二第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百七条の付記中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第百六条の三とし、第六章第六節中同条の次に次の四条を加える。

(免許情報記録の抹消等)

第百六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二 第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三 免許情報記録の有効期間が満了したとき
(第一号に該当する場合を除く。)

2 第百四条の二の二第二項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記載された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十号)

(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則)

第百六条の五 公安委員会は、免許証(仮免許に係るものを除く。第百七条において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第百四条の二の二第二項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、その者が第百六条の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、前条第一項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第百六条の三第二項の規定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。
(免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則)

第百六条の六 第百四条の四第二項の規定によ

り取り消された免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二条第一項の規定にかかわらず、第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該免許を与えたものとする。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則)

第百七条 現に受けている免許(仮免許を除く。)について免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項第二号の規定による免許情報記録の抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有している者とみなして、第九十五条の二第十一項、第九十五条の五第二項及び第三項、第百一条から第百一条の四まで(第百一条の二の二第三項を除く。)、第百一条の四の二第三項並びに第百五条の規定を適用する。この場合において、第百一条の四の二第三項中「が現に有する免許情報記録個人番号カードに記載された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「に対し、当該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。

第百七条の五第六項中「第百三条の二第四項若しくは第五項を」第百三条の二第五項若しくは第六項に改め、同条第十項中「第百三条の二の下に(第四項を除く。)」を加え、「同条第五項」を「同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項に、「同条第六項」を

「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十一項後段を削り、同条の付記中「第百二十一条第一項第十号」を「第百二十一条第一項第十号 第十一項については第百二十三条の二第一号」に改める。

第百八条の二第二項第十一号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「第九十二条の二第二項を」第九十五条の六第一項に改める。

第百八条の三十二の二の付記及び第百八条の三十二の三の付記中「第百二十三条の二」を「第百二十三条の二第二号」に改める。

第百八条の三十三中「第九十二条の二第一項」を「第九十五条の六第一項」に改める。

第百九条の見出しを「(出頭命令)」に改め、同条第一項中「免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管するを」内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して、第百三条第一項第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずる」に改め、同項後段及び同条第二項から第六項までを削り、同条に付記として次のように加える。

(罰則 第百二十三条の二第一号)

第百二十二条第一項中「第百四条の四第六項(第百五条第二項において準用する場合を含む。)」を「第百五条の二第二項及び第四項に改め、同項第三号中「第九十二条第一項」の下に「又は第九十五条の二第十一項を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定若しくは第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受け

ようとする者(免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五条の二第二項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。 特定免許情報記録手数料

第百十二条第一項第五号中「免許証の更新を」免許証等の更新」に、「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、同項第五号の二中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第百七条の二の二第二項第九号中「又は」を「若しくは」に、「交付」を「交付又は特定免許情報記録」に改める。

第百七条の四第一項第三号中「免許証の更新及び」を「免許証等の更新の申請及び」に、「免許証の更新の特例」を「更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査」に改める。

第百二十条第一項第十号中「第四項又は」を「第四項」に、「の規定を」又は第九十五条の二(特定免許情報の記録等 第八項の規定)に改め、同項第十五号中「免許証」の下に「免許情報記録個人番号カード」を加える。

第百二十一条第一項第十号中「第一項」を「第一項(第九十五条の五(免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則)第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第百七条」を若しくは第四項、第百六条の三(「若しくは第三項」を「若しくは第四項、第百六条の四(免許情報記録の抹消等)第一項」に改める。

第百二十三条の二を次のように改める。
第百二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 第百四条の三(免許の取消し又は効力の

停止に係る書面の交付等)第二項(第七百七条の五(自動車等の運転禁止等)第十一項において準用する場合を含む。)又は第九百九条(出頭命令)の規定による警察官の命令に従わなかつた者

二 第九百八条の三十二の二(運転免許取得者等教育の認定)第三項(第九百八条の三十二の三(運転免許取得者等検査の認定)第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第一条並びに附則第六条、第十一条及び第十五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第四条、第十二条(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)第七條第一項第二号の改正規定(「第九百八条第一項第三号」を「第九百八条第一項第五号」に改める部分に限る。))に限る。及び第十四条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第四条並びに附則第五条、第十条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(調整規定)

令和四年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

第二条 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条の規定による改正後の道路運送車両法第七十五條の十二第三項の規定の適用については、同項中「自動車検査証記録事項」とあるのは「自動車検査証」と、「第五十八條第二項」とあるのは「第六十條第一項」と、「が記載された書面」とあるのは「の写し」とする。

(免許の拒否等に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為を理由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の道路運送車両法第九百八条の三の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に特定小型原動機付自転車の運転に関し同項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者について適用する。

(免許証の保管等に関する経過措置)

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の道路運送車両法(以下この条において「旧法」という。)第九百四条の三第三項(旧法第九百七条の五第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第九百九条第一項の規定により保管されている免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びにこれらの規定により交付され

ている保管証については、なお従前の例による。

2 第四条の規定による改正後の道路運送車両法第九百二十三條の二(第一号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にされた旧法第九百四条の三第二項(旧法第九百七条の五第十一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に係る違反行為については、適用しない。

(罰則等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱いに関しては、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

第十条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第九百十五條の十六第三項中「の有効期間及び」を「及び道路運送車両法第九十五條の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びに」に、「道路運送車両法第九十二條の二第一項から第

三項まで及び」を「同法第九十五條の六第一項及び第二項並びに」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「第九百七條の二第一号」を「第九百七條の二第二項第一号」に、「第六号、第九百七條の二の二第二項第一号」を「第九百七條の二の二第二項第一号」に、「第九百七條の四第一号の二又は第九百八條第一項第七号」を「第九百七條の四第二号又は第九百八條第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二また、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改める。

第十二條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
第七條第一項第一号中「第九百七條」を「第九百七條第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第九百七條の四第二号」を「第九百七條の四第一項第二号」に、「第九百八條第一項第三号」を「第九百八條第一項第五号」に改める。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)
第十三條 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「運転免許証」の下に「又は同法第九十五條の二第二項第一号に規定

道路運送車両法の一部を改正する法律案及び同報告書

令和四年四月十九日 衆議院會議録第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

する免許情報記録」を加え、同条第三項中「運転免許証」の下に「その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足る資料」を加える。

第八條第二項中「添付し」を「添付し」に改め、「運転免許証」の下に「その他の第五條第二項第三号に掲げる事項を証するに足る資料」を加える。

(自動車安全運転センター法の一部改正)

第十四條 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「同項第十号」を「同法第十八條第一項」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

(自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十五條 自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第百十七條の二第四号及び第五号、第百十七條の二の二第八号から第十号まで、第百十八條第一項第四号、第百十九條の二第二項第三号、第百十九條の三第一項第四号並びに第百二十條第一項第十一号の三」を「第百十七條の二第二項、第百十七條の二の二第二項、第百十八條第二項第三号、第百十九條の二、第百十九條の三の二第二項並びに第百十九條の三第二項第一号」に改め、同項の表第七十四條の三第三項「項中」及び「を」を、「を」を除く。以下このを「及び道路運送法第七十九條の

規定による登録を受けた者を除く。以下この」に改め、同表第七十四條の三第二項の項中「及び第六項」を、「第六項及び第八項」に改め、同表第七十四條の三第七項及び第八項の項中「及び第八項」を「から第九項まで」に改め、同表第七十五條の付記の項中「第百十九條の二第一項第三号」を「第百十九條の二の二第二項」に、「第百十九條の三第一項第四号」を「第百十九條の三第二項第一号」に改め、同表第百十七條の二の二第八号の項中「第百十七條の二の二第二項第一号」に改め、同表第百十七條の二の二第九号の項中「第百十七條の二の二第二項第一号」に改め、同表第百十七條の二の二第二項第二号に改め、同表第百十七條の二の二第二項第三号に改め、同表第百十八條第一項第五号の項中「第百十八條第一項第五号」を「第百十八條第二項第四号」に改め、同表第百十九條第一項第十一号の項中「第百十九條第一項第十一号」を「第百十九條第二項第四号」に改め、同表第百十九條第一項第十二号の項中「第百十九條第一項第十二号」を「第百十九條第二項第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十九條の二 第七十四條の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第四項	同条第六項	第八項
第四項(運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第七十四條の三第六項(運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第八項(運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第十九條第一項の表第百十九條の二第二項第三号の項中「第百十九條の二第一項第三号」を「第百十九條の二の二第二項」に、「第一項第七号の規定に違反する行為」を「第一項第七号の規定に違反したとき」に、「違反する行為」を「違反したとき」に、「に係るもの」を「を」をすることを命じ、又は容認した場合」に改め、同表第百十九條の三第一項第四号の項を次のように改める。

第百十九條の三第二項第一号	又は とき
若しくは	とき又は運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したとき(前条第二項の規定に該当する場合を除く。)

第十九條第一項の表第百二十條第一項第十一号の三の項及び第百二十三條の項を削り、同条第二項中「第百十七條の二第四号及び第五号、第百十七條の二の二第八号から第十号まで、第百十八條第一項第四号並びに第百十九條の二第二項第三号」を「第百十七條の二第二項、第百十七條の二の二第二項、第百十八條第二項第三号及び第百十九條の二の二第二項」に改め、同条第四項中「第百十九條の三第一項第四号(同法第四十七條及び第七十五條の八第一項)」を「第百十九條の三第二項第一号(同法第五十一條の五第一項)」に改める。

第十六條 自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九條第一項の表以外の部分中「第百十七

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、最近における道路交通をめぐる情勢

等に鑑み、特定自動運行に係る許可制度を創設するとともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 運転者がいない状態で一定の基準を満たす自動運行装置を使用して自動車を運行することを「特定自動運行」と定義し、「運転」の定義から除くこと。

2 特定自動運行を行うおとする者は、特定自動運行を行うおとする場所を管轄する都道府県公安委員会に特定自動運行計画等を提出して、許可を受けなければならないこととし、都道府県公安委員会は、特定自動運行計画が一定の基準に適合するかどうかを審査して、許可をしなければならないこととする。

3 原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技術を要しないものである車として一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と定義し、その交通方法等に関する規定を整備すること。

4 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当するものであり、かつ、一定の基準に適合する非常停止装置を備えているものを「遠隔操作型小型車」と定義し、その交通方法等に関する規定を整備するとともに、遠隔操作型小型車の使用

用者は、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければならないこととする。

5 運転免許を現に受けている者のうち、当該運転免許について運転免許証のみを有するもの等は、いつでも、その者の個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することを申請することができることとし、特定免許情報が記録された個人番号カードは、運転免許証の携帯及び提示義務に係る規定の適用については、運転免許証とみなすこととする。

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、3は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、5は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、特定自動運行に係る許可制度を創設するとともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を行う本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和四年四月十五日

内閣委員長 上野賢一郎
衆議院議長 細田 博之殿

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

(別紙)

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 本法により特定小型原動機付自転車(以下「電動キックボード等」という。)に関する交通ルールが整備されることを踏まえ、新たな交通ルールの周知徹底を図ること。

二 電動キックボード等及び自転車による事故が頻発していることを踏まえ、悪質な運転に対する取締りを強化すること。また、交通事故情報等を収集・分析し、交通安全の更なる向上に努めること。

三 遠隔操作型小型車(以下「自動配送ロボット等」という。)が歩行者の安全を脅かすことのないよう、悪質な使用をする者に対し厳正に対処すること。

四 電動キックボード等の車体の安全性に関する基準を速やかに策定するとともに、基準に適合しない車両や不正に改造された車両に対する取締りを徹底すること。

五 電動キックボード等及び自転車の安全な走行環境を確保するため、自転車道の整備等に努めること。また、今後電動キックボード等の普及が見込まれることに鑑み、駐車環境の整備等に努めること。

六 電動キックボード等が又貸しされる場合等においては、販売事業者等が利用者に直接交通安全教育を行うことが困難であることに鑑み、電動キックボード等を実際に利用する者に対する交通安全教育が確実に行われるよう努めること。

と。

七 視覚障害者を始めとする身体障害者やお年寄り、子どもなどが安心して歩道を通行することができるよう、電動キックボード等及び自動配送ロボット等の歩道走行の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。

八 ヘルメットの着用が事故による致死率の低下等につながることに鑑み、電動キックボード等及び自転車について、ヘルメット着用の義務化も含め、ヘルメット着用率の向上に向けた方策を検討した上で、必要な措置を講ずること。

九 本法により十六歳未満の者による電動キックボード等の運転が禁止されることを踏まえ、当該規定の遵守を徹底するための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。

十 電動キックボード等については、人力により作動する自転車に比べ利用者による制御が難しいことや今後の技術開発の状況、事故の発生状況等を踏まえ、免許制の導入も含め、規制の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。

十一 電動キックボード等が、類似の一般原動機付自転車と容易に判別可能となるよう、外観表示の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。

十二 自動配送ロボット等については、事故や非常停止が生じた場合の対応を速やかに行うことができるよう、自動配送ロボット等の使用者による対応方法等を検討した上で、必要な措置を講ずること。

十三 特定自動運行に関する制度の在り方については、今後の技術開発の状況や事故の発生状況等を踏まえ、特定自動運行に係る業務に従事す

令和四年四月十九日 衆議院會議録第二十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

五〇

る者の資格要件の創設も含めて検討した上で、必要な措置を講ずること。

十四 特定自動運行の許可制度の運用に当たっては、許可の審査、条件の付与、変更又は追加、特定自動運行計画の変更等の手続において、事業者の負担や予見可能性に配慮し、手続の効率化や手続が求められる要件の明確化に努めること。

十五 運転免許証とマイナンバーカードの一体化に当たっては、国民への十分な周知を図るとともに、個人情報保護の徹底すること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

令和四年二月七日

提出者

中島 克仁 長妻 昭
山井 和則 大串 博志
柚木 道義 階 猛
後藤 祐一 重徳 和彦
森山 浩行 野間 健
井坂 信彦 青山 大人
伊藤 俊輔 中谷 一馬
新垣 邦男 山田 勝彦
吉田 統彦
賛成者
青柳陽一郎外七十四名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二の次に次の一条を加える。

(医療機関との協定の締結等)

第四十四条の二の二 都道府県は、新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、医療機関との間において、当該感染症のまん延の状況に応じた当該感染症の患者を入院させるための病床の数その他の地域における当該感染症に係る医療を提供する体制の確保のために必要な事項を定めた協定を締結することができる。

2 都道府県は、前項の協定の締結に当たっては、医師、医療機関その他の医療関係者との協議の場を設け、これらの者に対し、当該協議の場における協議に参加するよう求めることができる。

3 都道府県は、第一項の協定を締結した医療機関に対し、政令で定めるところにより、当該協定の履行に先立って、その履行によつて生ずる医療機関の支出の増加又は収入の減少の見込額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の協力を金を支給するものとする。

4 前項の協力の金の支給を受けた医療機関が正当な理由なく第一項の協定に定められた事項を履行しないときは、都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定により支給した協力の金の額に相当する額の全部又は一部の返還を求めることができる。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。
(健康状態の観察等)

第四十四条の三の二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定により報告を求めた者について、当該報告を踏まえつつ、必要に応じて相談等を行うことにより、健康状態の観察を行うものとする。この場合においては、これらの者の病状が急変した場合等において速やかに必要な医療を提供することができるよう、体制の確保に努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する健康状態の観察に関する事務を医療機関等と協力して行うことができる。この場合において、都道府県は、当該医療機関等に対し、政令で定めるところにより、当該協力に係る事務の実施に要する費用その他の事情を勘案して政令で定める額の協力を金を支給するものとする。

第五十八号中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第四十四条の二の二第三項又は第四十四条の三の二第二項の規定による協力の金の支給に要する費用
第六十一条第三項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第六十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 国は、第五十八号第十三号の費用に対して、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

第六十四条第一項中「(結核指定医療機関に係る部分を除く。)」の下に「、第四十四条の二の二

(都道府県の権限に属する事項を定めた協定に係る部分に限る。)」を、「第五十六条の二十七第七項」の下に、「第五十八号第十三号(都道府県の権限に属する事項を定めた協定に係る協力の金が支給された場合における当該協力の金の支給に要する費用に係る部分に限る。)」を加える。

第六十五条の二中「第二項及び第七項」の下に「、第四十四条の三の二を加える。
(新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正)

第二条 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の三」を「第三十一条の三の三」に改める。
第十六条第三項中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

第十七条第二号中「第二十条第一項」の下に「及び第三項、第三十一条の三の二第二項」を加え、「第三十一条の五及び」を「第三十一条の五並びに」に改める。

第二十条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、新型コロナウイルス等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
第二十四条第二項中「(執行機関)」の下に「第七項及び」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項

を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項に定めるもののほか、都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係市町村長等に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

第三十一条に次の三項を加える。

6 都道府県知事は、第一項の規定により医療関係者のうち病院その他の医療機関の管理者である者(以下この条及び第六十三条の二において「管理者」という。)に患者等に対する医療を行うことを要請する場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、患者等に対する医療を行うための設備、人員等を確保するため、当該管理者の管理に係る医療機関の設備、人員等の配置を変更することその他患者等に対する医療を確保に行うために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

7 都道府県知事は、第三項の規定により管理者に患者等に対する医療を行うべきことを指示するときは、患者等に対する医療を確実に行うため特に必要があると認めるときに限り、当該管理者に対し、前項の措置を講ずべきことを指示することができる。

8 都道府県知事は、前二項の規定により管理者に第六項の措置を講ずるよう要請し、又は当該措置を講ずべきことを指示するときは、当該管理者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

第三章第三十一条の三の次に次の二条を加

える。

(他の都道府県知事に対する医療の提供の要請)

第三十一条の三の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関又は医療関係者が不足し、患者等に対する医療の提供に著しい支障が生ずると認める場合には、政府対策本部長に対し、当該区域内において医療の提供を受けることができず、又は受けることができないおそれのある患者等(以下この項において「特定患者等」という。)が必要な医療の提供を受けられるようにするために、他の都道府県知事に対し、当該他の都道府県の区域内の病院その他の医療機関における医療の提供、医療関係者の派遣、オンライン診療の実施その他の特定患者等に対する医療の提供のために必要な措置をとるべきことを要請するよう求めることができる。

2 政府対策本部長は、前項の規定による求めを受けた場合において、各都道府県における新型インフルエンザ等の発生の状況、医療の提供状況その他の状況に照らして同項の措置をとることが適当と認められる都道府県があるときは、当該都道府県知事に対し、当該措置をとるべきことを要請することができる。

3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、第一項の規定による求めをした都道府県知事及び当該要請をしようとする都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第二十条第四項

及び第五項の規定を準用する。

(物資の確保等)

第三十一条の三の三 国は、新型インフルエンザ等に係る検査の実施、診断、治療及び感染の防止に必要な医薬品、医療機器その他の物資について、国の内外における新型インフルエンザ等の患者の病状、数その他の新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況に照らして必要となることが予測される数量を、当該状況の推移に即して機動的に確保するとともに、これらの物資が地方公共団体等に適切かつ適切に配分されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第三十一条の五及び第三十三条第一項中「第二十条第三項及び第四項」を「第二十条第四項及び第五項」に改める。

第六十三条の二を第六十三条の三とし、第六十三条の次に次の一条を加える。

(協力の金の支給)

第六十三条の二 都道府県は、第三十一条第六項の規定による要請に応じ、又は同条第七項の規定による指示に従った管理者の管理に係る医療機関に対し、当該要請に応じ、又は当該指示に従ったことによつて生ずる医療機関の支出の増加又は収入の減少の見込額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の協力を金を支給するものとする。

第七十条第二項中「ほか、」の下に「第六十三条の二に規定する協力の金の支給その他」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第二条中

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三章第三十一条の三の次に二条を加える改正規定(第三十一条の三の三に係る部分に限る。)及び次条から附則第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の充実)

第二条 国は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に係る検査について、次に掲げる者が迅速かつ確実に当該検査を受けることができるよう、体制の充実に努めなければならない。

一 濃厚接触者(都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長が新型コロナウイルス感染症の患者(新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者を含む。)と一定の期間内に接触があったために当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者と認めるものをいう。附則第四条において同じ。)その他医師が当該検査が必要と認める者

二 医療関係者その他の社会の機能を維持するために必要な業務に従事する者

三 前二号に掲げるもののほか、当該検査を必要とする者

(医療関係者の処遇の改善等)

第三条 国は、新型コロナウイルス感染症に対する対策が必要な状況が継続している中で、医療提供体制の確保が喫緊の課題となっている現状

令和四年四月十九日 衆議院會議録第二十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案及び同報告書

五二

に鑑み、医療関係者の処遇の改善その他の医療関係者に対する支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
(新型コロナウイルス感染症の患者等に対する措置の在り方についての検討)

第四条 国は、速やかに、新型コロナウイルス感染症の病状又は当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれ等に関する知見、当該感染症及びそのまん延防止のための措置が国民生活及び社会経済に与えている影響その他当該感染症に関する内外の動向を踏まえ、濃厚接触者及び無症状病原体保有者に対する措置の在り方を含めた当該感染症の患者等に対する措置の在り方について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)の項中、「第二項及び第七項の下に」、「第十四条の三の二」を加える。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第七条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように

改正する。

第一条中「第十四号」を「第十五号」に改める。

理 由

新型コロナウイルス感染症の発生の状況及びそのまん延防止のための措置の実施の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症に対する対策を含めた新型コロナウイルス等感染症に対する対策の実効性の向上を図るため、医療提供体制の確保のための都道府県等と医療機関との協定の締結及び当該協定を締結した医療機関への協力金の支給並びに自宅療養者等に対する健康観察及びこれに協力する医療機関への協力金の支給等について定め、新型コロナウイルス等対策に関し、医療機関の管理者に対する設備、人員等の配置の変更等の要請又は指示及びこれに応じた医療機関への協力金の支給、他の都道府県知事に対する医療の提供に係る要請並びに医薬品等の物資の確保を図るための措置等について定めるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の充実等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案(中島克仁君外十六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症の発生の状況及びそのまん延防止のための措置の実施の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症に対する対策を含めた新型コロナウイルス等感染症に対する対策の実効性の向上を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 医療提供体制の確保のための都道府県等と医療機関との協定の締結及び当該協定を締結した医療機関への協力金の支給並びに自宅療養者等に対する健康観察及びこれに協力する医療機関への協力金の支給等について定めること。

2 新型コロナウイルス等対策に関し、医療機関の管理者に対する設備、人員等の配置の変更等の要請又は指示及びこれに応じた医療機関への協力金の支給、他の都道府県知事に対する医療の提供に係る要請並びに医薬品等の物資の確保を図るための措置等について定めること。

3 新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の充実、医療関係者の処遇の改善等について定めること。

4 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。

二 議案の否決理由

新型コロナウイルス感染症の発生の状況及びそのまん延防止のための措置の実施の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症に対する対策を含めた新型コロナウイルス等感染症に対する対策の実効性の向上を図るため、所要の措置を講じようとするのは、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した。

右報告する。

令和四年四月十五日

厚生労働委員長 橋本 岳
衆議院議長 細田 博之殿

新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案

右の議案を提出する。

令和四年三月二十九日

提出者

中島 克仁 野田 佳彦
阿部 知子 長妻 昭

山井 和則 牧 義夫
青柳陽一郎 重徳 和彦

山崎 誠 吉田 統彦
篠原 豪 野間 健

源馬謙太郎 森田 俊和
伊藤 俊輔 緑川 貴士

山田 勝彦

賛成者 青山 大人外七十五名

新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に対する対策が必要となる状況が継続している中で、重症化リスクの高い者等が新型コロナウイルス感染症に関し必要な医療等を確実に受けることができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制を確保するための措置等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等」とは、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれの高い者その他新型コロナウイルス感染症に関する医療等を地域において一貫した体制の下で受けることを希望する地域住民（以下「重症化リスクの高い者等」という。）について行う次に掲げる業務をいう。

一 新型コロナウイルス感染症その他健康上の問題に関する相談を行うこと。

二 重症化リスクの高い者等が新型コロナウイルス感染症の疑似症患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。次号及び第四号において「感染症法」という。）第六条第十項に規定する疑似症患者をいう。）となった場合において新型コロナウイルス感染症に係る検査（次号及び第四号において単に「検査」という。）及び医療の提供を行うこと。

三 重症化リスクの高い者等が新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者（都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長が新型コロナウイルス感染症の患者（感染症法第六条第十一項に規定する無症状病原体保有者を含む。次号において同じ。）と一定の期間内に接触があったために当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者と認めるものをいう。）となった場合において健康状態の観察、検査及び医療の提供を行うこと。

四 重症化リスクの高い者等が新型コロナウイルス感染症の患者となり、感染症法第四十四条の三第二項の規定により報告を求められた場合において健康状態の観察、検査及び医療

の提供を行うこと。

五 前号の報告を求められた者の病状が急変した場合等において迅速かつ確実な医療の提供を行うため、都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区（以下「都道府県等」という。）及び他の医療機関との連絡調整を行うこと。

六 前各号に掲げる業務の実施に必要な都道府県等及び他の医療機関との連絡調整を行うこと。

2 この法律において「新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度」とは、重症化リスクの高い者等が、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を行うことを都道府県等に対して申し出た医師のうちから、自らの新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を一貫して担うこととなる医師を登録することができる制度をいう。

（新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度の導入等）

第三条 政府は、重症化リスクの高い者等が新型コロナウイルス感染症に関し必要な医療等を確実に受けることができるよう、新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度を導入するために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、オンライン診療の活用その他の新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を受ける者の利便性の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、第一項の措置を講ずるに当たっては、重症化リスクの高い者等による病院又は診療所の自主的な選択を阻害することのないよう配慮するものとする。

4 政府は、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を都道府県等と協力して行う医師の属する医療機関に対する協力金、補助金等の支給に係る財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（啓発活動）

第四条 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等及び新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度の重要性について、国民の理解と関心を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

新型コロナウイルス感染症に対する対策が必要な状況が継続している中で、重症化リスクの高い者等が新型コロナウイルス感染症に関し必要な医療等を確実に受けることができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制を確保するための措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案（中島克仁君外十六名提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症の対策が必要な状況が継続している中で、重症化リスクの高い者等が新型コロナウイルス感染症に関し必要な医療等を確実に受けることができるよう、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 重症化リスクの高い者等について行う、新型コロナウイルス感染症その他健康上の問題に関する相談、疑似症患者となった場合における検査及び医療の提供、濃厚接触者となった場合における健康状態の観察、検査及び医療の提供、自宅療養者等となった場合における健康状態の観察、検査及び医療の提供並びに病状の急変時等に迅速かつ確実な医療提供を行うための医療機関等との連絡調整等の業務を「新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等」とすること。

2 政府は、重症化リスクの高い者等が、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を行うことを都道府県等に対して申し出た医師のうちから、自らの新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を一貫して担うこととなる医師を登録することができる「新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度」を導入するために必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度の導入に当たっては、オンライン診療の活用その他の新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を受ける者の利便性の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度の導入に当たっては、重症化リスクの高い者等による病院又は診療所の自主的な選択を阻害することのないよう配慮するものとする。

5 政府は、新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を都道府県等と協力して行う医師

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案及び同報告書

五四

の属する医療機関に対する協力金、補助金等の支給に係る財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6 この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の否決理由

新型コロナウイルス感染症の対策が必要な状況が継続している中で、重症化リスクの高い者等が新型コロナウイルス感染症に関し必要な医療等を確実に受けることができるよう、所要の措置を講じようとするのは、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した。
右報告する。

令和四年四月十五日

厚生労働委員長 橋本 岳

衆議院議長 細田 博之殿

新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案
右の議案を提出する。

令和四年三月二十九日

提出者

中島 克仁

原口 一博

松原 仁

大島 敦

山井 和則

柚木 道義

階 猛

小熊 慎司

青柳陽一郎

重徳 和彦

稲富 修二

吉田 統彦

落合 貴之

徳永 久志

中谷 一馬

藤岡 隆雄

山田 勝彦

賛成者

青山 大人外七十五名

新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法
(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項第三号の新型コロナウイルス感染症をいう。)をはじめとする新型コロナウイルス等(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号の新型コロナウイルス等という。以下同じ。)の急速なまん延に対処し、国民の生命及び健康を保護するため、新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定めるものとする。
(指定等)

第二条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス等対策特別措置法第十五条第一項に規定する政府対策本部(以下この項及び第七条第一号において単に「政府対策本部」という。)が設置され、かつ、新型コロナウイルス等の発生及びまん延の状況に関する指標を踏まえ国民の生命及び健康を保護するため緊急の必要があると認める場合であつて、新型コロナウイルス等の治療に関し優れた使用価値を有する医薬品について製造販売の承認(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。次項において「医薬品医療機器等法」という。))第十四条又は第十九条の二の製造販売の承認をいう。以下同じ。)を受けているものがないときにおいて、次のいずれにも該当する医薬品について、新型コロナウイルス等の治療に関し使用価値を有すると認めるときは、政府対策本部が廃止されるまでの間、当

該医薬品を新型コロナウイルス等治療用特定医薬品として指定することができる。

一 新型コロナウイルス等の治療以外の用途に係る製造販売の承認を受けている医薬品(新型コロナウイルス等治療に係る製造販売の承認を受けていないものに限る。)であつて、当該医薬品の副作用が既に知られているもの

二 医事若しくは薬事又は自然科学に関する雑誌その他の刊行物であつて、世界に広く知ら

れているものとして厚生労働大臣が定めるものに掲載された最新の論文その他により得られた医学的及び薬学的知見に基づき、新型コロナウイルス等の治療において有用性が認められる医薬品であつて、その有用性に比して著しく有害な作用を有すると認められないもの

2 前項の指定は、製造販売業者(医薬品に係る医薬品医療機器等法第十二条第一項の許可を受けている者をいう。以下同じ。)からの申請に基づき行うものとする。ただし、当該申請を待ついとまがないときは、厚生労働大臣は、当該申請によらず、当該指定を行うことができるものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の指定を行うため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス等に関する学会の意見を聴くことができる。

4 国は、厚生労働大臣が製造販売業者からの申請によらないで第一項の指定を行った場合において、当該指定を受けた新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の製造販売業者が当該指定により損失を受けたときは、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
(情報の提供等)

第三条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス等

治療用特定医薬品として指定されることが見込まれる医薬品及び新型コロナウイルス等治療用特定医薬品に関し、最新の論文その他により得られた医学的及び薬学的知見、我が国及び外国で実施された臨床試験の試験成績その他のこれらの医薬品の有効性及び安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。
(新型コロナウイルス等治療用特定医薬品に係る療養の給付)

第四条 新型コロナウイルス等治療用特定医薬品が新型コロナウイルス等の治療に使用された場合における医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定の適用については、当該新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の使用は、療養の給付として行われたものとみなす。
(新型コロナウイルス等治療用特定医薬品に係る副作用救済給付)

第五条 新型コロナウイルス等治療用特定医薬品が新型コロナウイルス等の治療の目的に従い適切に使用された場合において、当該使用により人に有害な反応が発現したときは、当該反応を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号。以下この項及び次項において「機構法」という。))第四条第十項に規定する許可医薬品等の副作用とみなして、機構法の規定を適用する。この場合において、機構法第十五条第一項第一号ハ中「拋出金」とあるのは「新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法第五条第一項の規定により読み替えて適用する第十九条第一項の拋出金」と、機構法第十九条第一項中「費用」

とあるのは「費用(新型インフルエンザ等治療用特定医薬品、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法に規定する新型インフルエンザ等治療用特定医薬品をいう。第七項において同じ。)に係る副作用救済給付業務に必要な費用を除く。」と、同条第七項中「決定した副作用救済給付」とあるのは「決定した副作用救済給付(新型インフルエンザ等治療用特定医薬品に係るものを除く。)」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する機構法第十九条第一項の副作用救済給付業務であつて新型インフルエンザ等治療用特定医薬品に係るものに必要な費用は、国の負担とする。

3 前二項に定めるもののほか、前項に規定する副作用救済給付業務に関し必要な事項は、政令で定める。

(新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の確保等)

第六条 国は、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品について、新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況に照らして必要となることが予測される数量を確保するため、当該新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の製造販売業者との連携協力を図りつつ、当該新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の買取りその他の必要な措置を講ずるとともに、当該新型インフルエンザ等治療用特定医薬品が地方公共団体等に適時かつ適切に配分されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品について、前項の措置を講じてもなお国内において需給が著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあり、これを早急に確保し

なければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、当該新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の製造販売業者に対する当該新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の増産の要請その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、前項の製造販売業者が同項の規定による措置により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(指定の失効)

第七条 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定は、次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 政府対策本部が廃止されたとき。

二 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定を受けた医薬品について、新型インフルエンザ等の治療に係る製造販売の承認があつたとき。

(指定の取消し等)

第八条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等の治療に係る医薬品であつて新型インフルエンザ等治療用特定医薬品に比して優れた使用価値を有するものについて製造販売の承認があつたときその他当該新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の使用により、既に知られている副作用以外の健康被害が発生した場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定を取り消し、又は期間を定めて当該指定の効力を停止

することができる。

(感染症に係る医薬品の生産体制の整備及び研究開発の推進に対する財政上の措置等)

第九条 国は、新型インフルエンザ等その他の国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症に係る診断、治療又は予防に必要な医薬品の安定的な供給の確保が国民の生命及び健康の保護に資し、ひいては我が国の安全保障に寄与するものであることに鑑み、国内において当該医薬品を生産する体制の整備が図られるよう、必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の医薬品の国内における研究開発を推進するため、当該医薬品の製造販売業者、研究機関、大学等が国との緊密な連携協力を図りながら行う当該医薬品の基礎的な研究開発から臨床試験に至る過程における取組に対する支援及び当該支援により開発された医薬品の買取りその他の施策を実施するために必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、疾病の治療又は予防に関し使用価値を有する医薬品について、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に、製造販売業者の申請によらないで当該疾病に関する学会の意見を参考にして当該医薬品の指定等を行うことによりその

使用を認める制度の整備について検討を加えるとともに、国民の生命及び健康の保護の観点から必要不可欠な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の国内における生産体制の整備及び研究開発の推進のための施策について検討を加え、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新型インフルエンザ等の急速なまん延に対処し、国民の生命及び健康を保護するため、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外十六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新型インフルエンザ等の急速なまん延に対処し、国民の生命及び健康を保護するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置され、国民の生命及び健康を保護するため緊急の必要があると認める場合であつて、新型インフルエンザ等の治療に関し有用な既承認医薬品がないときにおいて、副作用が既知である他の疾病について承認された医薬品であつて、最新の論文等により新型インフルエンザ等の治療に有用と認められる医薬品につい

令和四年四月十九日 衆議院會議録第二十一号

て、政府対策本部が廃止されるまでの間、当該医薬品を新型インフルエンザ等治療用特定医薬品として指定することができること。

2 1の指定は、医薬品の製造販売業者からの申請に基づき行うものとする。ただし、当該申請を待ついとまがないときは、厚生労働大臣は、当該申請によらず、当該指定を行うことができるものとする。

3 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の新型インフルエンザ等の治療における使用について、医療保険各法等の療養の給付として行われたものとみなすとともに、当該使用により人に有害な反応が発現したときは、医薬品副作用被害救済制度の対象とすること。

4 国は、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品について、新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況に照らして必要となることが予測される数量を確保するため、当該新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の買取りその他の必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等に適時かつ適切に配分されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 政府対策本部が廃止された場合等の指定の失効及び新型インフルエンザ等治療用特定医薬品に既知の副作用以外の健康被害が発生した場合等の指定の取消し等について定めること。

6 国は、感染症に係る医薬品の生産体制の整備及び研究開発の推進に関し、必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

7 この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の否決理由
新型コロナウイルス感染症をはじめとする新

新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案及び同報告書 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

型インフルエンザ等の急速なまん延に対処し、国民の生命及び健康を保護するため、所要の措置を講じようとする。これは、妥当でないものとの認め、本案は否決すべきものと議決した。
右報告する。

令和四年四月十五日

厚生労働委員長 橋本 岳

衆議院議長 細田 博之殿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和四年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第二項中「ため」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の二第三項の規定による情報の提供その他の厚生労働省令で定める方法によつてを加える。

第十四条第六項中「承認」の下に「第十四条の二の二第一項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付したものを除く。第十一項において同

じ。」を加え、「同項後段に」を「第三項後段に」に改める。

第十四条の二の二第一項中「並びに前条第二項」を「第十四条の二第二項並びに前条第二項(次条第二項において準用する場合を含む。)」に、「同条第三項」を「第十四条の二第三項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第十四条の二第二項」に改め、同条第六項を第七項とし、同条第五項中「又は前項の規定による報告を受けたときは」に、「又は届出の状況」を「届出の状況又は報告を受けた旨」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品についての前条第四項の規定による報告をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に報告しなければならない。

第十四条の二の二を第十四条の二の三とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

(緊急承認)

第十四条の二の二 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項(第三号ハに係る部分を除く。)、第六項、第七項及び第十一項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。

二 申請に係る効能又は効果を有すると推定されるものであること。

三 申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品として使用価値がないと推定されるものでないこと。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による第十四条の承認に係る医薬品の特性その他のを勘案して必要があると認めるときは、当該品目に係る同条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうか又は当該医薬品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、第五項の申請に係る第十四条第二項第三号の規定による審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、第一項の期限を一年を超えない範囲内において延長することができる。

4 第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医薬品の使用の

成績に関する調査その他厚生労働省令で定める調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限(第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの)内に、改めて同条の承認の申請をしなければならない。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」とあるのは、「その医薬品の使用成績に関する資料その他の厚生労働省令で定める」とする。

6 前項の申請があつた場合において、同項に規定する期限内にその申請に対する処分がされないときは、第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認は、当該期限の到来後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第十四条の第三第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 第十四条の二の第二項の規定は、前項の規定による第十四条の承認について準用する。

第十四条の四第一項中「第十四条の承認」の下に「(第十四条の二の第二項の規定により条件及び期限を付したものを除く。以下この条及び第十四条の六第一項において同じ。)」を加え、同項第一号中「既に第十四条又は第十九条の二の承認を」既に第十四条の承認又は第十九条の二の承認(同条第五項において準用する第十四条の二の第二項の規定により条件及び期限を付したものを除く。以下この項において同

じ。に改め、同号口及び同項第二号中「第十四条」の下に「承認」を加える。

第十四条の五第一項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第十四条の七第一項中「第十四条の二の第二第四項」を「第十四条の二の第三第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第十四条の七の二第八項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改め、同条第九項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第二項」に、「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改め、同条第十項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第十四条の十第一項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第十九条の二第五項中「並びに第十四条の二の二を」、第十四条の二の二並びに第十四条の二の三に改め、同条第六項中「第十四条の二の二を」第十四条の二の三に改める。

第十九条の三第二項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第二十条第一項中「前項」を「第十四条の二の第二項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条の二の第二項」と、「第十四条の承認」とあるのは「第十九条の二の承認」と、同条第三項中「第一項」に改める。

第二十三条の二の五第十一項中「承認を」を「承認(第二十三条の二の六の二第一項第二十三條の二の十七第五項において準用する場合を含む。)」の規定により条件及び期限を付したもの

を除く。を」に、「同項」を「第一項」に改める。

(緊急承認)

第二十三条の二の六の二 第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項(第三号八に係る部分を除く。)、第六項、第七項、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医療機器又は体外診断用医薬品であり、かつ、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。

二 申請に係る効果又は性能を有すると推定されるものであること。

三 医療機器にあつては、申請に係る効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより医療機器として使用価値がないと推定されるものでないこと。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による第二十三條の二の五の承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、当該品目に係る同条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に

適合するかどうか又は当該医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造管理若しくは品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、第五項の申請に係る第二十三條の二の五第二項第三号の規定による審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、第一項の期限を一年を超えない範囲内において延長することができる。

4 第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三條の二の五の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する調査その他厚生労働省令で定める調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三條の二の五の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限(第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの)内に、改めて同条の承認の申請をしなければならない。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」とあるのは、「その医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料その他の厚生労働省令で定める」とする。

6 前項の申請があつた場合において、同項に

規定する期限内にその申請に対する処分がされないときは、第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二の五の承認は、当該期限の到来後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第二十三条の二の七第一項中「含む。」の下に「前条第二項（次条第二項）において準用する場合を含む。」を加え、「前条第二項」を「第二十三条の二の六第一項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第二十三条の二の六第三項」に改め、同条第六項を第七項とし、同条第五項中「又は前項」を「第四項」に、「ときは」を「とき」、又は前項の規定による報告を受けたときは「に」、又は届出の状況を「届出の状況又は報告を受けた旨」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品についての前条第四項の規定による報告をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に報告しなければならない。

第二十三条の二の八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十三条の二の六の二第二項の規定は、前項の規定による第二十三条の二の五の承認について準用する。

第二十三条の二の九第一項中「の承認」の下に「第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。第六項において同じ。」を加える。

第二十三条の二の十第一項中「第四項」の下に

「及び第五項」を加える。

第二十三条の二の十の二第十項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第二十三条の二の十七第五項中「第二十三条の二の六並びに第二十三条の二の七」を「並びに第二十三条の二の六から第二十三条の二の七まで」に改める。

第二十三条の二の二十第一項中「前項」を「第二十三条の二の六の二第二項」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の六の二第二項」と、「第二十三条の二の五」とあるのは「第二十三条の二の十七」と、同条第三項中「第一項」に改める。

第二十三条の二の二十五第五項中「第二十三条の二十六第一項」を「第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項（これらの規定を）に改める。

第二十三条の二十六第一項中「及びロ」の下に「並びに第十項」を加え、同条第五項中「その他厚生労働省令」を「その他の厚生労働省令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（緊急承認）

第二十三条の二十六の二 第二十三条の二十五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する再生医療等製品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項（第三号ハに係る部分を除く。）、第五項、第六項及び第十項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 国民の生命及び健康に重大な影響を与え

るおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な再生医療等製品であり、かつ、当該再生医療等製品の使用以外に適当な方法がないこと。

二 申請に係る効能、効果又は性能を有すると推定されるものであること。

三 申請に係る効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより再生医療等製品として使用価値がないと推定されるものでないこと。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による第二十三条の二十五の承認に係る再生医療等製品の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、当該品目に係る同条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうか又は当該再生医療等製品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。

この場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

3 前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二十五の承認について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「三年」とあるのは「一年」と、同条第五項中「同条第一項」とあるのは「第二十三条の二十五」と読み替えるものとする。

第二十三条の二十七第一項中「第八項並びに」

を「第八項」に改め、「第十四条の二第二項」の下に「並びに前条第二項（次条第二項）において準用する場合を含む。」を加え、同条第三項中「調査」を「調査」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「第二十三条の二十六第三項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「報告は、同項を「報告をしようとする者は、第二十三条の二十六第三項」に、「行わなければ」を「報告しなければ」に改める。

第二十三条の二十八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十三条の二十六の二第二項の規定は、前項の規定による第二十三条の二十五の承認について準用する。

第二十三条の二十九第一項中「（第二十三条の二十六第一項の下に）又は第二十三条の二十六の二第一項」を、「以下この条の下に」及び「第二十三条の三十一第一項を加え、同項第一号中「第二十三条の二十六第一項」の下に「又は第二十三条の二十六の二第一項」を加える。

第二十三条の三十一第一項中「（第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を削る。

第二十三条の三十七第五項中「並びに」を「

第二十三条の二十六の二並びに」に改める。

第二十三条の四十第一項中「前項」を「第二十三条の二十六の二第二項」とあるのは「第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六の二第二項」と、「第二十三条の二十五」とあるのは「第二十三条の三十七」と、同条第三項中「第一項」に改める。

第六十五条の五第二号中「第二十三条の二十

号」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条の二の第二項第一号、第二十三條の二の十七第五項において準用する第二十三條の二の六の第二項第一号又は第二十三條の三十七第五項において準用する第二十三條の二十六の二第二項第一号」を加える。

第七十五条の三中「同じ。」又は「を」同じ。若しくはに、「又は第二十三條の三十七」を「若し

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇

は第二十三条の三十七に改め、「なつたと認めるとき」の下に、「医薬品、医療機器若しくは体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の第十四条の第三項、第二十三条の二の八第一項若しくは第二十三条の二十八第一項の規定による第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けた者が第十四条の第三項において準用する第十四条の二の第二項、第二十三条の二の八第二項において準用する第二十三条の二の六の第二項若しくは第二十三条の二十八第二項において準用する第二十三条の二十六の第二項の規定に違反したとき」を加える。

第七十八条第一項第八号中「又は第十三項(同条第十五項を若しくは第十三項第十四条第十五項に、「調査」を「又は第十四条の二の第二項(第十四条の第三項第二十條第一項において準用する場合を含む。及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。の調査」に改め、同項第十四号中「又は」を「若しくは」に、「調査」を「又は第二十三条の二の六の二第二項(第二十三条の二の八第二項第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。の調査」に改め、同項第二十四号中「又は」を「若しくは」に、「調査」を「又は第二十三条の二十六の二第二項(第二十三条の二十八第二項(第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。の調査」に改め、同条第二項中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の三第一項」に改め、「医薬品等審査等」の下に、「確認を加える。

第八十条第八項中「第十四条の三第一項」を「第十四条の二の第二項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。若しくは第十四条の三第一項に改め、「医薬品」の下に「第二十三条の二の六の二第二項(第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。若しくは」を、「又は」の下に「第二十三条の二十六の二第二項(第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。若しくは」を加える。

第八十三条第一項中「の数」との下に、「第十四条の二の第二項第一号」を、「第十四条の三第一項第一号」の下に、「第二十三条の二の六の二第二項第一号」を、「第二十三条の二の八第一項第一号」の下に、「第二十三条の二十六の二第二項第一号」を、「維持」との下に、「第十四条の二の二第二項第三号中「又は」であるのは若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物についての残留性の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」とを加え、「及び第二十三条の二十六第一項第三号」を、「第二十三条の二十六第一項第三号及び第二十三条の二十六の二第二項第三号」に改め、同条第二項中「含む。」の下に、「第十四条の二の二第二項第三号(残留性の程度に係る部分に限り、第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「第二十三条の二十六第一項第三号」を「第二十三条の二十六第一項第三号の二十六第一項第三号若しくは第二十三条の二十六の二第二項第三号(これらの規定の」に、「第二十三条の三十七第五項を、これらの規定を第二十三条の三十七第五項に改め

る。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章の二 再編計画の認定(第十二条の二―第十二条の十)を「第三章の二 電磁的方法による処方箋の提供等の推進(第十二条計画の認定(第十二条の二―第十二条の十)の二)に、「連結情報提供業務」を「業務」に、「第三十七条を「第三十七条の二」に、「第十九条を「第三十九条の二」に改める。

第三章第三項中「次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」を以下「医療保険者」に改める。

第十二条の二を第十二条の二とする。

第十二条の六第三項中「第十二条の二第三項」を第十二条の二の二第三項に改める。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 電磁的方法による処方箋の提供等の推進

第十二条の二 医師又は歯科医師は、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十二條第一項又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十一條第一項の規定によるこれらの者に対する処方箋(書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。)を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の交付に代えて、支払基金又は連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該処方箋を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条及び第三十八条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。

2 前項の規定により処方箋の提供を受けた支払基金又は連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者が電磁的方法により当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようになるとともに、当該患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を電磁的方法により提供しなければならない。

3 薬剤師は、前項の規定により提供された処方箋により調剤したときその他厚生労働省令で定めるときは、支払基金又は連合会に対し、薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)第二十六條に規定する事項その他厚生労働省令で定める事項を含む情報を、厚生労働省令で定めるところにより、電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定により情報の提供を受けた支払基金又は連合会は、第一項の規定により当該情報に係る処方箋の提供を行った医師又は歯科医師その他の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、これらの者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報を電磁的方法により提供しなければならない。

5 医師又は歯科医師は、医師法第二十二條第一項又は歯科医師法第二十一條第一項の規定により処方箋を交付した場合には、厚生労働

省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、当該処方箋に記載し、又は記録した情報を電磁的方法により提供することができる。

6 医師又は歯科医師は、医師法第二十二條第一項若しくは歯科医師法第二十一條第一項の規定による処方箋の交付又は第一項の規定による電磁的方法による処方箋の提供を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができる。

7 薬剤師は、調剤を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができる。

8 前二項の規定により情報の提供の求めを受けた支払基金又は連合会は、当該求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対し当該情報を電磁的方法により提供しなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

2 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務及び前項各号に掲げる業務のほか、第一条に規定する目的を達成するとともに、医療保険者が行う高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法の規定による保健事業若しくは福祉事業、後期高齢者医療広域連合(同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。第三十九条の二第一項において同

じ。)が行う同法第二百五條第一項に規定する高齢者保健事業又は法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものが行う健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業(第三十五条第二項において「保健事業等」と総称する。)に資するため、次に掲げる業務を行う。

一 第十二条の二第一項の規定により処方箋の提供を受け、同条第二項の規定に基づき当該処方箋に記載された情報を閲覧することができるようになるとともに、同項の規定により、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第三項及び第五項の規定により情報の提供を受ける業務

二 第十二条の二第二項の規定により提供を受けた処方箋に記載された情報並びに同条第三項及び第五項の規定により提供を受けた情報を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務

三 第十二条の二第四項の規定により、同項の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、当該者に対し同条第三項の規定により提供を受けた情報を提供する業務

四 第十二条の二第八項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、同条第六項又は第七項に規定する情報を提供する業務

五 薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋(第十二条

の二第二項の規定により提供されたものに限る。)を保管する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
第二十五条第一項中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「並びに同条第二号」を「同項第二号」に、「に關し」を「並びに同条第二項各号に掲げる業務(以下「支払基金電子処方箋管理業務」という。)に關し」に改める。

第二十六条中「及び支払基金連結情報提供業務」を「支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十七条及び第二十八条第一項中「及び支払基金連結情報提供業務」を「支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改める。

第二十九条中「の一部」を「及び支払基金電子処方箋管理業務の一部」に改める。

第三十条第一項中「に係る」を「及び支払基金電子処方箋管理業務に係る」に改める。

第三十一条第一項中「に關し」を「及び支払基金電子処方箋管理業務に關し」に、「その業務」を「これらの業務」に改める。

第三十二条及び第三十四条中「及び支払基金連結情報提供業務」を「支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改める。

第六章の章名中「連結情報提供業務」を「業務」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

2 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務及び前項に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するとともに、保健事業等に資するため、第二十四条第

二項各号に掲げる業務を行う。

第三十六条中「行う」の下に「同条第一項に規定する」を、「いう」の下に「及び前条第二項に規定する業務(以下「連合会電子処方箋管理業務」という。)を加える。

第三十七条第一項中「に關し」を「及び連合会電子処方箋管理業務に關し」に、「その業務」を「これらの業務」に改める。

第六章中第三十七条の次に次の一項を加える。

(業務の委託)

第三十七条の二 連合会は、連合会電子処方箋管理業務の全部又は一部を支払基金その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第七章中第三十八条を第三十八条の二とし、同条の前に次の一項を加える。

(関係者の連携及び協力)

第三十八条 医療機関及び薬局その他の関係者は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務が円滑に実施されるよう、電磁的方法による処方箋の提供及び電磁的方法により提供された処方箋により調剤を実施する体制の整備に努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第七章中第三十九条の次に次の一項を加える。

(費用)

第三十九条の二 支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務に要する費用は、政令で定めるところにより、医療保険者、後期高齢者医療広域連合その他法令の規

令和四年四月十九日 衆議院会議録第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

六二

定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものが負担する。

2 支払基金又は連合会は、第二十四条第二項の規定により支払基金が行う同項第五号に掲げる業務又は第三十五条第二項の規定により連合会が行う同号に掲げる業務を行う場合は、前項の規定にかかわらず、当該業務を支払基金又は連合会に委託する薬局の開設者から、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

第四十条中「又は連合会連結情報提供業務」を「若しくは支払基金電子処方箋管理業務又は連合会連結情報提供業務若しくは連合会電子処方箋管理業務」に改める。

第四十三条第二号中「に係る業務上の余裕金を運用したとき」を「若しくは支払基金電子処方箋管理業務に係る業務上の余裕金を運用したとき」に改める。

附則第一条の三第二項中「並びに」とあるのは、「を」、「同項第二号」とあるのは、「に」、「並びに前条」を、「前条」に、「行う」を「行う同条第一項第二号」と、「並びに」とあるのは「並びに同条の規定により行う」に改める。

(医師法の一部改正)

第三条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「当つてゐる者に対して処方せん」を「当たつてゐる者に対して処方箋」に改め、同条ただし書中「当つてゐる者が処方せん」を「当たつてゐる者が処方箋」に、「一に」を「いづれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第七号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条に次の一項を加

える。

2 医師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の二第一項の規定により処方箋を提供した場合は、前項の患者又は現にその看護に当たつてゐる者に対して処方箋を交付したものとみなす。

第三十三條の二第一号中「から第二十二條まで」を、「第二十一條、第二十二條第一項に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第四条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「当つてゐる者に対して処方せん」を「当たつてゐる者に対して処方箋」に改め、同条ただし書中「当つてゐる者が処方せん」を「当たつてゐる者が処方箋」に、「二に」を「いづれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条に次の一項を加える。

2 歯科医師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の二第一項の規定により処方箋を提供した場合は、前項の患者又は現にその看護に当たつてゐる者に対して処方箋を交付したものとみなす。

第三十一條の二第一号中「第二十一條」を「第二十一條第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第四条まで

の規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二の二第一項」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条第十八項

二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十

六号)第八十条の三第一項

(薬剤師法の一部改正)

第五条 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六号)の一部を次のように改正する。

第十九條ただし書中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第二号中「第二十二條各号」を「第二十二條第一項各号」に、「第二十一條各号」を「第二十一條第一項各号」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項の表第三十三条の二第一号の項

中「から第二十二條まで」を、「第二十一條、第二十二條第一項」に改める。

第百一條第二項の表第三十一條の二第一号の項中「第二十一條」を「第二十一條第一項」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第七條 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第五号イ中「第十四條の二の二第一項」を「第十四條の二の三第一項」に、「第十四條の二の二第四項」を「第十四條の二の三第四項」に改める。

理 由

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 緊急時において、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等による健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品等について、当該医薬品等の使用以外に適当な方法がない場合に、安全性の確認を前提に、有効性が推定されたとき、その適正な使用の確保のために必要な条件及び期限を付した上で迅速に薬事承認を与える仕組みを創設すること。 2 医師等が電子処方箋を提供できる仕組みの創設及び社会保険診療報酬支払基金等が行う電子処方箋関連業務に関する規定の整備等を行うこと。 3 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。 二 議案の可決理由 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。 なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 令和四年四月十五日 厚生労働委員長 橋本 岳 衆議院議長 細田 博之殿 〔別紙〕 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 一 緊急承認された医薬品等について、当該承認	後に改めて行う承認申請に当たっては基本的に検証的臨床試験の成績の提出を求めるとともに、当該承認時に付された期限の延長は原則として一年間の延長が一回限りとなるよう運用し、当該承認時に認められた安全性、有効性等が確認できない場合には速やかに承認を取り消すこと。 二 緊急承認制度の運用における透明性、公平性を確保するため、審査報告書や審議会議事録の早期公表、承認済みや開発中の医薬品等の情報開示や情報発信に努めること。 三 緊急承認制度により承認された医薬品等の市販後の安全対策を徹底するため、製造販売業者による安全性監視計画の設定、徹底したリスク管理、安全性についての情報収集及び収集した情報の専門家による迅速な評価を実施すること。 四 緊急承認制度により承認された医薬品等の副作用、副反応による健康被害が生じた場合には、当該健康被害の情報を速やかに開示するとともに、医薬品副作用健康被害救済制度の対象となることを確実に周知すること。 五 電子処方箋については、早期に全ての医療機関、薬局等において導入されるよう、システムの導入を支援するとともに、医療機関や薬局に過度な負担とならないよう必要な配慮を行うこと。 六 重複投薬の防止等の電子処方箋導入による効果を十分に発揮できるようにするため、電子処方箋の意義、効果を国民に周知するとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた措置を講ずること。また、国民が広くマイナンバーで処方内容を確認できるようにするまでの暫定的措置として行う紙の処方内容の	控えの交付を終了するに当たっては、マイナンバーカードを利用しない患者が処方内容を確認に確認できる方策を講ずること。 七 国民が自らの保健医療情報を把握できるようにとともに、医療機関が連携して質の高い医療を提供できるようにするため、標準規格に準拠した電子カルテの普及促進に向けた医療機関への財政支援等を講ずることにより、電子カルテ情報についても医療機関間で共有できるよう仕組みを速やかに構築し、データヘルス改革を一層推進すること。 八 国民の健康づくりにつながる新たなサービス創出のため、パーソナル・ヘルス・レコードの取組を推進するとともに、オンライン診療やオンライン服薬指導を含め、患者の利便性向上に寄与する保健医療分野におけるデータの活用やデジタル化等のデータヘルス社会の実現に向けた取組を推進すること。 九 薬事承認制度が製薬企業からの申請に基づくものであることを踏まえ、製薬企業の研究開発支援、申請時の企業負担の軽減、治験等の手続の簡素化、企業相談の実施その他の製薬企業の薬事承認申請を促進するとともに、緊急時には国が主導して医薬品等を確保する仕組みを検討し整備するための措置を講ずること。 十 国内外の創薬イノベーション基盤強化のため、臨床研究中核病院間のネットワーク形成による効率的な治験データ収集体制の構築、国際共同治験実施のための現地人材育成、臨床研究及び治験ネットワーク構築並びに拠点整備支援等の国内外における治験環境の整備拡充その他の官民におけるデータ活用環境の整備整備、薬価制度上の創薬イノベーションの適切な評価を実施すること。	十一 医薬品等による副反応疑い報告制度の運用において情報不足により評価不能とされる事例の割合が多いことを踏まえ、副作用や副反応を疑う症状が発生した場合における健康被害調査の充実、当該症状を訴える患者に対応できる医療機関の紹介その他の当該症状に悩む者への支援を充実すること。また、健康被害救済制度に関し、厳密な医学的因果関係までを求めない健康被害の救済を確実に実施するとともに因果関係を証明するデータが不足する場合における救済や支援について諸外国の制度を含め情報収集し、検討すること。 十二 医薬品等の市販後の安全対策を充実するため、患者自らが医薬品の副作用、副反応が疑われる事例を報告できる仕組みについて、報告方法の改善、当該報告に対するフォローアップの拡充、添付文書の改訂等の安全措置への反映その他の当該報告の活用、予防接種の実施状況と副反応疑い症状の発現状況等を個人単位で連結して報告、把握するシステムの整備、予防接種の安全性等に関する調査を的確に行うためのデータベースの整備を実施すること。 十三 国内におけるワクチン、治療薬の開発、生産体制確立のため、治験費用や薬事承認に係る費用の補助、治験や臨床研究に関する国民の理解の増進、医療系ベンチャー企業の育成等の医薬品等の研究開発から実用化までの各段階を総合的に支援すること。 十四 疾病の治療又は予防に関し使用価値を有する医薬品について、特に緊急時に医療上の必要が認められた場合に、当該疾病に関する学会等の意見を参考にして当該医薬品を優先かつ迅速に承認する制度の活用について検討を加えるとともに、国民の生命及び健康の保護の観点から
---	--	---	---

必要不可欠な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の国内における生産体制の整備及び研究開発の推進のための施策について検討を加え、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十五 自宅療養者等の病状等に応じて着実に健康観察や必要な医療を提供するため、日頃から患者のことをよく知るかかりつけ医が自宅療養者等の健康観察や緊急承認された治療薬の適切な投与等の医療提供を実施できるよう、オンライン診療拡充の支援、感染症対策に係る知識の普及及び医薬品、衛生用品等の提供、その他のかかりつけ医等が自宅療養者等に感染の前後を問わず対応するための体制整備に努めること。

十六 緊急承認された医薬品等が迅速かつ確実に自宅療養者等に届けられる環境の重要性に鑑み、日頃から患者のことをよく知るかかりつけ医により自宅療養者等が迅速かつ確実に医療を受けることが望ましいことを踏まえ、高齢者や基礎疾患を有する者等が感染時にかかりつけ医等による医療を迅速に受けられるよう、往診やオンライン診療が可能な医療機関の事前確保その他の診療・検査医療機関や健康観察・診療医療機関の拡充を行うこと。

十七 コロナ死亡者のうち高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、施設に対する感染制御・業務継続支援チームの迅速な派遣体制の構築、医師や看護師の往診・派遣、その他の高齢者施設等における医療支援体制強化、自宅での医療提供体制強化を推進すること。

十八 コロナ治療薬の供給における課題や感染急拡大時にマスク、検査キット等の医療物資供給不足が発生したことを踏まえ、感染症発生時における医薬品、医療機器、衛生用品等の必要数

量の予測から、確保、配布までの総合的な供給体制を整備すること。

十九 かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとつてかかりつけ医機能が有効に発揮されるための具体的方策について迅速に検討するとともに、コロナ禍において自宅療養者等への医療提供に課題が生じたことを踏まえ、コロナ医療対応を強化するためのかかりつけ医への支援等により、高齢者、基礎疾患を有する者等へのコロナ医療に対応するかかりつけ医が増加するよう、かかりつけ医の有効活用を推進を含め、必要な措置を講ずること。

衆議院会議録第八号中訂正

一二ページ四段一五行及び一三ページ二段六行「城井崇君外十二名」を「城井崇君外十一名」に訂正する。

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本号一部
二四二円
（本体）
二二〇円